

会報

第72号

国立大学協会

昭和51年6月

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長, 副会長を含む21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会

科学技術行政特別委員会	大学格差問題特別委員会
医学教育に関する特別委員会	図書館特別委員会
教養課程に関する特別委員会	研究所特別委員会
入試期特別委員会	教職員の厚生等に関する特別委員会
入試調査特別委員会	教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

フランスの大学学長団の来日 井上智勇 3
国立学校特別会計を振り返って 鶴田酒造雄 15

■事業報告

諸会議議事要録 (51年1月～4月)

理事会 (2.13) 20
第1常置委員会 (3.10) 28
第1常置委員会 (4.28) 32
第3・4常置委員会合同会議 (2.23) 36
第5常置委員会 (1.16) 46
第5常置委員会 (4.17) 48
第6常置委員会 (1.27) 51
医学教育に関する特別委員会 (2.3) 57
医学教育に関する特別委員会 (3.11) 59
大学格差問題特別委員会 (1.26) 62
教員養成制度特別委員会 (1.26) 64
入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会合同会議 (2.19) 72
入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会合同会議 (4.30) 78
実施方法等調査専門委員会小委員会・科目別研究専門委員会委員長合同
会議 (1.16) 84
実施方法等調査専門委員会小委員会・科目別研究専門委員会委員長合同
会議 (4.30) 92
特別会計制度協議会 (1.14) 99
就職問題懇談会 (1.23) 101
諸 会 合 (51年1月～4月) 105

■予算・決算

昭和50年度国立大学協会歳入・歳出追加予算〈案〉(2.13理事会承認) 106
昭和50年度国立大学協会歳入・歳出決算〈案〉(5.7理事会承認) 107
昭和51年度国立大学協会歳入・歳出予算〈案〉(2.13理事会承認) 109

■要望書等

医学教育の改革に関する調査研究報告書の送付について(要望 2.13) 111
国立大学の授業料について(要望 2.17) 111

「高等教育計画部会中間報告」に対する国立大学協会第1常置委員会の当
面の要望(メモ 3.15) 112

「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について——中間報告」につ
いての意見(3.31) 112

■資 料

国立大学入試改善調査施設の設置について
依頼(50.12.15)と回答(50.12.18) 115

大学卒業予定者のための就職事務開始時期について(通知 2.3) 116

学費について(事務連絡 2.17) 116

51年度スポーツ安全協会傷害保険の保険料および保険金額改定について
(3.29) 117

■その 他

学長等の移動について 119

寄贈図書 120

ずいひつ 窓

珍品奇品 岡村一郎 104

新しい体温の測定法 戸川達男 118

フランスの大学学長団の来日

報告 井上智勇

1975年9月21日から10月7日まで、次のフランスの大学学長3名と同伴者1名が来日し、わが国の国立・私立大学等の若干を訪問して、種々な対話をかわした。

来日した学長は次の3名であった。

F. Luchaire, Président de l'Université parisienne Panthéon-Sorbonne, Président de la Commission des relations internationales de la Conférence des Présidents d'universités françaises.

P. Deyon, Président de l'Université des Science humaines de Lille.
Vice-Président de la Conférence.

M. Soutif, Président de l'Université scientifique et médical de Grenoble, Vice-Président de la Conférence.

一行の日程は次のとおりであった。

フランス大学学長招へい日程

日次	月日	行 動	計 画	宿 泊	備 考
	9/20 (土)		13:00 パリ発 JL#404		
1	21 (日)		17:00 東京着	ホテルニュー ジャパン	
2	22 (月)	10:00 文部大臣表敬 10:30 文部省幹部と 11:30 懇談 11:40 文部省幹部と 13:30 昼食 (東京プリンス ホテル)	14:00 東大学長等と 懇談 東大視察 18:30 文部大臣招待 20:30 カクテルパー ティ (東海クラブ)	"	世話大学: 東大 文部省
3	23 (火)	10:00 早稲田大学訪 13:30 問(大隈会館 で昼食)	14:30 東京水産大訪 16:00 問 17:00 "文楽"(国立 20:30 劇場) 20:30 外務省大島参 事官夫妻招宴	"	世話大学: 東水大 スーティブ学長 10:00 日本電子見 学 14:00 日製産業理 化学機器セ ンター見学
4	24 (水)		12:30 フランス大使 招待昼食会 (フランス大 使公邸)	"	

5	25 (木)	9:25} 上野発 10:15} 土浦着 [ときわ4号] 10:40 筑波大学	12:00} 筑波大学長, 14:00} 高エネ研所長 等と懇談(昼食) 14:00 高エネ研等学 園都市視察 17:08} 土浦発 18:04} 上野着 [ときわ8号]	"	世話大学:筑波大 フランス大使館
6	26 (金)	9:16} 東京発 10:52} 静岡着 [新幹線 こだま223号] 静岡~清水	東海大海洋学部視察 [東海大招宴]	日本平ホテル	世話大学:東海大
7	27 (土)	10:16} 静岡発 12:36} 京都着 [新幹線 こだま219号]	17:30} 京都地区大学 18:30} 長との懇談 18:30 [京都大招宴]	都ホテル	世話大学:京大
8	28 (日)	京都市内観光	京都市内観光	京都ホテル	世話大学:京大
9	29 (月)	京大視察	奈良へ 奈良教育大視察 [奈良地区大学長との 懇談, 招宴]	奈良ホテル	世話大学:京大・奈教 大
10	30 (火)	奈良市内観光	奈良市内観光 大阪へ [大阪地区大学長との 懇談, 招宴]	大阪ロイヤル ホテル	世話大学:奈教大・阪 大
11	10/1 (水)	阪大視察	阪大視察 17:00} 大阪発 17:55} 大分着 [全日空185便] 19:30 県知事, 学長 招待レセプシ ョン	別府・杉乃井 ホテル	世話大学:阪大・大分 大
12	2 (木)	大分大, 県庁視察 新日鉄(大分)見学 同製鉄所長招待レセプ ション(大分西鉄グラ ンドホテル)	福岡へ	西鉄グランド ホテル	世話大学:大分大・九 大
13	3 (金)	九大視察	14:40} 福岡発 16:15} 那覇着 [日航927便] 17:00} 琉球大学視察 18:00} 19:30} 夕食懇談会 21:00}	沖縄ホテル	世話大学:九大・琉球 大
14	4 (土)	8:30} 海洋博見学 17:00}	海洋博見学	ロイヤルホテ ル(会場内)	世話大学:琉球大
15	5 (日)	9:00} 海洋博会場発 10:00} 那覇着	13:00} 琉球大周辺の 14:00} 史跡視察	東京 ホテルニュー ジャパン	世話大学:琉球大

		10:30} 沖縄県立博物 11:30} 館視察 11:30} 昼食 12:00}	15:40} 那覇発 18:00} 東京着 〔日航904便〕		
16	6 (月)	10:30} 日仏会館関係 12:30} 者と懇談 昼食	13:00} 国連大学長と 14:00} 懇談 15:00} 大学間の国際 18:00} 交流について 懇談(学会館) 18:00} 国大協招待サ 20:00} ヨナラパーテ ィ(学会館)	"	世話大学: 東大
17	7 (火)	11:00 東京発 JL#441	18:05 パリ着		

フランスの学長団が来日した経緯

フランスの学長が来日するに至った経緯は次のようである。すなわち、1974年10月、時の文部大臣奥野誠亮氏が、第18回ユネスコ総会に出席のため、文部省学術国際局長木田宏氏とともに訪仏した際に、フランスの大学庁長官ジャンポール・ソワンソン氏と会談した。その際に奥野文部大臣は、日本の大学の事情視察と日仏大学間の交流を促進するため、1975年度に、フランスの学長若干名を日本に招へいしたい旨を提案して賛同を得た。

上記の事実を踏まえて、1975年4月18日文部省はフランス政府に、訪日する大学長3名の人選を依頼するとともに、招へい時期は1975年9月中旬から10月上旬に至る約2週間とすること、旅費・滞在費は日本側負担とすることを通知した。フランス政府からは、フランス大学長協議会(会長:ソワンソン大学庁長官)の人選したものととして、

ルネ・レモン——パリ第10大学(ナンテール)学長(大学長協議会第1副会長)【専攻、歴史学】

ミシェル・スーティフ——グルノーブル第1大学学長(同協議会第3副会長)【専攻、物理学】

フランソワ・リュシェール——パリ第1大学(パンテオン-ソルボンヌ)学長(同協議会渉外委員長)【専攻、憲法】

を推薦するとともに、パリ発9月20日から約2週間とすることを通知してきた。

文部省は来日学長の旅費・滞在費は日本学術振興会を通して支給することとし、日程案の作成を国立大学協会に依頼した。

今回のフランス大学長の招へいは、上に述べたように、文部省の発議によるものであるが、かねて学長間の国際交流を主張してきた国立大学協会は、その意向に合致する事業であるという認識に立って、積極的に協力することとし、まず第5常置委員会の中に、「フランス大学長招待準備委員会」を設置し、文部省学術国際局と連絡をとりつつ、日程案の作成を行い、それにもとづいてフランスの学長が訪問すべき国立大学の学長を準備委員に加えた。

6月20日永井道雄文部大臣は、日程に沖縄訪問を加えたため、日程の延長を認めた上で上記3大学長にフランス政府経由で、9月20日から10月7日までの招へい状を発送した。その後ルネ・レモン学長が訪問不可能となったため、その代りとして、ピエール・デイヨン、リール第3学長（専攻、社会思想史）を推薦する旨の通報があり、これを受けて永井文部大臣は同学長宛に招へい状を発送した。

こうしてフランス学長一行の来日が実現したのであるが、一行の日本における訪問先およびそこでの対話の概要は次のようであった。ちなみに、文部省学術国際局ユネスコ国際部企画連絡課専門員島岡八郎氏が、来日学長と全行程を共にして、その世話にあたった。

各大学での対談

東京大学での対談

9月22日午後2時より3時半まで、来日学長団と、林健太郎東大学長・岡村綾吾学長特別補佐・高木佐知夫学長特別補佐・岩田俊一事務局長・大嶋藤三学生部長との間で対談が行われた。

冒頭にフランス学長団を代表してリュシェール学長は、国大協会長としての林学長に、一行の来日について国大協が支援したことに対する謝意を述べ、その際、来年度には数名の日本の学長をフランスに招待できる見通しであり、今後この種の交流を通じて、日仏両国の学術交流を一層促進したい旨の発言があった。

ついで対談に入り、林学長から東大の概況説明があった後、フランスの学長側から、学長の学内における権限、学長選挙における学生参加の有無についての質問が行われた。

林学長はこれに対して、学長の立場が、学部自治の上にあること、学長選挙は学生参加が認められていないことの説明を行った。フランスの学長側からは、フランスでは一応学生参加の形が採用されているが、余り効果があるものではないという現状の紹介があった。

その他、最近の学生動向、大学の財政問題、研究費の配分方法等について、相互に現状を報告し合う形で話が進められた。この間、通訳は文学部西本晃二助教授があたった。

早稲田大学訪問

フランスの約70の大学は国立大学で、私立大学は殆どないということを知り、国大協内の準備委員会は、文部省と連絡をとりながら、わが国の高等教育における私立大学の果たす役割の大きいことにかんがみ、せめて1～2の私立大学を訪問してもらうことが必要であると考えた。他のスケジュールとにらみ合せて、今回は早稲田大学と東海大学とに協力を求め快諾を得た。

9月23日朝、フランス学長団一行は（スーティフ学長のみは、日本電子、日製産業理化学機器センターへ見学に赴く）早大の車で、理工学部（西大久保）と文学部（戸山町）のキャンパスを見学し、10時前に本部キャンパスに到着した。まず図書館長室で、ナポレオン「エ

ジブト紀要」初版（1809～1822年）の全23巻（パリ刊行）を興味深く閲覧した。

10時より約50分間、一行は早大総長室で総長と、私学の経営、管理全般、早大の規模等について対談した。とくに早大とパリ大学との協定について、リュシエール学長を中心にして懇談が行われた。

対談後、一行は、早大演劇博物館を訪れ、展示された文楽・歌舞伎に関する品々を見学し、倉橋館長と安藤副館長から説明を聞いた。ついで12時より1時間半、早大のフランス関係教授と昼食を共にしつつ懇談した。

東京水産大学での対談

9月23日の午後、スーティフ学長以外のフランス学長団は早大でのスケジュールを終えた後、東京水産大学を訪問した。学長室で、佐々木忠義学長は、かつてフランス滞在の経験をもつ高木・佐伯両教官、客員研究員であるフランス人ジョエル・ケレルー氏とともにフランス学長と対談した。まず佐々木学長は東京水産大学の概要説明を行い、ついでフランス学長団との間に質疑応答がかわされた。その内容の主なものは、1) 学生数、2) 教育内容、3) 卒業生の就職分野、4) 入学試験の方法および倍率、5) 日本における公害——特に水産に関係ある公害についての研究、その他の研究・教育の現状、6) 研究費の予算、配分方法など多方面にわたる問題であった。

その後僅か15分間であったが、フランス学長一行は水産資料館（水産博物館）で、真珠の養殖・加工に関する資料、セミクジラの骨格標本など種々の資料を興味深く見学した。

東京水産大学の訪問によって、フランスの学長団は、水産科学、海洋科学の分野における日本における発展を知り、深い印象を受けたようである。

筑波大学での対談

9月25日朝、フランス学長団一行は、上野駅発の列車で土浦駅へ、土浦駅から筑波大学へはマイクロバスを使用した。バスの中で吉武副学長は、学園都市全体と筑波大学の概要を説明し、また公務員住宅、学生宿舎、開学記念館等に案内した。これに対して、入居者の選択方法、光熱費の負担などについての質問があった。

11時30分本部に到着したフランス学長団は、ただちに学長室に入り、三輪知雄学長の歓迎の辞をうけ、フランス側を代表してリュシエールパリ第一学長が答辞を述べた。次いで席を筑波山にある京成ホテルに移し、三輪学長、吉武副学長らと昼食を共にしつつ懇談が行われた。その内容の主なものは凡そ次のようであった。1) 筑波大学が他の日本の大学と異なっている点、すなわち学群、学類、学系という組織の説明、2) 大学内の各種センター、センターと学系との関係、学類との相互関係とくに研究者の交流についての説明、3) (イ)評議会、各種審議会の人員構成と役割について、(ロ)新しい土地へ新設したために起る交通、娯楽機関の不足等の諸問題についての解決策について、(ハ)概算要求の仕方と、予算が来てからの配分

方法等について質疑応答が行われた。

懇談後フランス学長団一行は、筑波学園都市の北端にある高エネルギー物理学研究所および国立教育会館分館を見学した。前者においては諏訪所長が研究所の概要を説明し、加速器コントロール室、陽子シンクロトロン全システムを視察に供した。スーティフ学長は「今回の見学は非常に有意義であった」との感想を述べた。

後者の国立教育会館分館では、鈴木分館長が一行を出迎え、応接室で、この分館の目的を説明した。すなわち、幼稚園から高等学校までの、校長・教頭・学年主任等を全国から集め、一般教養講座、学校教育法、その他関係法令についての法規実習、教育評価や各教科についての研修が行われる。その際35ミリ映写機の使用や、カラーアイトホールをコアとするCCTVシステム、TVスタジオ、LL教室等の教育機器システムが利用される。

応接室での説明の後、中央広場を中心に各棟を連結する渋い赤タイルの通路、七階建の白亜の宿泊棟、その背景にそそり立つ筑波山——近代文明と自然との調和を示すこの景観を前にして、一行はしばし感嘆の声をあげた。

東海大学海洋学部での対談

9月26日、来日学長団一行は新幹線で静岡に行き、清水市にある東海大学海洋学部を訪問した。まず岩下学部長は、幼稚園から大学・大学院までを擁する東海大学の全構造を説明したあと、海洋学部の現況について次のような紹介を行った。すなわち、この学部は、海洋資源の開発を行う人材育成を目的として1962年に設立され、海洋工学科、海洋土木工学科、海洋資源学科、水産学科、船舶工学科、海洋科学科、航海工学科の7学科をもって構成され、教員約100名、学生は約4,000名であり、また近海・遠洋における学生の研修、海洋調査のため数隻の舟艇をもっていることなどを紹介した。

その後フランス学長団からの質問に答えて、1) 大学院生——修士・博士両コース合せて約40名——中、他大学から入学する者は約3分の1、2) 国からの教育補助金は、大学運営費の数パーセントに過ぎないこと、3) 航海士の国家試験合格率は70~80%であること、4) 水産学の分野では北海道大学、東京水産大学などの他に、農学部の中に水産学科を擁している国立大学があり、航海士を育成する大学は東京商船大学、神戸商船大学があり、他に商船高等専門学校が5校あるが、海洋資源を開発する教育・研究を目的とする学部としては、東海大学海洋学部が日本では唯一のものであることなどが述べられた。

フランスの学長団は、海洋の開発に積極的に取り組んでいることを高く評価し、多くの学生を教育する私立大学に対する国家補助の重要性を認識した。

京都大学での対談

9月27日、フランス学長団は京都に到着、宿舎である京都ホテルで少憩ののち東山方面を散策し、平安神宮その他を見学した。夕方、岡本道雄京都大学長の招待により、一行は、小

江京都教育大学長，脇坂滋賀医科大学長，河野京都大学教授らと，松田京都大学助手を通訳として懇談した。

まずリュシエール学長から，大学改革——学生参加，UER（教育研究単位）など——について説明があった。これに対して京大側から，大学評議会に学生を参加させたことの結果はどうであったかと質問し，フランス学長側からは，評議会における学生の権限はきびしく制限されており，例えば教員の任免，俸給，大学予算等については学生は関与し得ない。したがって大学行政に対して，学生参加は何ら障碍となっていないという説明があった。また大学予算の配分については，「科学研究委員会」が当面必要と認める研究プロジェクトに優先的に予算を配分し，残りの金額をUER毎に配分する。講座ごとの配分は行われぬ，との説明が行われた。

さらにフランス学長側から，フランスにおける教員養成が，一般大学におけるものと，大学ではない師範学校におけるものとの二種類があり，その改革が検討されているが，日本ではどうか，という質問があった。日本側の関係学長からは，一般総合大学における教員養成と教育大学におけるそれとの共通点と相違点の説明が行われた。その他フランスでは，大学入学資格を与えるバカロレアが，もと全国统一試験であったが，問題が漏洩したのを機会に，20余の地域ごとの出題に変更されたこと，学生・教員の懲罰の方法などについても説明があり，質疑応答が重ねられた。

9月28日，来日学長団はまず京都国立博物館を訪問し，松下館長らに迎えられ，先史時代の出土品から江戸時代の衣裳に及ぶ展示品を見学した。一行はわが国の古建築，禅宗の影響をうけた絵画，中国渡来の陶器等にとくに興味をおぼえたようであった。

ついで，一行は三十三間堂，東西本願寺を見学したのち，裏千家を訪問した。多くの茶室，座敷，庭を見学したのち，千宗室夫人のお手前による薄茶の饗応をうけ，洗練された茶道のしきたりに深い感銘を受けたようであった。最後に金閣寺を見学してホテルに帰った。

9月29日，フランス学長団は京都大学を正式に訪問した。岡本学長の他，桑原名誉教授，西島学生部長，溝畑理学部長，上柳法学部長，大地原文学部長代理らが同席して懇談した。

岡本学長の歓迎の辞の後懇談に入ったが，フランス学長団からは，大学の予算の各学部への配分の仕方，学生数の増加を決定する方法，異常に規模の大きい工学部の講義の内容は各教官がそれぞれ別個なのかどうか，政治学の教官が法学部から独立したいという動きがあるかどうか，経済学部の経済史の教授と文学部における経済史の教授の間に，協力や提携が図られているかどうか，フランスの大学には学生部長は存在しないが，学生部長の任務は何かなどの質問が出され，それぞれの関係教官から答弁が行われた。

また戦前のいわゆる「京都学派」についての説明，13の付置研究所が学部から独立した構成になっていること等が紹介された。これに対して，スーティフ学長から，フランスの大学にも多くの研究センターがあること，彼自身がスペクトル関係の実験所の所長であり，CNRS（国立科学研究院）から人員と予算上の協力を受けていることが紹介された。

奈良教育大学での対談

9月29日午後3時過ぎ、フランス学長団一行は奈良教育大学に到着、直ちに学長室に入った。奈良教育大側からは、井上智勇学長以下、教官12名、事務職員3名が出席した。

まず井上学長が歓迎の辞を述べるとともに、日本には教員養成大学が8つあり、また総合大学に教育学部があって、それぞれ養護教員、幼稚園の教員、小・中・高校の教員を養成して、国民教育の上に大きな責任を果している旨の説明を行い、出席している教職員を紹介した。これに対してリュシエール学長が一行を紹介した後、日本最古の都市を訪問し、過去と将来とを結ぼうとしている大学を訪れ得たことを喜びとする、という答辞を行った。

つぎに田中教務課長は、あらかじめ配布した英文の奈良教育大学要覧にもとづき、奈良教育大学の組織、規模、機構等を説明し、フランス語担任の内田助教接が通訳にあたった。

ついでデイヨン学長はフランスの教員養成について概ね次のような説明を行った。

1) 小学教員は5年乃至7年間、師範学校 *Écoles Normales d'Instituteurs* で養成される。学生はその期間の終りに競争試験を受けるが、合格率は6人に1人の割合である。フランスも日本と同様に、大学で養成されることが望ましいと考える。2) 中等教育の教員の養成のために、総合大学の諸学部(文学部・理学部等)において、教員学士号が準備される。学士号の後、修士号(1年間に定められたテーマについて *mémoire* と呼ばれる小論文を書く)をとる。教員の地位につくためには、競争試験によって *CAPES* (中等教育教員適性証書) および *Agrégation* (高・中教育教授資格) を取得する。この試験も非常にむずかしく、パスする者は *CAPES* の場合20人に1人、*Agrégation* の場合は30人に1人の割合である。

この後井上学長からフランスの学生運動の原因は何か、その運動を契機として大学改革はどのように行われたか。授業料はいくらかとの質問に対して、リュシエール学長から、①学生数の激増による大学の大衆化、これに対して大学が適当に対応しきれなかったこと、②学生参加が認められたこと、③授業料は年間150フランである旨の答があった。

夜は曾沢奈良女子大学長も参加して、井上学長招待の晩餐会を奈良ホテルで催した。このとき出席していた市川教授から、最近日本では、理学的年代測定、機器分析法などの自然科学的手法による考古遺物、古美術の研究が文部省の科学研究費によって組織的に進められているが、フランスではどうか、と質問したのに対し、スーティフ学長から、フランスではこの分野の研究が組織的に進められているとはいえないが、放射性炭素法による年代測定や考古地磁気法による研究が、いくつかの大学で進められている、との答があった。また高野助教は、専門がフランスの憲法であるところから、1958年の憲法以来、大統領を頂点とした強い執行府が登場している事実についてリュシエール学長との間で議論をたたかわした。

9月30日、フランス学長団は東大寺、春日神社、法隆寺等を木村博一教授の案内で見学し、わが国の古代文化に深い感銘を受けながら大阪大学に向った。

大阪大学での対談

9月30日の夕方、フランス学長団は奈良より宿舎ロイヤルホテルに入った。この日の夕食会と翌日の阪大見学、楠本会館での懇談会等を総合すると、阪大での対談の内容はほぼ次のようであった。

1) 大学運営上の問題、①とくに阪大が3つのキャンパスに分かれていることを知ったフランス学長団からは、3キャンパスに分かれていることから起る各種の不便、予算運用の方法等について質問が提出された。阪大側からは吹田地区への一部移転計画を示してこれに答え、②理学・工学・基礎工学の3学部の鼎立の理由、運営上の支障なきかとの質問に対し、阪大側からは、3学部鼎立によってバランスと連携を保つ上にプラスとなり、教官人事は学部自治の原則に立つが、互に連絡はとっている旨答えた。2) 彼我の大学生活の比較 ①日本の国立大学間に格差が大きく、就職についてもその影響があること、②日本の国立大学はきびしい入学試験を行うためか、学生の単位不合格、退学などが少ないが、フランスでは大学間の格差は少ないが、入学学生のうち殆く卒業せず、在学中からサラリーをもらっているものが33%から半数に上っているとの報告が行われた。③フランスの大学では学生総数の15%が外人学生であるのに対して、阪大では11,000人の学生中、外人学生は103人で1%に充たないことを知り、学長団は学生の国際交流の拡大を強く要望した。3) リュシユール学長が憲法学者であったため、阪大法学部の教授との間には、法学関係の質疑応答が行われ、法学部における政治学の位置づけ、民法の講義の配列などに関心がよせられた。とくに授業のあり方について話し合いがもたれた。リュシユール学長によれば、ソルボンヌ大学では、教授は数人の助手(但し、わが国でいえば助教授・講師にあたる人のようである)の助力の下に講義を行い、毎回出席をとり、平常点が採点され(その採点のしかたは聞き得なかった)、それと学年末試験とによって成績を決定するという。

なお一行は阪大液体ヘリウム供給機構と設備を興味深く見学した。

大分大学での対談

10月1日、予定より遅れて19時30分大分空港についたフランス学長団は直ちに宿舎、別府杉乃井ホテルに入り、21時ごろから晩餐会・懇談会に入った。翌日14時に福岡に向うまでの間、大分県庁訪問、大分大学訪問、新日鉄株式会社大分製鉄所視察等を行った。この訪問先からも推察されるように、大分大学訪問の際は、自ら、他の大学での対談とは異なった点が話題となった。

1) 大分大学でも、他の大学での対談と同様に、入試にかかわる諸問題が話題となった。2) 大分大学と大分県との関係にフランス学長団は関心を示し、大分県知事との間に質疑応答が行われた。3) また新日鉄の大分製鉄所の幹部との対談では、現場工員が皆高校卒業者であり、企業が彼等を同じ基準で社内教育を行っていることに大きな関心をよせた。4) フランスの企業では、ある重要なポストは特定の大学の出身者がつくと、その後は何代にもわ

たってその大学の出身者がそれを継続するが、日本ではどうか、という質問が行われた。新日鉄側は、日本の大企業ではそれほどのことはないと答えた。その他、企業の終身雇用制、停年制、退職金制度等についても質疑応答が行われた。

大分大学における以上のような対談は、日本における大学と地域社会との関係、産学協同の一端を理解させる上に有効であったかもしれない。が同時に誤解される惧れがなかったかと、筆者としては懸念する。

九州大学での対談

10月3日午前10時、フランス学長団一行は、九州大学を訪問した。九大側は池田数好学長の他文学部長、理学部長、工学部長その他が出席し、約2時間にわたって懇談が行われた。まず学長の挨拶と九大側出席者の紹介があり、リュシエール学長がフランス側の学長の紹介と謝辞を述べた。ついで池田学長から九大の概要の説明があつて質疑応答に入った。その主たる話題は次の8点であつた。

1) 研究所、研究施設、実験室等の新設・改廃について、2) 予算の配分等について、3) 医学教育について、4) 学生の図書館利用状況について、5) 奨学金の受給者数、金額及び返済について、6) 単位互換制度について、7) フランスにおける国家免状、大学免状について、8) 学際的領域への対応について

琉球大学訪問

10月3日14時40分福岡空港を飛び立ったフランス学長団は、16時15分那覇空港に到着、直ちに琉球大学を訪問した。一行は学長室に入り金城秀三学長・事務局長と対談した。学長は歓迎の辞を述べた後、①琉球大学の創立から現在に至る歴史的背景を説明し、さらに琉球大学が日本の最南端に位置する大学として、その地理的条件、気候、風土等の特色を生かしたユニークな大学にしたい旨の希望を述べた。②また学長はキャンパス移転の理由、予定地、時期等について説明し、デイヨン学長からは、沖縄の医療事情からみて、医学部が早急に設置されるべきである、との意見開陳があつた。③「琉球大学概要」によれば、短期大学部では学業を途中で放棄するものが多い。これに対してリュシエール学長からその理由は何かとの質問が出された。琉大側はこれに対して、学士号が得られぬこと、昼間の職業と夜間の学業との両立が困難なためであろう、と答えた。④「琉球大学15年の歩み」の映写によって、戦後の廢墟の中から大学が生み出された過程を知って、フランス学長団は深い感銘を受けたようであつた。

料亭那覇での夕食後、フランス学長団は琉球舞踊を鑑賞し、洗練された簡潔美の芸能であるとの感想を吐露した。

10月4日、沖縄国際海洋博覧会場へ向う車中で、沖縄の亀甲墓、サトウキビ、開発による海岸の汚染、沖縄の村落共同体などについて質疑応答が行われた。

博覧会場ではモナコ館、欧州共同体館その他を見学し、昼食時にはリュシェール学長から、本土復帰前と復帰後の、沖縄の法体系全般にわたる質問があり、金城学長から詳細な説明が行われた。午後はまた芙蓉グループ、カナダ館その他を見学したが、アクアポリスでは、その跡利用に話題が集中した。

10月5日、フランス学長団は沖縄県立博物館に入り、沖縄の歴史、風俗等に接した後、沖縄グランドキャッスルホテル及び日本航空VIPルームで琉大側と再び懇談した。このときの話は①学生参加問題、②産学協同の問題等であったが、日本とフランスとの現状からみて、日仏両国間に必ずしも意見の一致はみられなかった。

最後に琉大学長から、沖縄及び琉球大学訪問についての感想を求めたところ、フランス学長団は、今すぐ感想をまとめることは困難であるが、と前提しながら、①沖縄にはフランスのアルザス、ロレーヌまたはコルシカを想起させるものがある、②沖縄の特殊性を失わない形でこの島が発展することを期待する、③海洋博はヨーロッパでももっと知らるべきである、などの意見が述べられた。

3日間にわたる沖縄訪問を終えたフランス学長団は、10月5日15時40分の日航で東京に向かった。

日仏学長懇談会

10月6日、フランス学長団は、午前10時30分から12時30分まで日仏会館関係者と、午後1時から2時までは国連大学長と懇談し、午後3時から神田学士会館で国大協主催のもとに、日仏学長の懇談会が行われた。フランス側は来日3学長、日本側は、林国大協会長、岡本副会長のほか池田九大、佐々木東京水産大、三輪筑波大、後藤大分大の国立大学長、私立大学から正田武蔵大学長、足利前東海大学長、公立大学から江藤都立大学学生部長、吉識日本学術振興会理事長、文都省から木田学術国際局長、犬丸同審議官、大崎大学課長等が出席し、後藤大分大学長の司会で懇談が進められた。

まずリュシェール学長が一行を代表して謝辞を述べるとともに、日本の大学の研究・教育の水準が高く、これに対する文都省の行財政的援助が大きいこと、日仏両国大学間の大きい相違点は、フランスでは大学入学の資格試験のバカロレアをとっておれば大学に入学できるが、日本では入試の難関があることであると指摘し、この点を除けば多くの点で共通していると述べた。次に大学間の国際協力のため、フランスでは、1975年5月1日に発足した文都大臣直轄の「国際大学関係機関代表官 Délégué Général du Ministre de l'Éducation Nationale aux Relations Universitaires Internationales」が担当しており、現在は Pierre Tabatoni 氏が就任している。この機関代表官の承認をうけつつ、大学のイニシアティブの下に、他国の大学との交流協定が結ばれている。学生の国際交流では単位の互換の問題があり、教員の相互交流については、経費の負担区分が問題である。日仏両国の間で、これらの問題について緊密な連絡をとり情報交換をするよう努力すべきで、これには日仏会館の通称

フランス学長の Michel Lesage 教授も協力できる、との意見を述べた。

これに対して木田学術国際局長は、わが国の在外研究員制度を説明し、さらに、学生の相互交流による留学制度が、大学のイニシアティブで協定を結ぶ方式を定めていること、学術の交流を日本学術振興会が行っていること等を述べた。

ついで吉識日本学術振興会理事長から同会の事業の概要を説明した後、リュシエール学長、デイオン学長から、今後大学がより積極的に相互交流を拡大するよう努力すべきこと、両国大学の学部間または学科間の協定を図り、相互に外国人の教員による講義の代行が可能になるよう考えるべきこと、このためには経費の負担区分や基準をきめる必要があることなどの意見が述べられ、さらに資料や図書交換を行いたい旨の要望がなされた。

またスーティフ学長からは次のような意見が述べられた。すなわち、将来は大学間だけでなく、大学のインスティテューション間の長期的かつ計画的な交流を実現する協定が結ばれることが望ましい。

ついで、正田武蔵大学長と足利東海大前学長は、私立大学の国際交流の実情を述べた。なお岡本副会長のバカロレアについての質問に対して、リュシエール学長は次のように答えた。

バカロレアの合格率は65~68%で、不合格者は当然社会の実生活に入る。大学入学者数が増加しているが、これらの学生をどの方向に進ませるかのオリエンテーションが重要である。将来はバカロレアを2つに分け、高等教育の基本を十分にマスターしたことを証明する試験を行い、その合格者について、学生個人の望む科目を選んで試験を行う、という方向に進むのがよいと考える。

最後に林会長は、これを機会に、日仏両国の学術交流が一層促進されることを希望すると述べ、閉会の挨拶とした。

午後6時から8時まで、国大協主催のサヨナラパーティを開き、歓談のうちに会を終えた。

10月7日、前日までにすべてのスケジュールを完了したフランス学長団は、11時に羽田空港を飛び立ち帰国の途についた。

(筆者 奈良教育大学長)

国立学校特別会計を振り返って

鶴田 酒造雄

この文は、本年3月8日、わたくしと前文部省会計課副長（現東京大学経理部長）中村賢二郎氏および文部省会計課法規第1係主任齊藤聰之氏とで標題について対談をした際わたくしが叙述したものです。

願わくば本文の末尾にもありますように、「国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見に対してとられた措置」書について再検討され、現行の特別会計制度を改善せられんことを切望して止みません。

いま、ここで学校特別会計法といいますと、昔、文部省官房会計課に法規掛というのがありまして、丁度わたくしがそこに在職していた頃のことでありましたが、当時は、文部省の法規は、会計・給与の法規から何からすべて会計課で、つまりわたくしのところでやっていたものですから、他の局、課では殆ど関係していなかったようです。そのためわたくしの方は勢い勉強をしなければなりませんでした。

その頃はいわゆる法3条のものが多くて、今のように細かい細則などまではありませんでした。俸給等の規程でも全部で10条足らずだったでしょうね。あとはみんな通牒のようなもので処理されていました。

昔は、学校図書館特別会計法、官立大学特別会計法、帝国大学特別会計法の三本建だったのですが、その後、学校図書館特別会計法は、図書館を除いた学校特別会計法となりましたが、やがてこの三本建は、一本にしなければまづいということで学校特別会計法一本に統一されました。その際大蔵省の国会説明資料等一切文部省側のわたくしが書いて出したというようなことでマア非常に勉強させて頂きました。ところがこの学校特別会計法は、その後大蔵省の意見で一般会計にしました。

当時、学校特別会計法というのは、資金を持っており各大学で予算の配当を受けて、残った分は資金として積み立てるといったものだったのです。ところが、それは積み立てていって、その積立金の利子でその大学の運営が出来るなら、その大学だけの一本の特別会計を認める、という、つまり、初めは特別会計法を作るための特別会計法だったわけです。例えば、東京大学がその積立金が相当たまって、その積立金の利子で国庫から国費をもらわずにやっていけるようになるなら、そこで東京大学特別会計法というものを一本認める。また一橋大学がそういう情勢になるなら、一橋大学特別会計法を認める、というのが、もとの規則だったのです。しかし、利子を積み立てた資金で土地を買うことも出来たので、資金の利子で運営することはなかなか出来なかったのです。

このような状況だったので、特別会計よりむしろ一般会計にした方がよい、という大蔵省の意見で一般会計にしました。その時の資料はわたくしが書きましたが、その要旨は——特別会計だと支払元受高によって歳出予算の制限を受けるということ、一般会計になるなら、入った金だけは元受けなしに充分使える利益があること——等で、一般会計にするようにしました。

他方、中央教育審議会から昭和38年1月に、「大学の財政について」という答申が出ましたが、その作案にはわたくしも臨時委員として参加しました。その答申では、現在の一般会計を特別会計にするという意見もありましたが、大蔵省からはそのような話が出なかったので、更に研究を要する、ということになりました。

ところが同年12月初め、予算の内示を受ける段階に近づいているときでしたが、突然、内藤文部次官から特別会計法制定の話がありました。当時は文部省会計課長は安嶋氏で、小林大学局長、井内大学課長がこれに関係しておられました。

昔は大蔵省や文部省が制度の改正等をやろうとすれば、学校は何もいわずに従っていたのですが、この頃には、大学の管理運営は教授会がやるべきだ、という強い意向が出てきているときですから、特別会計法を制定することも、文部省や大蔵省が一方向的にすすめようとしてもむずかしい情勢でした。

わたくしは内藤次官に呼ばれて、特別会計法の制定のことを至急まとめてほしい旨の要請を受けました。そのときの条件というものは、不動産例えば北大の演習林のようなものを売却して、それを建築の財源とすとかいった内容のもので、大へん甘い案でした。学校の方では、土地があってもそれは研究や教育のために必要なものであり、そんなことで特別会計法を設けるのは困る、もし特別会計法を設けるとするなら、元の特別会計法以上に、例えば繰越金の問題とか、予算の移流用の問題の場合でも、もっと簡易にして、文部省及び大蔵省の承認を省略するようにし、もっと融通性を認めていかなければいけない、ということを主張したわけです。

これらのことについては、第6常置委員の武田教授、遠藤教授各委員と相談して国立学校側の条件を取りまとめ、国立大学協会の意見を立案して、文部省及び大蔵省と交渉するとともに、各大学にもこれに対する取扱い方について照会しました。

意見書を各大学に流すにあたり、国大協の姿勢を各大学がよく理解して歩調をそろえて国大協に協力してもらうようにするため、意見書の解説書を添えて配付しました。この意見書の解説は武田教授が書かれました。なおこの意見書の条件は、新特別会計法で充足するよう関係方面で努力してもらいたいが、どうしてもそれが難しい場合には、協議会或いは委員会等で更に検討し、これが実現するようにされたいとして、特に文部省、大蔵省に申し出ておきました。これ等の意見書案の審議の過程で、国立大学長の会議を開いて、その席で説明をし、また文部省でも、小林大学局長や井内大学課長も出席されて文部省の意のあるところをよく説明されました。そんなようなことでその12月にまとめることは大変困難でした。

武田教授の12月25日に書かれた解説書を読みますと、話が分かりよいと思いますので、意見書と併せて読んでみて下さい。

○国立学校特別会計制度についての意見

(昭・39. 1.23
国立大学協会会長)

国立大学がその任務・目的を達成するためには、一般行政機関とは異った独自の運営が必要である。この見地から、国立大学の会計についても一般会計と異った取扱をすることに異論はない。しかしながら、その具体的な制度及び内容については、大学の意見を反映せしめ、大学にふさわしいものとするよう慎重な検討を要する。しかるに、今回提示された国立大学特別会計制度に関しては、われわれには十分検討するいとまが与えられなかったことは遺憾であった。

従って、われわれはその内容について十分具体的には結論を得るにいたっていないが、さし当り後記の諸条項の趣旨は関係法令において完全に実現されることが必要であると考えている。

国立大学の内容、施設は、新設大学はもちろん、旧設大学においても、極めて劣悪不満足な状態にある。この現状を改善し、学術の水準を高め大学間の格差を是正し、大学の任務の達成に支障なからしめるためには、大学財政をさらに拡充し、その運営をいっそう円滑ならしめなければならない。その意味において、大学財政については、今後の検討に残された問題は少しとしないのである。従って、今回の特別会計制度の実施後においても、その結果を検討し、改善をはかって行くことはもとより、さらに進んで、大学財政確立の方策を研究する必要がある、常時右の検討・研究が続けられるべきであると考えている。

なお、この制度の成文化及び実施にあたっては、大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく、また、この会計の運営上の重要事項については国立大学側の意向が十分反映されるような方途が講ぜらるべきである。

右の趣旨において当協会は、次の諸点について要望する。

I 特別会計設置の趣旨と目的

- (1) この会計は、大学における研究と教育の円滑な運営を保障し、すべての大学の人的・物的内容を充実させることを本旨とすべきものであること。
- (2) この会計は、国立大学財政を、永続的・長期的観点に立って自主的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるものでなければならないこと。
- (3) 国立大学の財政は、本来収支の均衡を期待することができないものであるから、たとえこの会計の運用上企業会計の精神を活かすべき面があるにしても、そのことにより国立大学の本来の目的の実現を妨げるようなことがあってはならないこと。
- (4) 国立大学の任務と性質にかんがみ、国立大学とその他の諸学校とを区分すること。

II 特別会計の運用

- (1) この会計の運用に当っては、一般会計の負担を軽減するために独立採算をはかるようなことがあってはならないこと。したがって、
 - (イ) 剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出を削減してはならない。
 - (ロ) 授業料収入等の歳入の増大を特にはかるようなことがあってはならない。
- (2) この会計においては、大学における研究と教育の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において弾力的な措置が考慮されなければならないこと。
- (3) この会計は、また国立大学施設の整備促進、内容充実のために運用されなければならないこと。したがって、
 - (イ) この会計に属する国有財産の利用ないし処分は有償としてこの会計に帰属し、一般会計の財産を使用または所管換する場合は無償とすることを原則とする。
 - (ロ) この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもとに財政投融资資金の受入れを行なうものとする。
 - (ハ) この会計では、いわゆる建交換を行なうに必要な予算枠を設け、国庫債務負担行為をなしうるもの

とする。

- (4) この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰入れうるものとする。
- (5) 歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする。
- (6) 剰余金、歳入超過分、国有財産の処分等によって生じた財源は、それらの発生した事情を考慮しつつ、(3)の目的に沿うように使用すること。

昭和39年1月23日

国立大学協会会長 大河内一男

○国立学校特別会計制度についての意見の解説

(昭和38.12.25
役員会、第6常置合同会議)

武田専門委員

1 全般について

国立学校の財政は、従来、一般会計によって経理されていた。すなわち、その経費は国立学校費（昭和37年度決算額は784億円強）および国立文教施設整備費（同じく約136億円）として計上され、他面国立学校における授業料収入、付属病院や演習林等からの収入（昭和37年度決算では合計163億円強）および国立学校所有の財産売却代金等はすべて一般会計に繰入れられていた。今回、昭和39年度の予算編成過程で突如として出てきた国立学校特別会計の構想は、これらの収入、支出を一般会計から切り離して、国立学校の財政を特別な経理のもとにおこうというわけである。

何故こういう話が突如として出てきたかは一つの問題であるがその点ここでは問わない。またこれは戦前の大学特別会計とはかなり異なったものであり、戦後国立大学協会において議論されたものと同趣旨のものであるかどうかよくわからないが、その点もここではせんさくしない。

ここではただ、国立学校特別会計を作るという話が出てきたという点だけを受けて、もしそういう特別会計がつけられるならば、国立大学協会としては、こうあってほしいと考えることを、一応漏れなくいっておこうということで、そのいべき点を考えてみた。それがこの意見（案）である。

意見（案）は、この特別会計設置の構想を受けとめ検討するに当ってわれわれが前提とした点を書いた第1の部分と、その前提に立っての要望を述べた第2の部分とからなっている。第2の部分はさらにこの特別会計がどういうものであってほしいか。こうでなければならないという点を述べた「設置の趣旨と目的」と、そのような「設置の趣旨と目的」から、当然出てくることではあるが、この特別会計の運用上、特に注意してほしいという点、あるいはこのさい釘をうっておきたいと思う点を列挙した「特別会計の運用」に分れる。

この解説中に、「ここではそのことは問わない」とありますが、ほんとうは問わなければいけない。それがここでは問わないと言いきっています。これはもう承知しているという意味で、非常に意味深長な言葉なのです。それでこれ等の意見書と解説書をさっき話したように各大学に照会したところ、すべての大学の了承を得て、その意見書を文部省と大蔵省に出しましたが、その後引きつづき第6常置委員の武田教授とわたくしたち小委員は、新特別会計法によって意見書がどこまで充足されているか調べるため、「国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見に対してとられた措置」書を作案して、国大協の意見に対する制度上及び運営上の措置を記載し、備考欄に条件の成否を調査記入してこれを文部省、大蔵省その他各方面に配付して、この問題の

促進を計りました。

終りに、今回の特別会計制度全体の経過を通覧すると、若干の問題がありました。その一つは、普通なら12月は予算の内示を受ける時ですが、その時期になって突然特別会計法を制定しなければならず、しかも非常に短期間の内に即決しなければならなかったこと。もう一つは、大学対文部省、大蔵省の関係で、大学側は教授会が基底となり、大学の自治を主張する強い意見を持っているため、文部省、大蔵省の指示であっても易々とは受け入れかねる、という点です。なお一つは、今度の制度案は最終的には約10項目になりましたが、当初は国立大学の所有する国有財産を売って、それから国立大学拡張、進展を計るということを主体としていた点です。

次に特別会計法によって意見が満たされない点については、更にこれを検討するため、内藤次官と大河内会長との間で、39年6月に国立学校特別会計制度協議会を設けました。

また特別会計の運用を円滑にするため、39年2月27日に大蔵省主計局長と文部事務次官との間で覚え書を取り交わしました。

特にここで注意しておきたいことは、現在国立大学協会の意見が満たされていない点について、さきに述べた「国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見に対してとられた措置」書を改めて再検討するため、国立学校特別会計制度協議会又は第6常置委員会に小委員会を設ける必要があることを特に関係の方々に進言申し上げたい。

(筆者 国立大学協会参与・前国立大学協会事務局長)

事業報告

諸会議議事要録

理事会議事要録

日時 昭和51年2月13日(金) 13:30~16:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 林会長
岡本, 相磯各副会長
白洲, 加藤, 畑, 水戸部, 豊田, 桜場,
井上(智), 安達, 円藤, 武谷, 具島, 中
村(末)各理事
谷田(第2), 山岡(第4), 渡辺(第6)
各常置委員会委員長
小泉, 飯島各監事
(文部省)大崎高等教育計画課長他1人

林会長主宰のもとに開会。

会長より、開会の挨拶に続いて役員交代について次のとおり報告があった。

理事	畑 敏雄(群馬大)(新)
〃	石原 恵三(同大)(旧)
〃	中村 末男(大分大)(新)
〃	後藤 正夫(同大)(旧)
第5常置 委員長	佐々木忠義(東京水産大)(新)
〃	後藤 正夫(大分大)(旧)

ついで丁子事務局より配付資料についての説明があり、また、本日の会議に文部省より高等教育計画課長他1人が外国人客員教授に関する件について説明のため出席されるのでご了承願いたい旨の説明があった。

前回(50年12月12日)の議事要録の朗読は省略し直ちに議事に入った。

議事

I 会務報告

20

会長より以下の事項について報告があった。

1. 授業料についての要望について

イ) 前回の理事会においてご審議を願った授業料に関する要望書については、同日午後岡本相磯両副会長ならびに飯島、今村両学長と同道して取敢えず文部大臣宛提出すると同時に、岩間事務次官ならびに佐野大学局長に面談し要望書の趣旨を説明し、文部省の善処方を強く要望した。

ロ) また、同月20日夜入試改善についての文部大臣との懇談会の席上においても、永井文部大臣に対し、両副会長とともに学費問題について慎重な取扱いを要望した。

ハ) さらに大蔵省に対しては諸般の情勢を考慮し、去る12月24日同じく岡本、相磯両副会長ならびに渡辺第6常置委員長と同道してこれを大蔵大臣宛提出するとともに、竹内事務次官を訪ねて国立大学の実情を申し述べ慎重な配慮方を要望し、また同時に奨学金制度ならびに授業料の減免措置の拡大、基準的経費の増額等について十分考慮されたい旨強く要望した。

ニ) また去る12月26日岡本、相磯両副会長、渡辺第6常置委員長、飯島学長とともに永井文部大臣に会見し、わが国の高等教育のあり方の問題に関連し国立大学の授業料の考え方について意見交換を行い、永井文部大臣の一層の配慮方を強く要望した。

2. 特別会計制度協議会について

イ) 去る12月20日第26回特別会計制度協議会が

開催され、来年度概算要求につき、文部省と大蔵省との事前の事務的折衝の状況について報告があったが、その際とくに学費の問題について意見交換を行い、国大協側より学費は出来るだけ低廉にとどめるよう文部省に対し一層の努力方を要望した。

ロ) 次に去る12月24日深夜大蔵省より来年度予算の内示が行われたが、これを承けて翌12月25日特別会計制度協議会懇談会が開催され、その際文部省側より示された大蔵省内示の概況によれば、先般来文部省、大蔵省に対しなされた国大協側の意向が種々反映している旨の説明があったが、各委員より重ねて学費の問題について出来るだけ低廉にとどめ、かつその見返りの財政的措置については格別の方策を講ぜられるよう強く要望した。

ハ) 昭和51年度予算の政府案は以上のような経過を経、最終的に去る12月31日の閣議において決定されたが、これについて去る1月14日第27回特別会計制度協議会が開催され、文部省側より来年度予算案の内容について詳細な説明が行われ、この予算案ならびに関連する諸問題について相互に種々意見交換が行われた。

以上の諸報告のうち学費の問題については取敢えず各大学に対し事務局長から事務連絡等の形で報告を行ったが、この際改めてご報告申し上げてご了承を得たい。

3. 国立大学入試改善調査施設の設置について

次に前回の理事会において協議された入試改善調査施設の設置については、東京大学との間に「資料4」のとおり文書の交換があったのでご報告する。

4. 「昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期についての申合せ」について

昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期については、前回の理事会の際これまでの経過の概要をご報告し、第3常置委員会の審議に一任されていたが、去る12月25日開催の第3常置委員会の審議と去る1月23日文部省主催の大学団体懇談会における意見交換の結果により、本年度の実施状況にもかんがみ来年度は10月1日求人活動開始、11月1日採用選考開始の線で「資料5」のとおり申合せを行うことになり、去る2月3日付会長名をもって各国立大学長宛この旨ご連絡し、学内外の関係者へ趣旨徹底をはかられるよう協力依頼したのでご報告する。

5. 国大協宛要望書について

「資料10」のとおり要望書を関係委員会に回付した。

以上の報告に関連し井上（智）理事（奈良教育大学長）より、授業料問題に関し同大学教授会が提出した要望書ならびに本日記付の同大学作成の「入学料、授業料、奨学金の暦年推移」の資料についての説明があり、また授業料免除の件に関し新入生の前期授業料についても免除措置が適用できるよう要望してほしい旨の提言があった。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協 議

1. 昭和51年度国立大学協会会費について

会長より、「資料6」により昭和51年度国立大学協会会費を決定したいのでお諮りする、と述べられ、ついで事務局長より、51年度の会費の基準は本年度と変更がないと前置きしたのち資料について説明があり、異議なく承認された。

2. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

会長より、国立大学協会本年度予算について若干の追加予算を計上する必要があるので「資料7」によりご審議をお願いしたい、と述べられ、ついで事務局長より資料に基づき追加予算を要する理由について説明があり、異議なく承認された。

3. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長より、51年度歳入歳出予算(案)について「資料8」によりご審議をお願いしたい、と述べられ、ついで事務局長より次のとおり説明があり、異議なく承認された。

歳入の「会費」は83大学中81大学分を計上しており、昨年10月創設の富山医科薬科大学および島根医科大学の2大学の分については新年度になって予算配分額が決定した段階で会費を徴収することにしている。「雑収入」については来年度どういう資料が作成頒布されるか予測しがたい点があるので、取敢えず本年度当初予算の金額と同額とした。歳出については事業費、事務費とも諸物価の高騰、公共料金の値上り等の影響を受けるため、各項目全般に亘り若干増額を図った。

このあと会長より、51年度歳入歳出予算(案)および50年度歳入歳出追加予算(案)について本日ご承認頂いたが、この両(案)については前例により来る6月開催の総会に付議する予定であるのでご了承願いたい、と述べられ、了承された。

4. 特別委員会委員の交代について

会長より、学長等の交代により特別委員会委員の交代について「資料9」のとおりお諮りする、と述べられ、ついで事務局長より次のとお

り説明があり、原案どおり承認された。

大学格差問題特別委員会は38年に設置され、その委員はこの格差問題に関心の深い学長を中心にした10人程の学長で構成された。そのような経緯があるので、交代に当たっては後任学長に引継いでもらっている。図書館特別委員会は各地区から3人ずつ出ているので、後任はその地区から選出されることになっている。研究所特別委員会委員の交代は事務局で考えた案で、一応後任学長を当てている。教員養成制度特別委員会委員の交代は同特別委員会の案によるものである。なお、教養課程に関する特別委員会については今西前岐阜大学長が委員長の当時の47年に調査報告書がまとめられ、以後暫らく作業休止ということになった。その後48年に今西学長が退官され委員長が欠員となったため、今日まで休業状態が続いている。しかし、他の委員会で審議が行われる際に教養課程の問題がしばしば話題になるので、この特別委員会の審議再開が必要と思われる。それについては、まず委員を補充し、その上で委員長の互選を行う必要がある。そのようなことから取敢えず別紙のような事務局案を作成した。なお、この特別委員会は各種の大学を網羅することにしており、また第2常置委員長と会長はこれに加わることになっている。

5. 委員長報告と協議

1) 第3常置委員会

広根委員長欠席のため代って事務局長より次のとおり報告があった。

第3常置委員会では目下学寮問題を重点に審議を続けているが、これは第4常置委員会と合同で進められているので、この問題については第4常置委員長の方からご報告願うことにしたい。第3常置のその他の問題としては51年度大

学卒業予定者のための就職事務開始時期の問題がある。これについては去る1月23日の大学8団体代表者懇談会における「申合せ」に基づき1月末に文部省大学局長より各大学長宛に通知が出された。本協会としてもこの「申合せ」の遵守を各国立大学にお願いするため、去る2月3日付で「資料5」のような文書を各大学長宛にお送りした。なお、この通知文書の末尾に記されているように、51年度においては、従来大学8団体の協定と中央雇用対策協議会の決議との間に取決めの内容にズレがあったのを調整し、両者とも10月1日求人活動開始、11月1日選考開始の線に統一することにしたのでご了承を願いたい。

2) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

昨年の12月25日に第3常置と第4常置との合同会議を開いて学寮問題について審議した。この学寮問題については46年当時第3、第4両常置委員会合同で検討し、同年11月に「学寮に関する調査研究資料」をまとめた。しかしこの調査研究報告書は総会において種々論議があつて遂に公表されずに終つた。そのような過去の経緯があつたが、前々総会あたりから学寮問題について再検討してはどうかとの提言があり、これを承けて第3、第4常置委員会ではそれぞれこの問題にどう取り組むかについて審議を行つてきた。そして、去る12月25日には両委員会の合同会議を開き種々意見交換を行つた。その結果、46年当時と現在とでは大学の状況も大分変わつてきており、また一方、学生の居住問題は大学として考慮すべき問題であるということから、現状をふまえつつ学寮のあり方を究明して行こうという方向となつた。そして、その具体的検討のため両委員会の教員委員、専門委員に

よる小委員会を設ける話となつたが、そのためには検討の基本方針を定める必要があるので、各委員がこれまでの関係資料を検討したうえで来る2月23日にもう一度合同会議を開いて検討し、その上で小委員会を発足させるということになつた。学寮問題はいろいろむずかしい問題を含んでいるが、できれば来る6月の総会に何らかの報告ができるよう作業を進めて行きたいと考えている。

次に第4常置独自の問題として正課中の災害事故対策の問題——学生の教育研究災害傷害保険の問題についてご報告する。この問題についてはその都度経過報告をしてきたが、いよいよ明51年度発足という段階になり、この総括事務を管掌する学徒援護会の活動も始まり、去る1月28日に役員会が開かれた。その際、文部省学生課長から、国立大学では新入学当初に殆ど加入してもらえるものとの見通しをもっているが、私立大学の方ではそう積極的でない大学もある。それで文部省としては、この制度の実現を積極的に推進してきた国大協のバックアップに期待し国立大学を中心にこの制度の進展を図って行きたい、との趣旨が述べられた。なお、これについて去る2月4日には大学局長名でこの制度が51年度から実施されることが決定された旨の通知とともに、各大学が多くの加入者を得るよう協力方を依頼する文書が各大学に送られ、同時に本協会に対しても各国立大学が進んで本制度を採用するよう働きかけてほしい旨の依頼があつた。そのような経過であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上の報告に関連し①学寮問題に関連し寄宿料の問題についても検討してほしい、②学生の教育研究災害傷害保険のことは大学現場に十分周知されていない面があるが、今の段階で国大

協としてなすべきことがあるかどうか、③放射線被爆に対してもこの災害傷害保険を適用するようにしてほしい、などのことについて論議が交された。

3) 第5常置委員会

佐々木委員長欠席のため代って事務局長より次のとおり報告があった。

去る1月16日に委員会が開かれ、後藤委員長の退任に伴う委員長の互選が行われ佐々木東京水産大学長が次期委員長に選出された。また、当日は文部省より国際交流関係の来年度予算についての説明を伺った。なお、本協会から要望していた学長の国際交流については3人招致の予算がついたが、これの具体的なことは第5常置で案を立て理事会に諮ることにしている。

4) 第6常置委員会

渡辺委員長より次のとおり報告があった。

最初に教官待遇改善に関する問題についてご報告する。この国立大学教官の待遇改善の問題は都留前委員長時代の47年9月に給与問題小委員会を設置して具体的検討を始め、48年4月にその報告書(案)がまとめられた。しかしこの案は、国立大学教官の給与の抜本的改善を図るため現在の制度を大幅に改革する提案をしていたため、本協会内部でも種々議論があつて、結局正式の結論が得られずに終わった。しかしその間に各委員会等からの意見も含め種々の資料が作成されたので、これを取りまとめて調査研究経過報告書として残すことになり、過般の総会の際にこれを配付した。

そのような事情となったため、この教官の待遇改善のことは実現の方向に向っていない。一方、義務教育教員の給与は人確法の制定により改善の実があがり、その結果、同年輩の者を比較すると大学教官の方が給与が落込んでいる状

況となった。この点について本委員会でもこれの是正措置を検討し、また文部省の教員等待遇改善研究調査会でもこれの是正を要望した。このことは人事院でも努力しているが、手直し程度の改善であつて不十分な状態にある。それで本委員会としては大学教官の待遇改善に資する方向で大学院調整手当に再検討を加え、大学教官内部の俸給の適正化を図ることについて検討し要望書(案)を作成した。これは種々議論があつて今後の宿題ということになったが、この「大学院調整手当に関する要望」(案)は将来の教官待遇改善と関係があるので、次の委員会で引続き検討をするという申し合せをした。この点よろしくご了承頂きたい。

次に学費小委員会のことであるが、これについては既に報告したとおり国立大学の授業料に関し小委員会案がまとめられ、これを基に第6常置としての見解がまとめられた。この見解の結論としては、国立大学の授業料は低廉であるのが望ましいということであるが、今回の授業料値上げ案は大幅のものであつて、この点不本意の感を禁じ得ない。それでこのような状況にどう対処したらよいかということが委員会で議論されたので、理事会においても各大学の要望に応じて国大協としてどう対応するかについて検討をお願いしたい。

大学財政小委員会の方は飯島委員長のもとで現在作業進行中である。

なお、私は来る2月22日をもって学長任期が満了となり退官するので、後任の委員長について過日の委員会で協議した。その結果、飯島委員が委員長に就任することに決定したのでご了承をお願いしたい。

以上の報告に関連し ①教官の待遇改善に関して今後第6常置としてどういう態度で行くの

か、②新入生の前期授業料に対しても減免措置が適用できるようにすべきである。また現在の奨学金の金額は中途半端な額であるのでもっと増額すべきである、などの質問や意見があり、これに対し渡辺第6常置委員長ならびに飯島委員よりそれぞれ答弁があった。

このあと第6常置委員長からの提言に関連して会長より、授業料問題について今の段階で国大協としてさらに何らかの措置を講ずべきかどうかと諮られ、これについて種々論議の結果、目下来年度予算案について審議中の国会に対し衆参両院各文教委員長宛に要望書を提出することになり、その文案については会長、両副会長ならびに渡辺第6常置委員長に一任した。

なお、飯島委員（監事）が次期第6常置委員長に就任することに伴い監事を辞することになるためその後任について協議が行われ、その結果、太田東京学芸大学長に委嘱することが決定された。

5) 大学格差問題特別委員会

水戸部委員長より次のとおり報告があり、了承された。

本特別委員会で検討中の大学格差問題についての調査報告書（案）がこのたび別冊のとおりまとまった。この報告書の最後の部分にこの報告書がまとまるまでの経過を記しておいたのでご覧いただきたい。この報告書に関しては昨年秋の総会において、近く報告書（案）をまとめ各大学の意見を求めたうえ最後報告をまとめることにしたい旨了承を得ているので、この報告書（案）を各大学に送ることをご了承いただきたい。

6) 医学教育に関する特別委員会

同特別委員会の豊田委員より次のとおり報告があった。

本特別委員会で長年検討していた医学教育の

改革に関する調査研究の報告書がこのほど別冊のとおりまとまった。この医学教育改革の問題は、本協会の大学運営協議会が検討していた大学改革問題の中に含まれるものであったが、医学教育は特殊事情があるということで別途に調査研究されたものである。この報告書については過般の総会において、各大学から寄せられた意見を検討のうえ修正を施して最終報告として公表することの了承を得ているのでご了承いただきたい。なお、医学系大学院の問題については種々問題があり、今後別の角度からさらに検討することになっている。

7) 入試改善調査委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

前回の理事会の際に「入試改善調査施設」を東京大学に設置することをお願いすることになり、これの依頼文書を去る12月15日に会長より東大総長宛提出し、これに対し同月18日付で東大より受諾の回答が寄せられた。ただ、東大がこれを引受けるについては3つの条件がつけられている。すなわち①この入試改善調査施設は時限的な施設とし、国立大学共通第一次試験が実施される場合には国立大学入試センター（仮称）に移行するものであること、②調査施設に専任教官の発令は行わず、東京大学教官の併任によること、③調査施設に置かれる運営委員会（仮称）は、東京大学内外の委員により構成されるが、いずれも東京大学総長の委嘱によること、という3つの条件である。なお、これに関連して別紙のような入試改善調査施設設立準備委員会設置要綱案が定められ、これに基づいて調査施設の設置が進められることになった。

次に来年度の共通第一次試験実地研究のことであるが、一昨年、昨年は11月23～24日の連休を利用して実施したが、本年は11月に連休がな

いため10月10～11日の連休を利用する予定とした。この実地研究の実施に関する第一の問題は試験問題の作成に当たる科目別研究専門委員会の委員の委嘱のことである。この共通第一次試験の調査研究も4年目に入るので、当初からの委員の方々にそのまま留任して貰うことも無理なので委員の交代を考えなければならない。しかし、全員が交代することは運営上支障があるので半舷上陸の方法で交代を行い、各科目別委員長、コンピューター委員、その他数名の委員の方には残留して頂く方針で検討を進めている。

実施方法等調査専門委員会では、昨年度の調査報告書においてまだ十分検討されていなかった残された研究課題と、この報告書についての各大学へのアンケートに対して寄せられた意見を基に種々の問題を検討しているが、その中で重要な問題は第二次試験のガイドラインの問題である。これについては各科目別にみたガイドラインと全体としての第二次試験のあり方のプリンシプルを示すものをまとめたと考えている。

本年度の調査研究報告書は、上述の実施方法上の諸問題の検討結果と科目別委員会の研究結果、それに実地研究の結果および過般実施したアンケートの結果等を盛り込んだものを作る予定で、来る2月18日と19日両日の会議を経て3月末までに作成する予定である。そして、この報告書の送付と同時にこれに対する意見を求めるアンケートを行い、その結果をふまえて来る6月の総会にはこの共通第一次試験についての今一歩進んだ結論を出したいと考えている。

以上の報告に関連し会長より、入試改善調査施設を東大に設置するに当たっての付帯条件のことについて補足説明があり、またこの調査施設

の設立準備委員会には国大協から入試改善調査委員会の委員長、副委員長が参加してもらうこと、この調査施設は51年度予算が通れば本年4月1日発足の予定である旨の説明があった。

そのほか以上の報告に関連し、来年度の科目別委員会の設置と委員の委嘱方法等について意見交換があった。

6. 外国人客員教授について

このことについて大崎高等教育計画課長より概ね次のような説明があった。

急遽ご相談したい問題があったため本日の理事会に出席させて頂いた。ご相談したい問題というのは外国人客員教授に関することであるが、このことについては特別会計制度協議会における予算問題審議の際に「検討事項」としてご協議をお願いした。その後この外国人客員教授についての具体案について検討し、このたび別紙〈「外国人特別招へい教授」の設置について(案)〉のような構想をたてた。これは従来以上により立派な外国人教師を招いてわが国の大学を一層国際的に開かれたものとし、教育・学術の国際協力を積極的に推進しようというもので、51年度には5人分招へいの予算を計上した。それで、これをどういう形で招へいするかについて一応の案を立てたので、これについて各大学のご意見を伺い、新年度に間に合わせるよう進めたいと考えている。この「外国人特別招へい教授」の問題については永井文部大臣も強い関心をもたれ、これの運用について内々の方針を示されたので、このことを国大協に事前に報告してご了承頂ければと考えた次第である。

永井文部大臣の意向は一言でいうと、この特別招へい教授はノーベル賞クラスないしこれに準ずる人を招いて、契約大学における教育、研

究指導等に従事するほか、必要に応じ他大学への協力、大学関係者との研究協議等の諸活動も行い得るようにして、できるだけ広く大学の発展に寄与させようというものである。そして、もし差支えなければ、初年度においては大臣自身が招請の労をとり、10人くらいの候補者をリストアップしてこれを各大学の受入れの参考に供し、大学側の希望に応じてその中から招くということにしてはどうかということである。このようにこちらから候補者を提示して各大学の活用方の有無を諮るという行き方は、従来の慣例からみると新しい方向といえる。その他にも問題があるが、当面これの受入れを進めなければならない事情にあり、また初年度であるということもあり、1人でもそういう方法をとらせてもらえないかということが一つのお願いである。次年度以降も引続きこのような形でやることは制度的に無理であるので、次年度以降は、たとえば国大協としてある人を招請するというようなことで、この大臣の考えを継続的にやって行くことが考えられないか。基本的にそのようなことでお願いできれば、大臣としては早く候補者を選びたい気持があるので、これについてのご意見を承りたい。

もう一点の願いは、高等教育懇談会の高等教育計画部会の中間報告がこのほど出来あがったが、先般の高等教育懇談会の総会の席上で、この中間報告について国大協の意見はどうかとの話が出たので、機会をみて意見を伺ってみると答えておいた。それでこの中間報告のことについてもご意見を伺えれば幸いである。

以上の説明に対し主に次のような点について質問や意見が出された。

外国人特別招へい教授について

○外国人客員教授の考え方の根本は、外国の大

学並に客員教授をとれるようにするということが、或いは流動研究員のようなものを定着させようとするのか。そのいずれの考えをとるかによって初年度の当面の措置というものも変わってくる。

○文部省の方で候補者を立てそれを各大学に振り向けることによって、各大学の方で考えているよりベターな教授が招けないようなことにならないような配慮が必要である。また、大臣個人で各専門分野の代表的な人を選ぶことが果して可能か。

○国大協には国際交流問題担当の第5常置委員会もあり、理事会もあるので初年度においてもこれの経過中に大学側の意向を反映させることが必要である。

○大臣が招へい教授の候補者をリストアップするということは問題がある。招へい教授ということになれば大学の方でも考えている候補者がある。その中から選ぶというならよいが、大学の研究者と無関係に大臣が外国の学界のボスと相談して候補者の人選をするということには抵抗を感じる。

○仮にそのような方法でやるにしても招へい教授の給与が月額45万円程度というのは低すぎる。これで、ノーベル賞クラスの人を果してよべるか。

○今回の話は初年度であるからということであるが、これが将来定式化されると問題がある。

高等教育計画部会の中間報告について

○この中間報告には重要な問題が含まれている。この構想の枠の中で考えろということになると問題がある。国大協からも高等教育懇談会に参加しているが、これは個人資格であって代表ではない。この中間報告の内容につ

いては国大協として重大な問題が含まれている。

- 国大協から委員として参加していても、国大協としての意見は別途にまとめた方がよい。
- 最終報告書のまとめが本年度内の3月末ということだと、それまでに国大協の意見をまとめて最終報告書に反映させることは無理であるが、国大協の意見をまとめて実施にあたって参考にしてもらうようにした方がよい。

概ね以上のような質疑や意見が出され、これに対し文部省側よりそれぞれ答弁が行われたあと、会長より次のとおり述べられ、了承された。

最初の外国人特別招へい教授の問題については、初年度のことであり申し出のように文部大臣のもとで候補者リストをまとめることは止むを得ないと思うが、将来のことについては大学の意向をきくという形で処理されるようにしたい。また高等教育計画部会の中間報告の検討については当面間に合わないが、第1常置委員会の方で検討をして頂きたい。

以上で本日の協議を終り、最後に近く学長を退官される渡辺第6常置委員長（秋田大学長）と谷田第2常置委員長（お茶の水女子大学長）よりそれぞれ退任の挨拶があった。

第1常置委員会議事要録

日時 昭和51年3月10日（水） 13:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

市村、平田、大山、北村、古屋、林、山田、須田、円藤、岳中、井上、金城各委員

下沢、白田、安盛各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

過般の理事会（2月13日）において本委員会に付託された問題があったため、年度末でご多忙の折であったがお集まり頂いた次第で、よろしくご了承頂きたい。

本委員会は、昨年6月17日の常置委員会、7月11日の小委員会以後開催されていないが、これは一つは私が入試改善関係の仕事で多忙であったこともあるが、今一つは本委員会が目下取扱っている「技術系職員の待遇問題」は息長く取り組んでいかなければならない問題であるため、そう急いで仕上げる必要もないと思ったからである。なお、この技術系職員の問題についてはその後文部省の大学局長、審議官等二、三人の人に当たってその意向を打診してみたが、その感触については後刻ご報告することにする。

議事

1. 高等教育計画部会中間報告の検討について

このことについて、委員長より次のとおり説明があった。

高等教育懇談会の高等教育計画部会では昨年7月以来、高等教育の計画的整備に関する検討を重ねその中間報告が昨年12月16日にまとめられた。この中間報告は、去る2月13日の理事会に文部省の高等教育計画課長が出席された際に紹介があったもので、その際の文部省側の話では、このようなものができたことを国大協としてご承知頂くとともに何かご意見があればお伺いしたい、ということであった。ところが、この中間報告は来る3月15日の高等教育懇談会の総会で検討のうえ正式の報告がまとめられる予定とのことで、国大協としての意見を求められてもその時までこれを検討して意見を具申することは到底無理なので、当面文部省側の報告

をききおくに止めざるを得なかった。しかし、この中間報告の内容は高等教育の将来計画に関する重要な問題を含んでいるので、これに対する国大協としての一定の見解をもった方がよいとの意見があり、その結果、3月15日の高等教育懇談会の総会との関係は別として本協会としての独自の見解をまとめるということになった。

そのようなことでこの検討作業が本委員会に委託されることになったが、国大協としての見解をまとめるとなると、その案を理事会で審議して貰った上で来る6月の総会にこれを提出し、その承認を得なければならない。そのような日程を考えると、この検討は早目に着手しなければならないので、本日急遽お集まり頂いた次第である。なお、本日このことについて審議をするに当たり、事前にこの中間報告の内容をご承知おき願った方がよいと思い、過日事務局より各位にこの冊子をお送りした。

以上のような次第で、本日はまずこれの取扱い方、具体的検討の進め方、その他この中間報告の内容についてのご意見などをおきかせ願いたいと思う。私もまだこの中間報告を詳しく見ていないが、ざっと目を通したところでは何か内容が漠然としているような感じがする。とくにこの構想の背景、土壌についての吟味が不十分のように思われる。最初にこの中間報告をご覧になった印象などについてお話し合いを願いたい。

以上の説明ののち、各委員より概ね次のような意見が述べられた。

○私学は私立学校振興助成法（51年4月1日施行）ができた関係でその増設、増員はここ当分できないことになり、またこの中間報告では大都市には大学等の新增設は原則として行

わないなど相当シビアな提案がされているが、果してそういうことでよいのであろうか。こういう構想は一体どういう背景、どういう思想から出ているのであろうか。その辺のことが納得がいかない。もう一つは、高等教育の計画的整備を検討するに当たって、大学等の卒業生の追跡調査が行われていないが、大学教育を受けた者がどういう立場にいるのか、大学教育を受けた結果がどのような効果を収めているのか、という実態を抜きにして整備計画を立てるのはおかしいのではないか。

○この中間報告では学生数のことがやたらに出ているが、それはただこれまでの大学進学の実態から割り出したもののようにみえる。高等教育の整備計画を考える場合には、むしろIV「後期における規模の目途等」の所に記されている「質的水準の維持、向上」や「分野毎の人材需要の対応」などのことを先に論議すべきであると思う。さらにVに触れられている「所要経費の見積り」を具体的に検討して示すべきである。そういう高度のポリシーを抜きにして将来の予測を立てても意味がないのではないか。

○この中間報告の取り組みの基本態度は、ただ現在の経済情勢に合わせて物を考えており、教育本来のことを考えていないように見受けられる。もう一つは、国立と私立との関係において、それぞれをどう位置づけるかということがここでは明らかにされていない。たとえば人文系の拡充は国立だけで考えてよいのかどうか。従来は国立は理科系重視で私立は文科系重視の傾向があったが、今後は国立を私立と同じ考え方で位置づけてよいのかどうか。それから、この整備計画自体の問題では

ないが、高等教育の質的充実ということになると教育の空洞化のことで取り上げないでよいかどうか。このことも当然関連してくるものと思われる。

- 整備計画を立てるについては、大学ではどういう役割を果たすべきかの基本的意見がないと大学生の割合を定めることはむずかしい。この中間報告ではそういうことについての具体的検討のないままに大学生の配分が考えられている。大学卒業生の就職についても、国全体の教育計画がないから就職難の事態が生じてくることになる。それから大学の地域配置計画のことにに関してであるが、国立大学の立場から考えると、ここにあるようにただ機械的に首都圏、大都市圏の増設を認めないという枠だけつくっても、大学格差がある限り受験者の集中はやまないとと思われる。
- 高校への入学希望者の倍率が普通高校では下り、実業学校では上っているという傾向が最近一部に現われている。そういう動きについても考慮する必要がある。
- 48年度の高等教育懇談会の報告では、大学生の収容数を61年度には国立25%、私立75%にするという構想が示されていたが、この中間報告では相変わらず私立の依存度が高く、しかも水増し人員まで含めて考えられており、何か行きあたりばったりの感じがする。その辺についても国としてははっきりした方針が必要である。
- 現在の大学生の数は戦前の中学生の数に大体匹敵し、社会における位置づけも両者ほぼ対等とみられる。戦前の中学生の地位が現在では大学生に当たるようになったということは、全般に国の教育レベルが上がったということで結構なことと思われるが、戦前の大学生

レベルの者は現在の社会ではどう位置づけられることになるのか。

- 社会主義国のソビエトなどでは大学生はどの位の割合か、大学教育に耐えていける人間はどの位いるのか。日本では高校進学者が100%に近づき、入学したらカリキュラムを十分消化しなくても卒業する。その高校生がそのまま大学に進学してくることになるが、そのような大学で一体何を教えるのか。高等教育とは一体何なのか。大学を出たというレベルがほしいということは分るが、大学で専門の学問を修めた者が卒業後その専攻した学問と全く縁のない仕事に従事している場合が相当ある。国民の教育レベルが高まるのはよいが、大学の教育が教養化し社会の機能に役立っていないということではよいのかどうか。国としては社会の機能に必要な要員を確保する必要があるのではないか。
- 一般国民の知識、教養のレベルアップはよいが、問題は機能分化、専門家の養成をどこでやるかということである。現在はそれを大学に上乘せして大学院でやっているが、博士課程を修了すると相当の年齢になるのが問題である。このレベルアップの問題に関連して、何をもちて高等教育とするかということと、専門家の養成をどうするかとの二つの問題が出てくる。社会の中には機能分化があるので、全体のレベルアップのこととこの機能分化の組み合わせをどうするかの問題が教育の中では大事なことになる。
- 現在の大学は一般教育と専門教養ということになりかねない。それが専門家養成は大学に上乘せした大学院でやっているが、この中間報告ではこの大学院問題には全然ふれられていない。

○高等教育とは何かということであるが、戦後大学志向型となり高学歴社会となってきたが、その高学歴社会が望ましいかどうかとの反省も出てきている。この中間報告では専修学校あるいは専門学校（従来の各種学校より昇格したもの）を高等教育機関の一種に加えているが、ここで技術の修得はできる。そのようにそれぞれの分担に応じた教育をするのが高等教育とも考えられる。それともう一つは社会人の再教育ということである。それらを含めて何本建てかで高等教育というものを考えて行くようにし、今までの免状本位の教育というものを考え直して行く必要があると思う。教員や医療に従事する専門家はどのくらい必要かとの人数はある程度割り出せるが、カルチャーやアカデミックのものについては一律に大学でなければならぬと考える必要はないと思う。

○現在、大学では入学定員に対して入学希望者が多い場合に選抜試験をすることになっているが、受験者が定員一杯なら全員入学させることになる。しかし、大学教育の本質を考えれば、一定レベルに達していない者は落とし、また卒業の認定も厳しくしなければならぬと思う。大学進学のための社会的需要を前提に単純に大学の拡充を考えるというのは問題である。

○大学教育においては文化的教養を授けることも必要であり、一方では社会的要求に応えることも必要である。また進学する者の能力の点も考えなければならない。そのようないろいろな要因を総合的に考慮して大学の整備計画を考える必要がある。

○この中間報告の「大学等の計画的配置を考える場合のブロック区分」の案には問題がある。ブロック単位で配置を考えると大学によ

ってはその影にかくれてしまう所も出てくる。環境条件の似た所をブロックでまとめるならよいが、そうでない区分けをするとブロック単位では平均化されても県単位ではそうはならない。

○この中間報告によると、51年度から55年度までの前期の整備計画では国立大学は10,000人増を目途とすることになっているが、この枠を拡げないことにはここに掲げてある以外のものはふやすことはできなくなる。なお、この数字は48年度の報告にある国立大学の学生収容力を全体の25%にするという方針をダウンさせたものであり、そこにも問題がある。

○この整備計画を進めるについては、国立大学については総定員法の枠をはずして貰わないと既設大学にそのしわ寄せがきて発展を妨げられることになる。また、地方文化の向上に資するための整備によって既設の大学の予算圧縮にならないようにしなければならない。既設大学にはいま不完全講座が多い。それをそのまま放置しておいたのでは地方大学は充実されないし、そのような状態で学生定員をふやしても十分な教育はできない。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のとおり提言があった。

種々ご意見があったが、この中間報告に対してどう処置したらよいか。さしあたりここに出ている範囲の問題に対応して意見を述べた方がよいか。また、国大協としての見解をまとめる手順としては、①予めこの中間報告に対する各大学の意見を求め、これを委員会で検討してまとめたうえでこれを更に各大学に送って意見を求める方法と、②まず委員会で中間報告についての見解をまとめ、これを各大学に送って意見を求める方法、の二つがあるが、いずれの方法がよ

いか。

以上の提言に対し種々論議が交されたのち、次のように処置することになった。

① 3月15日の高等教育懇談会の総会までに公式の見解をまとめることはできないが、総会の席上で基本的な問題点についての簡単な意思表示を行うことにする（このことを相磯副会長に依頼する。また、飯島広島大学長からも予め文部省関係官に本委員会の意見の概要を口頭で伝えて貰うことにする）。

② 国大協としての見解のまとめ方については、委員会で見解をまとめたうえでこれを各大学に送って意見を求め、その意見を基に成案を作成し、来る6月の総会にこれを諮ることにする。

- ・見解の草案作成は下沢、白田、安盛各専門委員に委託する（小委員会は4月21日14時より開催する）。
- ・小委員会草案を基に委員会で審議し原案を作成する（常置委員会は4月28日13時30分より開催する）。
- ・委員会の原案を各大学に送り、5月末までに回答を求める。

なお、①の基本的問題点の内容は概ね次のようなものとし、これの作文は加藤委員長に一任した。

- ① 高等教育の理念を明確にすること。
- ② この中間報告の学生増員案は大綱として理解するが、同時に教職員等を含め質的、量的整備充実を図ること。
- ③ 学生増員に当たり既設の大学の教職員定員、予算等に悪影響を及ぼさないよう総定員の枠の検討を行うこと。
- ④ 地域配分の枠組み、分野別枠組みを再検討すること。

⑤ 大学院との関連の上にこの整備計画を検討する必要があること。

以上で本議題についての協議を終り、ついで技術系職員の待遇問題のことについて委員長より次のとおり報告があった。

この問題について過般文部省の大学局長、同局審議官等と懇談し、その意向を打診してみた。文部省側としては一応その趣旨は了解したようであるが、大学として研究職を導入することについて意見調整ができるであろうかとの意見が述べられた。この技術職員の問題については、次回に多少論議をしたいと考えている。

第1 常置委員会議事要録

日時 昭和51年4月28日（水） 13:30~16:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 加藤委員長
伊藤、市村、平田、大山、北村、古屋、平松、林、山田、須田、円藤、岳中、井上、金城各委員
下沢、白田、安盛、高田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり新委員の紹介があった。

伊藤 森右衛門 小樽商科大学
平松 博 富山医科薬科大学

ついで配付資料の説明があつてのち、前回（3月10日）議事要録の朗読があり「研究員（技官）」という表現を「技術系職員」に改めこれを承認した。

議 事

1. 高等教育計画部会中間報告の検討について
初めに委員長から次のことが述べられた。
本日の議題には「……中間報告の検討につい

て」となっているが、すでに、去る3月15日の高等教育懇談会総会において報告書が決定されたので、中間報告ではなく「高等教育の計画的整備について」の検討ということになるのでご承知のうえでご検討をお願いする。したがって、小委員会の草案もこの本報告書を基にして立案されたということになる。

以上のような経緯の説明があったのち、下沢専門委員ならびに委員長から、中間報告と本報告との主な相違点について次のように説明があった。

- ① 全体的にみて本質的な変更はない。したがって前回の意見はそのまま生きていると言える。
- ② 新たに追加記述された箇所が3カ所ある。そのうち大学院にかかわる部分は、当委員会の前回の意見が採入れられたものと思われる。なお、三つ附表が追加になっている。
- ③ その他、細かなところで字句と数字を改めたところが数箇所ある。

以上のような説明につづいて下沢専門委員から、前回の協議では、小委員会で草案を検討したうえで本日提案することになっていたが、その当日（4月21日）は交通関係のストのため小委員会を開くことができなかつたので、この草案は小委員会の了承を得た案ではないことをご了承のうえご批判をお願いしたい、と前置きし、資料「高等教育の計画的整備について」高等教育懇談会（昭和51年3月15日）に対する見解（案）を基に、次のような説明があった。

この草案においては、本論の批判に入る前に、本報告書ができるまでの経緯について述べた。それは、昭和49年3月29日に高等教育懇談会からかなり詳細な「高等教育の拡充整備計画について」の報告につづいて、その修正版も出

されているが、これに呼応した形で、49年5月には政界方面から——教育改革の第二次案——「高等教育の刷新と大学入試制度の改革及び私学の振興について」というレポートが出ている。これらを一通り読んで見ると、本報告の基盤になるものは何かということと、48年から今日までの考えの変遷などを窺い知ることができると。そこで、内容の批判に入る前に歴史的な流れを述べ、このような報告が公表されると、これが考えの準則になって、大学の計画は明暗両様の影響を受けることになるということを書いた。次に、本文の各項目に対応し、前回の意見を踏まえて当委員会の考えに近いところを書いてみた。

以上のような説明があったのち、草案の各項目を朗読し、それぞれについて問題点の所在を指摘しながら修正意見が交された。その主な事柄は次のようなことであった。

(1) まえがき（経過説明）

○49年度には、国民総生産に対する教育費の割合について、詳細なデータをだして明確に要求していたのにもかかわらず、本報告では、それを避けている。それは何故であろうか。国として、教育計画を立てるからにはこの問題を十分検討して教育費に必要な予算を明らかにすべきである。その場合に、欧米先進国では国の総予算に対する教育財政の割合は漸次上昇していることを重視すべきである。ということはこの見解の中に述べることにしたい。

○48年度に、高度成長時代の社会的要請を背景にした報告がだされ、つづいて49年度にはその修正がだされ、それを基盤にして、本報告が作成されたという経過をもう少しわかりよく述べたいものである。

○本文と比較して前文が長すぎる感がする。本報告に対する国大協の見解を述べればよいのであるから、歴史的な背景などは簡潔にまとめ、多くの人に読みやすくすることが望ましい。なお、国大協の見解であるという性格からして政界方面云々などは削除すべきである。

(2) 計画策定の方針について

○新構想の大学を設けることも結構ではあるが、既設大学、とくに地方大学の充実を忘れてはならないということ、大学院問題については国大協はすでに見解をだしている、ということ述べた。

○大学院の問題は、ここでの見解は大学院だけの問題ではなく、学部にかかわる問題であるということであった。49年度の報告には、わが国の大学院は、欧米先進国の大学院に比べて非常に貧弱である。したがって拡充しなければならない、と言っておりながら本報告ではそれを避けている。

○49年までは、同じ高等教育懇談会の場で検討されてきたが、その後は、別に“大学院問題懇談会”を設け新しい視野に立って検討することになったので、本報告ではその結論を待つことになったということであろう。

○むしろ大学院問題は、高等教育全体のあり方に関しては、切り離すことのできない問題である、と簡単明瞭に述べる方がよいと思う。

○格差是正の問題とのかかわりにおいて、大学院問題ができてきているところをもう少しわかりやすく述べたいものである。

○放送大学は、ここにあげる例としては適当でない。ふさわしい例が他になければ文章を簡潔にする意味において削除することにした。

(3) 前期における計画の内容

○国立大学の学生定員増10,000人の数値がでてきた根拠はどこにあるのかということ、学生と教官の比率はどの程度のところを考えているのかということは、もう少しはっきりと問い掛ける方がよい。

○学生定員増を10,000人と規定し、これをブロック別に機械的(算数的)に割当てるということであれば問題である。

○そうかといって、われわれ(当委員会)と協議の上決定されるようにという表現(他のところにもある)は、高等教育懇談会と当委員会との、相互の性格からして成り立たないのではなからうか。

○まず、結論をさきを書いて、その理由を簡潔に分かりよく述べるという形も考えられるが、はっきりした結論をだすこと自体が、各大学の事情も意見も異なる国大協の性格からして無理である。しかし、数値のできた合理的な根拠があるのであれば、納得のいくように明らかにすべきであるということ、当委員会の見解として述べてよいと思う。

○流動性ということは、講座定員についてだけのことでなく、大学院あるいは講座名についても適合することであるので、そのように幅広く理解されるように文章表現を工夫したいものである。

○量と質の充実ということを行っているが、具体的な問題としては、10,000人の学生の受入れの形が不均衡であるということが量の問題であるが、その計画の時点には質の問題はできてはいない。

○オーバードクターの問題であるが、必要最少限の専門家の養成に不足することがあってはならない。それに必要な確かな数さえ押えて

おけば、それ以上の数が現に存在したとしても、それは高い教養人がそれだけいるということに過ぎないことであってとくに問題はない。問題は、必要な専門家の数を明らかにすることである。いうなれば、意見を述べる国大協にもそれだけの資料を整備できる機能があることが望ましいということになる。

- 10,000人の数値がでてきた根拠が明らかでないことは確かである。だからと言って、当委員会が15,000人を要求するとしても、その論拠は何かとなると、それは容易に見出せない。自然系学部はともかくとしても、人文・社会系学部では専門家になる学習をしているといえるかどうかは疑問である。
- この数年間の学生数の増加数を考えの基礎において、一応の増加数を推算することも考えられないではない。
- 大学進学希望者が増えたから、学生定員を増やさなければならないという議論だけではすっきりしないものがある。
- この問題は、つき詰めていけば大学教育とは何かという基本問題に繋がることになる。
- 「医歯・医療技術」「教員養成」については、その方の専門の委員の見解を伺ったうえで書き改めることにしたい。
- 医師養成の数の算定は難しい。国民総数に比例した数はでも、医師養成の面からすれば、それだけの医師を養成する能力は十分にあるとはいえない。
- この委員会の見解をどのようにまとめるかの問題があるが、本報告が既にだされ、高等教育の計画的整備についての趣旨は確定したわけである。ただ具体的場には適応しない幾つかの問題があるので、それらのところは実施の段階で誤りなく十分配慮されたいという形

でまとめる外はない。

- 本報告がでて既に確定した趣旨を覆すことはできない。ところで、当委員会の見解の考え方は、まず、10,000人を算定し、その数を割当てるについての基本的姿勢の問題がある。それには、医療技術者を明確に定めること、初等教育の教員数、その他これから必要とする新しい分野の研究者養成という三本の柱の外に、地方大学の地域的格差は正と拡充ということが基本的な考えになっている。数そのものには疑義があるが、報告書の基本的な方向としては是認できる。次に、その具体化のレベルでの配分について、政策的考慮が入ることはやむをえないと思う。ただ、量的な需要に対する学生定数の量的増の対応だけを考え、日本の大学は如何にあるべきかの基本理念に即した、基本的検討はなされないままの計画が建てられ、そのような姿勢そのものが、経済的傾斜をもった産業体制に即応した、大学の学生定数の要因になっている、という形の大学のあり方が構想されている、という基本的な考えに誤りがある、ということが前文に指摘されているので、この見解の構成はこれでよいのではなからうか。

概ね以上のようなことについての意見が交されたのち、委員長から論議のまとめおよび今後の作業の進め方について次のように述べられた。

全般的に言葉のつかい方をもう少し工夫することにする。

「まえがき」のところに、経済的な問題のことについて述べてあるが、この部分の体裁を簡潔に分かりよく書き改めることにする。

特に問題のあると思われるところは「Ⅲ前期

における計画の内容」のところである。専門分野別の学生定員の配分についての表現は特に慎重にする。地域配分のところはやや訂正を要する。

まとめの部分の表現をもう少し形よく装いととのえる。その際に、高等教育懇談会は国大協に十分連絡をとるとか協議をするということは、双方の立場からして成り立ちえないと思う。

以上のようなことにも留意しながら専門委員会において修正原案を調えることにする。

次に、今後の作業の進め方としては、この見解の原案を各大学に流して意見を聞き、それによって、国大協の最終見解をまとめるということもあるが、今回は第1常置の見解として発表することにして、それについて、各大学の意見があれば伺うことにするというので作業を進めることについて、来る5月7日の理事会の了承を得ることにする。理事会の了承が得られれば翌5月8日に開かれる特別会計制度協議会にもこの見解を反映できるようにしたい。なお、今回は6月7日(13:30~16:30)に開催し、専門委員会の修正原案について最終的に協議することにする。

以上のことが異議なく了承され閉会した。

第3・第4常置委員会合同会議 事要録

日時 昭和51年2月23日(月) 13:00~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

綿貫、岡本、福井、博田、加藤、豊田、
脇坂、桑原、水野、山田、許斐、永松各
委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

竹内、白淵、鈴木、林、吉利、三上、増

尾、綾部、武谷、太田、具島各委員
井上臨時委員、小路専門委員

第3・第4両常置委員会の合同会議に先立って13:00から14:00までの間、第4常置委員会単独の会議が開かれた。

I 第4常置委員会議事概要

初めに山岡委員長より次のとおり挨拶があった。

私が委員長に就任してから最初の会議が昨年末に開かれたが、その時は第3常置委員会との合同会議ということであったので、一度本委員会だけの会合をもちたいと思い、本日の合同会議開始前の1時間だけ単独の会議を開くことにした。本日の本委員会としての審議事項は「学生の教育研究災害補償制度」の問題であるが、この問題の協議に入る前に過日ご送付した前回の合同会議の議事要録ならびに「学寮に関する調査研究資料」(46年11月)について何かご質問やご意見があればお伺いしたい。

これについて格別の発言もなかったので直ちに議事に入ることにした。

議 事

1. 学生の教育研究災害補償制度について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

この学生の教育研究災害補償制度のことについては、これまでの文部省の調査研究会における調査研究の過程を経ていよいよ実施の段階を迎え、目下行政サイドで作業が推進されている。この問題については、これまで国大協がこの制度の実現について要望を重ねその推進を図ってきたが、現在はその業務を学徒援護会が所管し、文部省の学生課のバックアップのもとに本年4月発足を目指して準備作業が進められて

いる。それで国大協としてはこの問題から一応手が離れたことになるが、これまでの関係からしてこの事業の推進についてさらに協力する必要があるかどうか。

学徒援護会では去る1月28日に役員会を開きこの問題について討議を行ったが、その際の話によると、国公立大学のうちこの制度の実施に積極的な態度を示しているのは国立大学であり、当面は国立大学中心でこの制度が運用されて行くのではないかとの見通しが語られた。それで、今後とも国大協としてこの制度の進展についてバックアップすべきかどうかについて去る2月13日開催の理事会に諮ったところ、国大協としてこの事業の実施の過程を見守り、必要な助力を続けるべきであろうとの結論となった。

なお、去る2月4日付大学局長名で、この制度の発足の通知とともにこの事業の育成についての協力を依頼する文書が各大学に送られている。以上のような次第であって、国大協としてはこれまでの経緯もありこの制度を成功させるよう今後とも協力して行きたいので、何分のご理解をお願いしたい。

なお、別紙資料はこの教育研究災害補償制度（学生教育研究災害傷害保険）に関し学徒援護会より提供のあった資料で、この制度についての説明会の状況、大学の申込状況、保険約款等の大蔵省認可などについての報告が記されているのでご了承を頂きたい。

以上の説明を了承し本議題の協議を終った。

2. 学寮問題について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

この学寮問題については本日このあと第3常置と合同で協議することになっているが、それ

までの時間この委員会で懇談を行いたい。前回の合同会議ではこの問題の具体的検討は小委員会を設けて進める方向が出されたが、その検討に入るについては学寮の基本問題について委員会全体としてのコンセンサスが必要ということから本日また合同会議が開かれることになった。学寮問題については5年前の46年に第3常置と第4常置合同で調査研究が行われたが、その検討結果は正式の報告書とは認められず、非公式の調査研究資料として留め置かれることになった。このような結果となったのは、学寮については各大学それぞれの事情があり、統一した見解をまとめるににくい状況にあったためである。しかし、当時と現在とでは四囲の情勢も大分変ってきた。45～46年当時はいわゆる学園紛争の時代であり、学内も激動している時期であって、学寮問題についてもその取扱いがむずかしい事情にあった。そのようなことで折角1年余の時日を費してまとめた調査研究結果も陽の目をみないで終ったが、「資料」として残されることになった。この「資料」の中には学寮に関する諸問題が取り上げられているので、今回の学寮問題の再検討に当たってこれを参考にして討議を進めるということになったが、どのように検討を進めたらよいか。前回もお話したように第4常置としてはこの学寮問題については第3常置の審議をバックアップする立場で協力するということであるが、ここで暫らくの時間本委員会としてこの問題を論議し、その意見を合同会議の際に参考に供したいと思うのでよろしくご協議をお願いしたい。

以上の説明のち、概ね次のような意見交換があった。

○文部省としては老朽した学寮から建て直して

行くという考えのようであるが、老朽学寮を抱えていても改築に当たっては管理運営の問題が絡んでくるため、新設要求を差し控えている大学があると聞いている。本学では女子寮を拡張したい希望をもっており、管理運営問題についても学生側の了解を得ているが、老朽化していないということですぐ新築して貰えず困っている。老朽度がひどくなくても条件が整っている所に対しては整備を図るようにして貰いたいと思う。

- 去る1月に学生部長会議があり、その際2、3の大学から老朽学寮の改築の問題が提起されたが、これに対し文部省としては新築の条件として、①管理体制の確立、②経費負担区分についての「2.18通達」の遵守、③原則として食堂は設置しない、という3原則を提示された。
- 文部省としては大学が責任をもって管理できる情勢にある所にも優先的に新設を考慮する姿勢にあるようである。
- 学寮に食堂を置かない場合学生食堂利用との結びつきを考えなければならない。
- 文部省は新設大学の学寮設置について大学側から案を出せというようなことをいっている。学生の方はぜひいたくなってアパートのような学寮を望んでいるが、それではやりにくい点もあり目下思案している。
- 新寮建設については管理運営の点だけでなく、土地の選定やその他具体的な細かいことを検討して申請しないと実現しにくい。
- 学寮については新設の場合と既設寮の場合の二つの問題がある。新しい学寮の場合には個室方式や食堂廃止という考え方もある。一方、既設寮では食堂を抱えておりこれが深刻な問題になっている。

○現在ある食堂を廃止することは仲々むずかしい。

○46年に行った学寮に関する調査研究は、アンケート調査に基づいて分析したもので、学寮のあり方についての一般論によってその未来像をまとめたものである。しかし、各大学の学寮の実態、現実困っている問題をつかまないと具体的な検討はむずかしい。前回の調査研究は意見調査によったため実態とのズレがある。それで、今回の再検討に当たっては実態を加味して調査研究を行う必要がある。

○意見調査では希望の集積みたいなものになる。具体的な実態調査に基づかないと役立つものではない。

○学寮は個性が強いの。それぞれの歴史、伝統があり、また全寮制のもの、大規模大学の寮、地方大学の寮、単科大学の寮などいろいろな性格、形態があって一律に律しられない点がある。

○学寮の実態はさまざまである。最近の学生はぜいたくになり自分の居室に冷蔵庫やステレオ、テレビ等の電気製品を備えついたりしている者もある。自分の大学の寮の実態調査を試みる必要がある。

○実態調査をやらないと自信をもった調査報告書は作れない。なお、入寮選考方式は大学側と学生側の両者立合の形式の場合が多いのではないか。

○寮費などについて、学生は集団として物をいう時にはできるだけ低い線で統一しようとする。それで寮の食事は極めて安上りな粗末なものになるが、寮費を値上げしてこれを改善しようとはしない。このようなことは健全とはいえないので、新しい寮を考える場合には下宿より若干下回る程度の経費で賄うような

ものを考えてもよいのではないか。

○学寮問題については総論はよいが各論のところ
に問題がある。

○本委員会としてはその立場上主として厚生問
題の観点から学寮問題について意見を出すこ
とにしたい。

概ね以上のような意見交換があって第4常置
としての協議を終り、続いて第3常置との合同
会議に入った。

II 第3・第4常置委員会合同会議議事 概要

議事

学寮問題について

初めに広根第3常置委員長より次のとおり挨拶があった。

前日に引続き学寮問題を主題とする合同会議を開催することになった。この学寮問題については46年に「学寮に関する調査研究資料」が出されたが、それ以前からの懸案であり種々むずかしい問題を含んでいる。前回の合同会議では種々貴重なご意見を頂いたので、いずれ小委員会を設けて具体的検討に入りたいと思うが、種々複雑な問題が絡んでいるため、小委員会で検討するにしてもこの問題の大筋についてこの両委員会の委員の方々のコンセンサスがなないと難航することになる。事情をご了承のうえよろしくご協議のほどお願いする。

ついで山岡第4常置委員長より次のとおり挨拶があった。

本日午後1時より1時間ほど第4常置としての議題について審議を行い、その際この学寮問題についてもフリートークを行った。それで、その際の意見の概略をご参考までに紹介したい。

大学によってはこれから新たに学寮をつくりたいという意向をもっている所もあり、このことに関連して学寮のあり方やその問題点などについて種々論議が交された。学寮問題は、学園紛争当時はこれが紛争の導火線となったり、或いは紛争を長引かせる要因となったりしたような事態があった。しかし、一方ではその後学寮が定着してきた所もある。そのように状況は変化してきているが、学寮を新設するについては管理体制の確立、経費負担区分通達の遵守、食堂の廃止などの具体的問題がある。学寮は学生の厚生問題の見地から必要な施設と考えられ、最近新設されているような高いレベルの新寮の増設も望まれるが、一面経済的に困窮している学生がいることも考えなければならない。本委員会としては今後の学寮のあり方について何らかの方向をまとめたいと願っており、学生の厚生問題担当の立場から第3常置の審議をバックアップして行きたい所存なのでよろしくご了承願いたい。

両委員長から以上のような挨拶ののち、広根第3常置委員長より更に次のとおり述べられた。

前回の合同会議の行きがかりもあるので本日の議事の進行に当たらせて頂くのでご了承願いたい。前回の審議状況は議事録にも詳しく載っているが、その基本問題は二つの点に要約される。その一つは学寮の基本問題すなわち性格論の問題であり、今一つは学寮の管理機構、経費負担などの具体的問題である。しかし、これらの問題については種々の矛盾点や二律背反の面などがあり、このままの状態では小委員会で検討を進めることも困難なので、学寮問題の基本線についてここで一応のコンセンサスをまとめることが必要と思う。以上の趣旨をご了承のう

え本日のご協議をお願いしたい。

以上の説明ののち討議に移り、概ね次のような意見交換が行われた。

- 学寮問題のポイントは次のような点にあると思う。それは「学寮は必要であるかどうか」ということである。これについて学寮は要らないという学長はないと思うが、大学として管理の責任を負うことができるかどうか。もしその自信がないなら学寮を置くことはやめた方がよいと思う。前回のレポートではそのような趣旨が述べられている。この学寮の管理責任の点について今度は大丈夫だということなら、新しく出来た寮などのことも考慮に入れながら検討に取り組んで行くのもよい。問題はこの「管理責任」のことがはっきりしないと検討しようがないということである。その点をまずはっきりさせてほしい。
- 学寮の必要性については、学生の居住条件を整えることは大学の責任であるとともに、この学寮における教育的側面についても大学として責任がある、というように考えられる。
- 大学により事情が違うので学寮の性格論を一本化することはむずかしいが、上述の点についてはそう基本的な考えの差はないと思われる。問題はこれの管理機構や経費負担区分の問題である。そこで学寮問題の中心点はこれの管理責任を負えるかどうかということに帰着する。
- 学寮の管理運営については、現在のところ大学側の管理と学生の自治の建前との妥協のもとで行われているのが実情と思われる。それがうまく行っている所とうまく行っていない所とがあるが、大体はそれで落ち着いているように思われる。しかし、そのような形態が果して大学の管理といえるかどうかというのが一つの問

題である。しかしまた大学生を高校生のように一人前でないように扱ってよいかも問題である。

- 学寮の入退寮権にはバリエーションがあってもよいが、寮生が勝手に入寮者を決め、学外者まで入居させるようなことがあっては、国費で学寮をつくるなどということはできない。また学寮には火災の発生が多いが、その原因がうやむやにされるというようなことでは困る。国有財産についてはそれらの点についてははっきり処置できるようにしておかなければならない。大学の管理責任をはっきり打出すことに躊躇するようでは、この学寮問題を検討しても何の成果も得られない。
- 大学が管理責任をもつことは当然であり、それが一番の基本であると思う。
- この問題は抽象的には論じにくい。学生の居住条件を整える必要があることは当然であるが、学寮の管理の問題をめぐる面倒な問題が起り、それによって大学全体が攪乱されるようなことがある。そうなるとう管理の責任がもてるかどうかの論議が出てくる。管理の責任をもてるかどうかを決めるには、比較的うまく行っている所と困っている所の実態を知らせて貰わないとはっきりしたことは断言できない。
- 実態を調べても、よく行っている所は報告が出てくるが、まずい所は仲々報告が出てこない。たとえば教職員が寮に立入れないような所は相当ある。学生の納得のもとで新しい寮をつくる場合はやりやすいが、現在寮生が入っている寮を改善するのは仲々むずかしい。
- 前回の会議の話では、小委員を委嘱して学寮の望ましい条件についての案を作って貰えるものと思っていた。もし今年の6月総会に検

討結果の報告をしようとするなら、学寮についての望ましい条件或いは現時点に対する見解についての一つのたたき台を作ってこれを各大学に流し、これについての意見を求めてまとめるようにすればよいと思う。先程来の大学の管理責任のことは学寮をつくる以上は当然もたなければならぬことである。

- 新しい寮をつくる場合の前提には既存の寮の抱えている問題をどう扱うかのことが絡んでくるが、一応別に分けて検討した方がよい。
- 新寮の問題と既存の寮の問題を一緒にすると問題がこんがらがるので、まず既存の寮の問題から取り上げたらどうか。既存の寮にはいろいろトラブルがあるが、これを処理するにはどうしたらよいかを検討したらよい。
- 新しい寮をつくるにしても既存の寮と性格が違おうと問題である。各学寮を一律に扱うのは無理な点もあるが、学寮としての基本線は決める必要がある。新しいものと以前のものが全然違おうと種々問題が生ずる。まず既設寮の問題についての考え方をはっきりさせないと議論が進まない。(ここで鈴木委員作成の「学寮問題の調査研究について」のメモの提示があった。)
- 新しい寮をつくるにしても今までの経験、その問題点を踏まえたうえで、新寮を建設するのがよいかどうかの提案をすべきであろう。
- 去る1月の学生部長会議で2、3の学生部長から老朽寮の増・改築の希望が出されたが、これに対し文部省側の見解として、①管理体制の確立、②経費負担区分についての2.18通達の遵守、③原則として寮食堂はつくらないという学寮整備の3つの前提条件が示された。
- 居住条件ということの中に食事のことも含ま

れるのかどうか。現在の学寮では1日200円というような安い食費で食事を賄っている所があるが、それで果して満足なカロリーがとれるか。居住のことに食事のことは別にした方がよいのではないかと考える。

- 学寮のあり方を根本的に変えることは新設大学の場合にはできるが、一つの大学で新旧二形式の寮を置くことはむずかしい。その点をどうするか。
- 自分の大学では男子寮と女子寮があるが、文部省は男子寮の更新だけを認めた。しかし、一方だけ新しくしたのでは問題があるので両方とも新築するようにして貰った。それで立派なものができたら学生は喜んで金銭上の負担のことは何もいわず満足している。それと、学寮については大規模の寮をつくることには問題がある。大きな寮は管理しにくい。
- 古い寮と新しい寮との関係のことも考えているが、学寮問題を検討するについてはこれからの望ましい学寮の形を出し、古いものはこれに移行するよう提案するより仕方がないのではないか。古い寮(木造)の寄宿料が月額100円であるということや、学寮の経費負担区分の点で教官研究費からの補助を行うなどということは果してそれでよいかどうか。寮生にその辺のことを話すと大体分ってくれる。兎に角だんだん新しい方向に移行するようになるより方法がない。

ここで先程提示のあった資料「学寮問題の調査研究について」に関して鈴木委員より次のとおり説明があった。

これは小委員会が発足する際の検討の手がかりにと思って作った個人的メモで公表するつもりはなかったが、ご参考までに考え方を述べて

みたい。なお、これを作るについては前回の46年の調査研究のことも念頭において考えた。前回の調査研究は各大学へのアンケートによる意見調査に基づいたレポートであったが、そういう取り組み方でよいかということが念頭にある。それでまず今回の「調査研究の主眼」については次のようなことにしてはどうかと考えた。

「学寮の基本的性格が問われているが、学寮の管理に手を焼くあまり、単なる厚生施設とみることは早計である。各大学の学寮は、大学の型や学寮の歴史や慣行などにより、いろいろなパターンがあり、その運営も様ではない。したがって、学寮を一律のパターンで捉え、その在るべき姿を描くだけでは、学寮問題に現実的に対処することにはならない。他方、学寮が当面する問題に対して、何らかの共通のよりどころとなるものを提示するのではなければ、国大協として学寮問題に取り組む意味がなくなる。それ故、今回の調査研究の主眼は、程度の差はあれ、各大学の学寮が共通にかかえている問題点について、各大学の実態（大学名は伏せる）を引例しながら、可能な範囲で国大協の見解をまとめ、問題解決の方向性ないし指針を提示することにしたらどうか。」

次に各大学の学寮が共通にかかえている問題点としては、(イ)学寮の必要性（増・改築とその前提条件）、(ロ)管理体制（いわゆる〇管規、特に入寮選考と決定権）、(ハ)炊事人の問題（2.18通達、寮生雇いの炊事人、学寮の食堂）、(ニ)光熱水料の負担区分（2.18通達）、(ホ)コミュニケーション（助言指導）、(ヘ)寄宿料、などの問題があるのではないかと考えた。それで、そういう共通の問題点について、うまくいっている所、手こずっている所、まあまあの所などの実態を把握して、問題の解決に資するようにした

らどうかというように考えたわけである。

以上の説明のあと広根委員長より次のとおり述べられた。

先程からの発言によると、①学寮の望ましい条件について可能な範囲で国大協としての見解をまとめてはどうかとの意見、また②いろいろな改善案を作っても大学としてそれを実行するだけの管理上の責任をもてるかとの意見、さらに③ただいま紹介のあった調査研究の主眼と共通の問題点に関する意見、などが今後の検討のための手がかりになるものと思われる。それで、何らかの国大協としての見解をまとめ、一つの判定の基準となるようなものを作ってみてはどうか。学寮にはいろいろなパターンがあるのでこれを一律に捉えることは無理であるが、学寮としての共通点があるので、種々の実態を踏まえてそれらについての考え方をまとめてみてはどうか。

ついで次のような意見交換が行われた。

○学寮問題について学生部長や寮主事にきいてみたところ、各大学の学寮の実態の認識に立って学寮のあるべき姿を国大協として示して貰えるならそれによって努力はしてみたい、ということであった。それから、学寮の必要性について学生と折衝する場合、国大協としての見解があれば、話し合いの際それが一つの目安となってやりやすい、ということであった。

○国大協としての見解をまとめる場合、新寮についての模範的な意見をつくるのか。それとも学生側に立ってその意見を汲み上げてつくるのか。文部省の意見どおりにすれば新寮はできるが、文部省の基本線に揃えるのか、或いは独自のものでよいか。

○学寮で問題が起きた場合、当然その責任は大

学にある。ところが大学の管理責任放棄或いは無機能の実情もある。大学としては管理の基本方針をはっきりする必要がある。大学として責任がもてなければ文部省の意見の有無にかかわらず学寮をつくることはできない。

- 筑波大学の新しい寮は管理組織が違うので他の大学にはこの方式を適用できない。寄宿料にしても従来のものとは全然違う。それで、ここでは省令に定められている従来の学寮の範囲内で基本的な問題を検討するようにしなければならない。なお、学寮におけるコミュニケーションの問題については、現在は殆どそれが無い。それで父兄も必配して子弟を学寮に入れられないため学寮の利用率も落ちている。
- 先程の提案の中にもあったように「可能な範囲で国大協の見解をまとめ、問題解決の方向性ないし指針を提示する」ということになれば、「可能な範囲」という点で弾力性があるが、幅はあってもこうあるべきという見解はまとめられる。そういうものができた場合、大学によってはこれで行ける或いはこれでむずかしいということがあるが、一つの判定基準ができることになる。そんな方向で取りまとめるようなことになるのではないか。
- 弾力性をもたせ、あるべき姿を描くとすると前回の場合と同じようなことになる。弾力性の許容範囲が問題である。大学によってはできない所もあるというようなものを今更つくっても意味がないのではないか。46年の調査研究結果がなぜ棚上げになったか。それは対文部省、対大学の両面の問題があったからではないか。そこをどう踏みきるかが大事なポイントと思う。
- 現在は以前と大分情勢が変わってきた。それで

まず具体案をつくってみてはどうか。そこで問題になる主要点は管理体制と炊事人の問題と経費負担区分の問題である。これらの点について、入退寮権は原則として大学がもつ、炊夫の問題については食堂は寮から切り離す、光熱水料については自分の使用したものは各自が払う、というような案を国大協が出してよいかどうかを各大学にアンケートしてみてはどうか。

- 入退寮権と経費負担区分の問題が学寮問題のヤマである。それが解決したら大学各自の個性を生かすことが大学の課題である。そういう方針で国大協が全国的基準を出すというなら各大学もやる気になる。それらの点を小委員会ですべてまとめてほしい。
- そのような管理体制、経費負担区分についての基本線を出した場合の各大学の対応の仕方はどうか。
- 国大協としての意見がまとめれば対応はやりやすくなるが、学寮には種々の違った条件があって共通したイメージを作りにくい点がある。それと全寮連の全国提携の運動がある。それらの点も考慮に入れなければならない。それから寮のコミュニケーションの問題であるが、学生は孤独になるので個室をきらう者がある。しかしまた反面、集団から回避しようとする傾向もある。それと、光熱水料の個人負担の問題は現在ある寮の形態との関係がある。各部屋にメーターが取り付けられている所はよいが、現実には頭割りで各人の負担分を払うようになっていて個人負担に対応できるようになっていない。その辺を弾力的にということになるとあいまいになってしまう。すべて問題は現実面で出てくるので建前論を書いただけでは対応できない。

○学寮がない大学に新しい寮をつくる場合は新しい方向で行けるが、既にある寮を変えるととなると問題がある。どこの大学の寮も理想的にはっていない。炊夫の賃金を学生負担にするという考え方はよいが、これを実際に変えることは困難である。全国共通の規則をつくり、これを今まであった寮に適用するとなると対応は大変である。

○ある一つの規則を立てて右へならえでは困るので「可能な範囲」ということにしたわけである。

○国大協が決めても学生側や文部省の考えは変えられないのではないか。

○学生に対し基本線は受益者負担だというように話している。寮生という一部分の学生のために大学が無理して経費を負担する理由はないと思う。ただこれまでの経緯で既得権益というものがあるが、根よく説得すれば納得するようになるのではないか。学生の中には新寮をつくって貰いたいと望んでいる者もある。それで一つのモデル寮をつくり、漸次そちらに誘導して行くようにすればよい。炊夫の公務員化の問題は寮から食堂を切り離すようにすればよいが、その代りに完備された学生食堂をつくる必要がある。

○学寮問題の中心は何といても管理体制の問題である。しかし、これについては規則を整備するだけでなく、これの面倒をみて貰えるチューターが必要である。熱心にやる人がいれぱうまくいく。

ここで広根委員長より次のとおり提言があった。

今までの議論を伺い次のような方針でまとめることではどうか。①まず学寮のあるべき姿に

ついて「可能な範囲」で国大協の意見をまとめる。その際にこの前の46年度の調査研究資料も生かされてくる面もあると思う。そういうものをまとめて各大学の参考に資する。②ただその場合、旧い寮は変えにくいという問題があるが、このあるべき姿を目標にして漸次変えて行く。また、大学によって種々事情があるので、全国一律の基本的なものは別としてそれ以外のものについてはそれぞれの寮の性格に応じて弾力性をもたせるようにする。③次に今後新しい寮を新設する場合の問題がある。これについては、この新寮を望む学生には個室の要望などもあり別個の問題もあるので、学寮としてのプリンシプルはあるにしても別個に扱うことにする。大体そのような理解で検討を進めるということではどうであろうか。

このあと学寮の舎監の問題、新設大学の学寮設置の問題、学生雇の炊夫の問題、などについて意見交換があり、ついで広根委員長より、上述の方向で調査研究の作業を始めるとして具体的にどうしたらよいか、と諮られ、これについて協議の結果、次のことが取り決められた。

○小委員会を次の委員によって構成する。

第3常置委員会：綿貫、水野、永松各委員、
粟冠専門委員

第4常置委員会：鈴木委員、井上臨時委員
委員長には綿貫委員が就任する。

○まず当面の作業として、将来の学寮のあり方についての基本方針（共通の問題点の各項目について）に関して各大学にアンケートをして意見を求める。

○そのアンケートの原案は鈴木委員が作成する。

○小委員会でこのアンケートの原案がまとまったらこれを各委員に送付して検討して貰い、

その上でまた合同会議を開く。

以上をもって学寮問題についての合同会議の協議を終り、続いて第3常置委員会独自の議題について次の協議が行われた。

Ⅲ 第3常置委員会議事概要

初めに広根委員長より、このたび新たに委員に就任された山田徳島大学長の紹介があったのち議事に入った。

議 事

昭和51年度就職事務開始時期について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この就職事務開始時期の問題については、50年度は種々余曲折があったため、51年度の方針を決定するについては関係者間で慎重な審議、折衝が行われ、このたびようやくその決定をみ、先般本協会会長ならびに文部省大学局長より各大学に対しこの旨が通知された。ついては前委員会以後のこの問題の経過について事務局より報告を伺うことにしたい。

これについて事務局より次のとおり経過報告があった。

この大学卒業予定者の就職事務開始時期の問題については、前回の委員会（12月25日）で協議され、その結果次のような結論となった。

- ① 国立大学としては各大学団体が希望している9月1日—10月1日がよい。10月1日—11月1日という企業側の案には必ずしも賛成でない。
- ② 止むを得なければ文部省が考えた両者の折衷案である9月15—10月15日でもよい。この線でさらに文部省に努力して貰う。
- ③ 以上は暫定措置とし、今後検討の余地を残して貰う。

その後去る1月23日に文部省主催による各大学団体・高専団体の就職問題懇談会が開かれこの問題が協議された。その際、文部省学生課長より次のような報告があった。

「この就職事務開始時期についてできるだけ大学側の意向にそいたいと思い、文部省で考えた折衷案を認めて貰うよう企業側に働きかけたが、結局不首尾な結果に終わった。企業側がこれの受入れに難色を示したのは、①企業側としては選考開始時期が遅い方が採用計画が立てやすい、②大学側が希望している10月1日選考開始だと高卒者の選考と重なる、③文部省が考えた調整案の10月15日選考開始については、月の途中だと中途半端で決定しにくい、などの理由によるものである。そのようなことで調整は不成功に終わったが、これ以上決定が延びると種々問題が出てきて混乱を生ずる懸念があるので、51年度については取敢えずこの時点で中央雇用対策協議会の決議（10月1日—11月1日）の線で意思統一をしたい。なお、52年度については中学、高校をも含めて全体的に再検討することになっているので、その際には大学側の意見を十分汲み上げるよう要請したい。」

文部省側より以上のような経過報告があったのち協議が行われたが、各団体とも、事態がこのようになった以上は来年度については企業側の線に同調せざるを得ないとの態度を決めた。ただ、52年度の協定に際しては、①大学側の意向を十分に取り入れるようにしてほしい、②そのため企業側との懇談会をなるべく早目に、しかも頻繁に開催してほしい、③この就職事務開始時期の協定については、企業の都合や社会情勢等によって左右されない半恒久的なものをつくるようにしてほしい、などのことを企業側が考慮されるよう申し入れることにした。

以上のような経過で結局別紙のような「昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ」が大学8団体連名で作成されることになった。なお、今回の申合せによって、これまで大学8団体の申合せと中央雇用対策協議会の決議との二本建となっていたのが同一方針に統一されることになった。大体以上が今回の申合せに至るまでの経過であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上の報告を了承したのち、就職問題に関して、指定校制を取り止めることについて論議が交され、また50年度大学卒業予定者に対する採用取消、採用延期等の有無について情報交換が行われた。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和51年1月16日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

玉山, 坂本, 佐々木, 都築, 水戸部, 桜場, 石塚, 牧, 井上, 芦田, 西沢, 勝木, 柿本各委員

白倉専門委員

(文部省) 大塚企画連絡課長, 川村国際教育文化課長, 五十嵐留学生課長, 昆野高等教育計画課課長補佐

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のことが述べられた。

本日は、前回に予めお決めいただいたように、第5常置の今後の調査研究の進め方については、新年度予算のお話と同時に国際交流についての文部省の考え方などを伺ったうえで協議することにしたい、ということであったので、文部省からもご出席をお願いした。

次に、わたくしの任期が来る1月26日をもって終るので、次期委員長の互選をお願いすることにしたい。

議事

1. 大学間の国際交流について

初めに文部省の各担当官から、大学関係の51年度文部省国際交流経費の概要について、それぞれ次のように説明があった。

(1) 昭和51年度教育・学術・文化の国際交流関係予算(案)概要について

大塚企画連絡課長

(2) 昭和51年度予算案重点事項のうち「人物交流」について 川村国際教育文化課長

(3) 昭和51年度予算(案)重点事項のうち「在外研究員・外国人教師の充実」について

昆野高等教育計画課課長補佐

(4) 昭和51年度留学生交流関係予算案

五十嵐留学生課長

以上の説明に対し次のような事柄について質疑が交わされた。

○外国人教師との雇傭契約——日本人教師との間に退職手当、年金などの差がある、という不満がある。

○外国人教師を雇入れる場合の、はじめの実質的な話し合いと、一年毎の契約更新の建前のことがよく理解されていないということから、一方的な解約・解雇だなどと言われ、トラブルが起きている大学がある。

○外国人教師の宿舎——外国人教師の住居手当は、地域によって基準が異なっており、借りる場所・住居の大小により充分にカバーできる場合とできない場合とがある。また、権利金・礼金というのは、その法的性格からして予算措置の名目がたたない。

○わが国の借家・借間契約の際には、敷金・権利金ないしは礼金を支払うことは、慣習的事実として一般的に行われている。このことは外国人の場合も例外ではない。ところで、そ

れを独立の予算項目として設けることは、現行の予算区分上はできないということであれば、さしあたりは、外国人教師の宿舍費の中に、それらにも当てがうことのできる含みをもたせるように検討されなければならないが、なにはともあれ、外国人宿舍の整備・充実を積極的に進めるべきである。

○学長の国際交流——その人数は、標準予算からすれば、とりあえずは約3人ということであるが、招待国は先進・開発途上いずれの国にも限定しない。第5常置は招待の時期、先方国の都合などのことも考慮し、年度はじめには計画をまとめ文部省とも協議しなければならないであろう。

○東南アジア地域からも招へいするとすれば、わが国に留学生を多数送っている国ということも選択の一要素になろうから、その参考となる資料が文部省にあればご提示願うことにしたい。

○在外研究員——50年度に渡航する在外研究員のうち期間延長者の数を、51年度の各大学の割当数の枠組にどのように考慮するかについては、具体の事情も考えながら、これから当該大学と協議することになる。

○外国人教師の身分・地位——外国人教師が国立大学の管理機関である教授会に出席できるかどうかには問題がある。このことについては、さきに第5常置がアンケート調査をしたことがある。外国人教師の給与など処遇の改善には各大学とも異存はなかったが、地位・身分は現行制度でいくべきだとする意見が圧倒的に多数であった。けだし、日本人以外の者に国家公務員法の適用が可能かどうか、基本的には外国人に、日本国に対する忠誠心を強いることはできないということである。

○外国人留学生の日本語教育——外国人学生の教育でとにかく問題になるのは日本語の教育である。帰国留学生の中には日本語の新聞の読めない者がいると聞く。日本語の新聞も読めない者が、日本に留学して大学教育を受けたと言えるかどうか疑問である。

○外国人留学生が帰国後、自国においてどのような地位に置かれているか、日本においての教育がどのように生かされているかなどについて追跡調査をしてみる必要はある。いずれにしても外国人留学生の問題の背景には国際信義の問題が横たわっていることは否めない。

○私費留学生は各自の自由意思で留学できるから選考という問題はない。ところで、国費留学生のセレクトは、どこかの大学に一任することができれば理想的ではあるが、各国の事情ならびに学生の専攻分野によっていろいろな方式がとられている。

○ベトナムの留学生については、緊急措置として救援資金を募り、その資金をもって6ヶ月間の貸付給付の方式により救済している。

2. 委員長の交代について

初めに後藤委員長より、来る1月26日をもって大分大学長の任期が終るのに伴い、第5常置委員ならびに委員長を退任することになるので、次期委員長の選任をお願いする、と挨拶があったのち投票を行った結果、佐々木忠義委員（東京水産大学長）が、次期委員長に選任された。

ついで、牧委員より後藤委員長に対し謝辞が述べられた。

第5 常置委員会議事要録

日時 昭和51年4月17日(土) 10:00~12:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 佐々木委員長
渡辺, 坂本, 都築, 久保村, 桜場, 石塚,
神野, 中村, 勝木, 柿本各委員
白倉専門委員
(文部省) 川村国際教育文化課長, 大門国
際学術課長, 嶋崎国際教育文化課課長補
佐, 鈴木留学生課課長補佐, 野口人事課
専門員

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに, 委員長から本日の会議に出席された文部省の係官の紹介があり, ついで各委員の自己紹介がなされた。

議事

1. 学長の国際交流計画について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

本協会では, 昭和48, 49の両年に亘る西ドイツとわが国との大学の学長の相互招待による交流の成果に鑑み, 今後その交流の範囲を拡大し広く海外の諸大学の学長との交流を活発に行うことが望ましいと考え, 昨年6月開催の総会において「学長の国際交流に関する要望書」を提出することを決議し, これに必要な経費の予算化を文部省その他関係方面に要望した。文部省はこれをうけて昭和51年度予算において3人の学長を招待する予算の措置を講じ, これによって本年度海外の学長の招待が実現する運びとなった。これの招待の時期は秋頃になると思われるが, そろそろその準備にかからなければならない。これの招致の手續等細部のことについては文部省の方で配慮されることになるが, まずその3名の学長をどの国のどの大学から招い

たらよいかということについて本委員会でご協議願いたいと思う。

ついで川村国際教育文化課長より別紙「昭和51年度学者・専門家招致事業実施要項」に基づいて次のとおり説明があった。

この学者・専門家招致事業自体はかなり以前からのものであるが, 昨年国大協より海外の大学の学長を招待する経費を予算に計上してほしいとの要望があったので, この学者・専門家招致事業の予算の増額を図り, その中に海外の学長3名を招待する予算(招致期間は2週間程度)を組み込むことにした。なお, この3名という人数は積算上の人数であるので多少の流動性はある。この3名の学長をどこの国から招待したらよいかは国大協の方で選定して頂きたいと考えているが, 招待する国の一応の目安としては①留学生の多い国, ②学生交流の多い国, ③近隣のアジア諸国, などを考えてよいのではないかとされる。その辺を考慮して候補者を選定して頂きたい。

以上の説明に対し, この「昭和51年度学者・専門家招致事業実施要項」の内容に関し若干の質疑応答が行われたのち, 3名の学長の推せんについて概ね次のような意見が交された。

- 先進国と東南アジア諸国のいずれの地域から招致するかという問題については, 先進国であればアメリカは別として西ドイツ, フランスの学長は既に招致したのであるから, 次はイギリスとなるのではないだろうか。
- 前回は, 東南アジアを候補にしたいという意見が多かったように思う。
- 如何なる国の学長を招致すべきかという問題については, 我国へ多くの留学生が来ている国ということが考えられるのではないか。

- 留学生の多い国ということを選定の要件にするのであれば、韓国をはじめ東南アジア地域が一番多いのであるから、今回はその方面の地域を対象に選定してはどうであろうか。
- 東南アジア地域の諸国の中には政情が流動的な所があるので、その辺の事情も配慮する必要がある。
- 特定の学長を指名することは内政干渉になる恐れがあるので、どこの国にするかということだけを決め、人選は先方にまかすのがよい。
- 来年度も予算が組まれるので、順次各国から招致することにし、本年は1ヵ国に絞った方がよい。各国からバラバラによぶのでは手数が大変だし、諸外国の学長をひとまとめにしてよぶということもむずかしい。
- 学長の交流は、大学の管理、運営ということに意見交換のウエイトがおかれることになる。そうであるとなれば共産圏国の学長招致ということも考えられる。
- 学長の国際交流は目に見えない効果がある。その点から新しい国を選ぶことに賛成である。今回は東南アジア地域から招致してはどうか。

概ね以上のようなことについて意見が交されたのち、委員長より、意見の総括として今回招致する学長を、我国へ多く留学生が来ている東南アジア地域としてはどうかとの提案があり、異議なく了承された。

なお、今後の作業の進め方については、今秋招致を目的に、文部省の方で資料について検討し、委員長と協議のうえ具体案を建て、これを各委員に送付して意見を問い、6月の国大協議会までに結論をまとめることとした。

2. 本委員会において今後検討すべき問題について

このことについて文部省側より、国際交流に関する以下の諸問題について本委員会において検討して貰いたい旨の要望があり、その趣旨についてそれぞれ担当官より次のとおり説明があった。

(1) 開発途上国（特に東南アジア）との学術交流について

このことについて大門国際学術課長より概ね次のとおり説明があった。

諸外国との学術交流の受入れは日本学術振興会で扱っているが、現在は殆ど先進国が相手であって、開発途上国との交流は微々たるものである。これは学術レベルの実情よりすれば止むを得ないこととも思われるが、今後のことを考えると開発途上国との交流の推進を図ることが必要と思われる。そのようなことからこの問題の検討を進めることにし、まずタイに調査団を派遣したが、先方では我国との学術交流を強く希望している。調査を現在進めているが、その結果がまとまったらこれをご披露し、ご意見を伺いたいと思っている。学術交流ということになると大学側の受入れがないとできないので、よろしくご理解とご協力をお願いしたい。

(2) 外国人留学生制度の課題について

このことについて鈴木留学生課長補佐より別紙資料に基づき概ね次のような説明があった。

- ① 外国人留学生の出願手続の弾力化（私費留学生が海外からの直接の出願によって入学する方法が考えられないか。）
- ② 外国人留学生に対する学位の授与（外国人留学生は学位取得を目的とする者が多いので、それが取りやすいような措置は考えられないか。）

- ③ 外国人留学生に対する日本語教育の充実策（日本語学習のためのセンターをどこかの大学に設置し、専攻の勉学の傍らそこで日本語の勉強をするような方法はどうか。）
- ④ 外国人留学生に係るチューター制度の充実策（51年度から私費留学生についてもチューター制度のための手当（国費留学生の場合の半額）が交付されることになったが、このチューター制の効果的な活用を考えたい。）
- ⑤ 外国人留学生と日本人学生との交流促進策（外国人留学生に日本人および日本の文化について理解して貰う必要がある。それには日本人学生との交流が必要だがこの交流が少ない。それを活発化する方策を考えたい。）
- ⑥ 帰国外国人留学生に対する大学としてのアフターケアの在り方（外国人留学生が卒業帰国後も出身大学と長いつながりを持つことができるような方策を考えたい。51年度には帰国した留学生10名程度を3週間くらい出身大学に招いて新しい学問をきかせることを考えているが、今後卒業後のアフターケアを積極化して行きたい。）

(3) 教育交流について

このことについて川村国際教育文化課長より概ね次のとおり説明があった。

大学間の国際交流については学術レベルの交流、留学生の交流のほかに教育交流の問題がある。この教育交流には大学教育本来のものと技術教育に関するものがあるが、前者の本来の教育レベルでの交流は具体になっていない。現在この方面の教授招致の要請が各国から来ているが、こういうものをどういうレベルで、どういう組織で受止めればよいか、こういう個別単発

的なものをどう扱ったらよいか。

次に、外国から我国に来る場合であるが、例えばオーストラリア、カナダ等から、講座を作ってくれば教授を派遣するというような話がある。

今後国際交流の要望が多くなるので、このような問題について国大協の方で調整を図って貰えるとよいと思う。現在は情報伝達の方法がないので個別的な話になってしまう。特定大学にこれを頼むと後が続かないというようなこともあるので、これらの点についてご検討をお願いしたい。

概ね以上のような説明があったのち次のような意見交換が行われた。

学術、教育交流の問題について

- 大学側では学術、教育の交流については学術振興会のルートだけしか知らない。今の話のような別のルートの招致計画があれば大学の方にも希望者があるのではないか。ただ、これをどういうようにまとめたらよいかかむずかしい問題である。
- その辺のやり方の問題である。このような話は初めてきくが、重要な問題と思うので、これを広く大学に知らせる方法について、例えば関係の全国学部長会議に連絡をとる等のことも検討する必要がある。

外国人留学生制度の問題について

次のような事項について意見交換があった。

- 外国人留学生の出願方法の実情について。
- 外国人留学生と日本人学生との交流の方法について。
- 外国人留学生の大学院進学の実情および留学生側の志望と受入れ大学の内容の関係について。

○日本語教育のためのセンターの在り方について。

概ね以上のような意見交換があったのち委員長より次のとおり述べられた。

本日文部省の方から国際交流に関する諸問題について問題提起をして頂いたので、本委員会としてどういう問題を取り上げるかについて次回更に検討をしたい。次回は、総会2日目(6月23日)の午前に各常置委員会が開かれる予定となっているので、その際に審議することとしたい。

3. その他

委員長から、5月7日(金)の理事会には私が韓国出張中で出席できないので、桜場委員(理事)より第5常置の現在の状況を説明願うことにしたい旨の発言があり異議なく了承された。

次に、事務局長より学長の国際交流の促進についての要望書を本年も提出するかどうかについての発言があったが、今回は見送るということになった。

次回は6月23日(水)午前10:00~12:00

(於国立教育会館)で行うことにし閉会した。

第6 常置委員会議事要録

日時 昭和51年1月27日(火) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺委員長

和田、加藤、畑、大石、福原、太田、井上、佐野、高橋、飯島、中村、池田各委員

石塚、岩田、佐藤、高梨各専門委員

渡辺委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、このたび交代された委員

ならびに新たに就任された委員について次のとおり紹介があった。

委員：畑敏雄(群馬大学長)、池田数好(大分大学長)

専門委員：塩野宏(東京大学教授)、石塚竜之進(東京医科歯科大学事務局長)、佐藤三樹太郎(横浜国立大学事務局長)

ついで前回(50年9月18日)の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議事

1. 小委員会報告について

初めに委員長より各小委員会の概要について次のとおり報告があった。

① 給与問題小委員会では、国立大学の教官待遇改善の問題について都留前委員長の時代より高梨専門委員が中心となって作業を進めてきたが、この問題は本協会で種々論議があつて結論に至らなかった。しかし、この問題については本常置委員会でも綿密な調査研究がなされ、また関係委員会等でも慎重な検討がなされ、それらの結果がそれぞれ文書として残されているので、それらの関係資料をまとめて調査研究経過報告書として残すということになった。それで、その報告書を去る11月開催の総会に間に合うよう作成し、これを各学長に配付するとともに本委員会委員各位にもお送りした。この報告書の内容は種々の検討資料をまとめたものであつて、この教官待遇改善問題についての統一見解をまとめたものではないが、重要な問題を含んでいるので国大協の貴重な資料となるものと思われる。

なお、国立大学教官の給与問題については、最近における人確法の実施による義務教育教員の給与改善の実現によって、大学教官

の待遇が相対的に低下するという現象を生ずるに至った。このことは文部省の教員等待遇改善研究調査会においても議論され、これを是正する方向で努力がなされたが、たまたま国家財政が窮屈になった時期に際会したため、大学側の要望にそうすることがむずかしい状態にある。そのような事情にあるが、この問題については引き続きフォローして行く必要があると思われる。

② 学費小委員会は福原委員が委員長となり、国立大学の学費問題について主として授業料の問題を中心に検討を重ねてきた。そして、授業料に関する理論的な面については今村委員の尽力により「国立大学の授業料の性格」についての草案がまとめられ、また、この授業料問題と関連のある「学生の経済生活の実態」については各委員のご協力により調査資料が集められた。これらのものを基にして討議が続けられ、一応本委員会としての「国立大学授業料についての見解」がまとめられ、これを理事会に提出しその了承が得られた。しかし、これはこのままの形で国大協の見解として公表するという性質の文書ではなく、国立大学の授業料についての考え方の理論的な根拠を示す基礎資料としての意義をもつものである。

③ 大学財政小委員会は飯島委員が委員長となり、大学財政のあり方という重要な問題について目下検討作業を進めている。その詳しい内容については後刻飯島委員よりご報告をお願いしたい。

以上各小委員会の概況についてご説明したが、これの詳細についてこれより各小委員会の関係の方々からご報告をお願いしたい。

1) 給与問題小委員会

高梨専門委員より次のような提言があった。
義務教育教員に対する第3次給与改善の予算が大蔵省で認められ、これに基づく人事院勧告が3月末には出されることになっている。これが実施されると国立大学の助教授以下の教官の給与は義務教育教員の給与より下回る結果となる。このような事態に対し国大協として何らかの要望を出す考えがあるか。

この提言に関連して次のような意見交換が行われた。

○大学教官の給与が義務教育教員の給与より下回るといういわゆる逆転現象は大学の現場でも問題になっている。このような事態に対しては常識的におかしくないような是正の措置が必要である。人事院でもその点は配慮しているようである。

○人事院がそのことを考慮していてもそのために要する財源がない。それで、過般提起した「現在の大学院調整手当を大学研究調整額というふうなものにして、これをすべての大学教官に適用し、支給する」という方法で給与改善を図る要望を行ってみてはどうか。

○その要望のことは種々論議があって今後の宿題となっている。この大学院調整手当の合理化の問題は、さらに討議を重ね統一見解を出した上で要望するという手続きを踏まなければならない。

○文部省の教員等待遇改善研究調査会の方はどうなっているか。

○調査会の運営費の予算が通らなかった。3月末までに最終答申を出したいとのことであったが、運営費の予算が付いてこないという状況にある。

○先般の特別会計制度協議会で51年度予算のこ

とが協議されたので、その際にこの教官待遇改善のことを質問したが、文部省側からはそれは人事院勧告によるという答弁があっただけで、文部省としては今このことを積極的に考えてはいない様子であった。

○人事院の方では、医学部教官などに対する教職調整額のようなものだとつけやすい、というような考えがある。そういうような形で大学教官全体に本俸の10%程度のものをつけて貰えるとよい。

○大学院調整手当を大学研究調整額というようなものにして大学教官全部に支給する、という構想には大分問題点があるが、今後積極的に検討したい。

○もう1回検討して、その必要があるということになったら理事会に諮ったうえ何らかの形で要望すべきであろう。

以上のような意見交換ののち委員長より、この教官の給与改善の問題は今後検討を続けて行くということによるしいか、と諮られ、了承された。

2) 学費小委員会

福原委員長より次のとおり報告があった。

先程渡辺委員長からお話があったように、本小委員会では国立大学の授業料の問題について検討を重ね、これについての理論的な見解として「授業料の性格」という今村委員案がまとめられ、本常置委員会においてこれが承認された。しかし、この授業料についての考え方をまとめただけでは現下の学費問題に対応できない。学費問題については授業料問題に関連して育英奨学金、授業料免除等の問題があるので、この問題についても小委員会で検討したいと考えた。しかし、折悪しく交通ストの時期にぶつかり会議を開くことができなかつたため、止む

を得ず渡辺委員長と私と2人で日本育英会の村上理事と会談し、この学費問題に対する育英会の対応について話を伺った。育英会としては物価上昇による奨学金の相対的低下を来さないよう対策を講じているとの由であった。なお、これらのことに関連し、われわれとしては学生の学費負担能力が現実にはどのようになっているかを把握する必要があると思い、それらの点について手許の資料に基づき私のもとで調査資料をまとめてみた。それが本日お配りした「学生生活調査よりみた家庭の学費能力」という資料である。この資料は過般の理事会にも参考までに提出したが、この資料によると家庭の学費負担能力の点からみて国立大学の授業料を値上げしてもよいということは言えないように思われる。この資料の分析結果によると、現在、低所得層で学費負担能力がないと思われる者は20%程度あるものと推測される。そういう観点からすると授業料値上げに対する何らかの対応策を考えないと経済的事情から大学進学ができない者が相当出てくるという憂うべき事態が生ずることになる。なお、この資料は国・公・私立大学全体の学生生活資料についてまとめたものである。それ以外に特に国立大学の学生の実態について更に明らかにする必要があると考え、不完全なものながらこれの「追録」を作成して参考に供することにした。以上のようなことが前委員会以後の本委員会の経過の概況である。

以上の報告に関連し次のような意見交換があった。

○この資料にみられるような実態からすると授業料免除を拡大する必要があるということになるが、現実には免除希望者は授業料免除枠に達しないという実情である。

- そのような実情もみられるが、それは一つは現在の授業料免除の手續が煩瑣であることに起因していると思われる。それと今一つは、現在の授業料免除は学業成績優秀ということが第一条件にされ、生活補給的でなく学業奨励的なものになっていることも原因となっていると思われる。その点について、国大協の場において授業料免除を主として生活面から考えるよう提言しないと、たとえ授業料免除枠が拡大されても有効に利用されないことになる。なお、新入生の前期分授業料は免除されないことになっているが、困窮学生に対しては学業成績にこだわらず当初より免除措置を講ずべきではないか。
- 授業料免除申請の手續が面倒であっても、実際に経済的に困っている者なら労をいとわないではないか。手續を余り安易にすることは無責任な風潮を助長することにもなる。折目を正しくすることは必要なことである。
- この授業料免除についてのもう一つの問題として学生生活の地域的バックグラウンドは違うので授業料の免除枠は全国一律でなく、地域の実情に応じ弾力的に措置できるようにしてはどうか、ということがある。
- 日本育英会の予算がふえても、その予算の中には私大の分も高校の分も含まれているので、その予算がふえた割合だけ国立大学学生がうるおうというわけではない。それと、奨学金が学生生活費に占める割合は昔と今とは大きく変った。昔は奨学金で生活費の60～70%を賄えたが、現在はせいぜい20～30%の比重を占めるに過ぎない。
- 奨学金や授業料免除の具体的問題については第4常置委員会の方で検討して貰うようにするとよい。

3) 大学財政小委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

本小委員会の審議経過は小委員会議事要録にあるとおりであるが、今までのところは大学財政にどういう問題があるかを多面的に洗っている段階である。その問題点は議事要録にもあるように設置基準の問題以下10幾つかのことがリストに挙げられているが、その主な点は大石委員が指摘されている4項目に示されている。すなわち①インフレによる大学財政の危機、②大学財政の自主性の欠如、③現行の会計制度の問題点、④予算項目の構成および内容、の4点である。このようにこれまでの審議の過程で大学財政に関する問題点が洗いざらい出てきたので、今後の作業は次のような予定で進めたいと考えている。

昨日大石委員とも相談したが、折角この大学財政という重要問題に取り組んだので、単にこれについての抽象的な意見や批判だけではなく、具体的資料に基づいて現状を明らかにした資料をも含めたものを作る方針で作業を進めるということにした。しかし、そのように作業を進めることになるといういろいろ広汎な問題があるので、その方面の専門家に協力して貰う必要があり、そのため大石委員のほか塩野東大教授、事務局関係のベテランの方々に専門委員を委嘱した。これらかの作業予定としては大石委員のもとで目次項目の原案を検討して頂き、それを基に2月中に小委員会を開いて検討し、それぞれ項目について関心の深い方に分担して貰うことを考えている。そうなると関連範囲が広いので、現在のスタッフ以外に財政、経済、法学関係の面で手伝って貰える若手教官2～3名をさらに追加する必要があると思われる。その候補者の具体的氏名は次の小委員会で協議したい

と考えている。そのようなことでこの大学財政問題の調査研究報告書は内容が相当膨大になると思われるので、これがまとまる時期はこれまで予定していた本年6月に間に合うかどうか懸念もある。しかし、そうダラダラとやるのもよくないので、一応これまでの目標どおりでやりたいと思っている。一応原案が形成される段階で親委員会において検討して頂くつもりであるのでよろしくお願ひしたい。

以上の報告に関連し次のような意見交換があった。

- この大学財政の問題についての会計関係に関する意見メモを事務局関係の専門委員でまとめることになっていたが、この検討作業はこれまで数回開かれていたとのことである。
- この大学財政の調査研究の仕事は興味があるが大変な作業である。しかし、これができれば国大協が国立大学の予算に関して要望する際の重要な参考資料となると思われる。
- この検討作業が進んだら各大学の財政関係資料も参考にするという話もあったがどうか。
- 各大学それぞれ事情もあるので一般的なお願ひはできないが、関係の委員の方で理解ある人に協力して頂くつもりである。また、この問題について各大学に対するアンケートが必要な場合には、親委員会にも相談のうえ実施したいと考えている。
- 去る1月14日の特別会計制度協議会の際、51年度予算について教官当積算校費は前年度比8%内外の増ということであり、基準経費については先行き大幅な増額は期待し得ない状況にある。また、定員問題に関しては、昨年度の段階では51年度に総定員法の改正に着手す

るといような話もあったが、情勢の変化により51年度は見送られ、52年度においても見通しは暗そうである。そのような状況なので、われわれの側においても大学財政の問題を検討し、大学の整備充実について説得力ある資料を準備しておかなければならない。

- 先般の特別会計制度協議会において51年度予算の考え方について文部省より報告があった。大学としては基準経費を大幅に増額しないと実際の研究に支障を来たす心配があるが、今年の基準経費の伸びは小さく、物価値上りの情勢下で大学の運営は非常に苦しい見通しにある。文部省もその点を考慮はしているが、基準経費の大幅アップは他省との関係上むずかしいとのことである。それで文部省は他の何らかの方法によって基準経費の増額を図りたいということで、来年度予算に「特別教育研究経費」という新たな事項を設け、各大学の教育内容・方法の改善プロジェクトや特定研究的なもの或いは大型の共同研究などのためにこれを充てることを考え、これの予算化を図った。これは初年度のことでもありその金額はそう大きなものではないが、一つの突破口としての意味をもっている。国大協としてはこの文部省の構想を支持しているが、この予算がついた時にこれをどう各大学に配分するかの問題がある。ある大学に紐つきというようなことになると格差拡大ということにもなるので、この新しい制度の運用方法については慎重に検討する要があると思う。
- この特別教育研究経費は約22億円程度計上されているが、これの配分の方法や運用の仕方次第では変な効果が出てくることになる。文部省の配分の考え方をきいて検討する要があ

る。

○新設医大・医学部の設置は国立大学の予算や定員に重大な関係がある。来年度も総定員法がこのままだとすると大きな影響を蒙ることになる。

○52年度も総定員法が改正されるかどうかはつきりしない。この問題は大学財政の問題と絡めて申し入れる要がある。

以上で大学財政に関する論議を終り、これをもって第1議題の小委員会報告についての協議を終った。

このあと委員長より次のような提言があり、了承された。

以上で各小委員会の報告を終ったが、関連して理事会に申し入れることがあるか。先程の教官待遇改善問題に関わる大学院調整手当の問題の取扱いのことはもう一度理事会で考えて貰いたいと要望してよろしいか。

2. 委員長の交代について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

私は本年2月22日で学長の任期が満了になり退官するので、本日次期委員長の選出についてお諮りしたい。このことについて委員各位のご意見を承りたいが、私見を述べさせて頂くと、目下本委員会では小委員会を設けて大学財政の問題を取り上げているが、これは本委員会として最も重要な問題と思われるので、この小委員会の委員長を勤めておられる飯島委員に次期委員長をお願いできれば好都合であると考えている。飯島委員にはご多忙のことと思うが、お引受け頂ければ幸いと思う。

これに対して飯島委員より、先の委員長交代の折は渡辺委員長にご無理をお願いして就任し

て頂いた関係もあり、一方私の方の事情もその後多少余裕が生じてきたので、委員各位のご援助が頂ければお引受けさせて頂く、との発言があり、満場一致をもって飯島委員の次期委員長就任が決定された。

これによって渡辺委員長は学長任期満了の2月22日まで委員長に在任し、以後その残任期間を飯島委員が引継ぐことになった。なお、飯島委員は現在当協会監事に在任中のため、来る2月13日開催の理事会において監事を解任し委員長に就任することの了解を得ることとした。

なお、関連して太田委員（東京学芸大学長）より次のような提言があった。

渡辺委員長の就任時より、私が在京委員であるという関係から日教組等との会談の際に大学財政関係の担当者という形で出席していたが、私はその方面の専門家でないので、この際小泉委員（一橋大学長）にでも交代して頂ければ幸いと思う。

このことについては、飯島委員が小泉委員と相談のうえ処置することとした。

このあと飯島委員より、渡辺委員長のこれまでの労苦と尽力に対する謝辞があり、これに対し渡辺委員長より委員長在任中の所感と各委員の協力に対する謝辞が述べられた。

3. その他

当面の授業料問題のその後の経過と今後の措置について質問があり、これに対し事務局長よりその後の経過について報告があり、また今後の措置については来る2月13日の理事会で協議されることになっている旨の説明があった。ついで委員長よりこの授業料問題についての文部省、大蔵省との折衝の模様について報告があり、これに関連して国立大学の授業料のあり方や問題点ならびにこの問題に対応する国大協と

しての当面の対応の仕方などについて種々論議が交された。

このあと委員長より、この授業料問題について今の段階でさらに国会に対し慎重審議を要望してはどうかとの意見については、これを次の理事会に伝えることにしたい旨述べられ、ついで本委員会の今後の予定について、私の委員長任期中の2月22日までの間は委員会の開催は予定しない旨述べられ、閉会した。

医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和51年2月3日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

加藤(代 栗冠), 勝木, 豊田, 吉利,

脇坂各委員

松本, 尾島, 中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のことが述べられた。

本日は、(1)〈医学教育の改革に関する調査研究報告書(案)〉に対し、各大学から意見が寄せられたので、これらの意見書の内容を討議しながら、報告書を修正すべきところがあれば修正を加えて、この報告書を完成すること。(2)大学設置審議会から出された〈医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について〉の中間報告に対し、各大学に意見が求められ、各大学から文部省に多くの意見が提出された。文部省は国大協に対してもこの建議に対する意見を求めてきた。そこで、文部省に提出された各大学の意見書のうち国立大学の分をわたくしの手許まで取寄せたので、これをも参考にしながらこの委員会の見解をまとめること。

の二つの議案があるが、まず報告書のまとめ

から協議をお願いする。

以上のような提議が述べられたのち議事に入った。

議事

1. 医学教育の改革に関する調査研究報告書(案)のまとめについて

各項目別に、委員長から各大学の意見書の概要の説明があり、それに対し修正意見を交しながら報告書(案)の改訂作業が行われた。その際に述べられた主な意見は次のようなことであった。

まえがき

○総括的にいえば基本的な反対意見はなかった。

○一般的に抽象的な叙述になっているので、いまま少し具体的に述べられないかという意見があるが、この報告書のポリシーが決まらなければ具体的なことには触れられない。

1. 医学教育改革の必要性
2. 医学教育の目的
3. 国立大学における設置形態

○医科大学は医師の専門化の方向へ責任ある対応の努力をすべきであるという意見がある。

○その意見は、地域的な感覚に根差した意見であろう。国立大学の附属病院は地域の医療センターたるべきかどうかという問題についてはすでに論議されたことである。

○ここでは、専門化の方向を否定しているのではない。専門化の方向も考えながら各地域の関連病院との総合的な連携をはかるべきであるということを述べているのである。

○単科の医科大学構想に賛成という意見と総合大学の医学部構想に賛成という意見の二様の意見がある。特異な意見としては、医学進学課程大学を設けよという意見があるが、これ

は、医学部だけの問題ではなく、教養課程全体にかかわる問題である。

4. 入学者選抜

○医学部編入については、一定の基準を設けて制度化すべきだという意見があるが、このことは各大学の自主的考えに任せるべきであろう。

○研究のために他学部から編入してくることは望ましいという積極論もないではないが、途中で将来の進路を変更して編入しようとする者を何故に尊重しなければならないのかという消極論もある。

○一定の基準を設けるとなると、その基準に達した者は当然入学させるべきだという強硬な意見がでてくることにもなりかねない。

5. 教育課程と方法

6. 附属病院

○関連教育病院は失敗し、具体的な効果があがっていないのかかわらず、関連教育病院を設けて教育面での協力を得ることが望ましいなどと述べるのは疑問である、という意見がある。

○関連教育病院は、これからの問題であって、現時点では、まだ失敗も効果も分らない段階である。

7. 卒業後の教育

7-1 大学院

○卒業生の処遇について、大学院を卒業したら必ず何処かの教育・研究機関に就職できるような措置を講ぜよ、という意見がある。

○そのことは、次の設置基準の改善についての議題において、問題の焦点の一つになっているからその際に検討する問題として、ここでは保留しておきたい。この報告書はそこまで触れるべきものではない。さらに、大学院に

学ぶ者はあくまで学生であるという原則を崩すべきではないと思う。

7-2 臨床研修

7-3 専門医の教育

7-4 生涯教育

8. 研究体制と研究者の養成

9. 医師以外の教育・研究医療要員

* 参考資料

以上をもって、別冊のとおり〈医学教育の改革に関する調査研究報告書〉を最終的に決定する。

2. 医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について

初めに委員長から、本日はこの議題についての問題点を指摘するにとどめ、次回に当委員会としての見解をまとめることにしたい、と前置きし、次のように問題点の提示があった。

(1)修士課程について——医学部以外の学部卒業生のための修士課程を置くか置かないかという問題について、積極論と消極論がある。

(2)博士課程のあり方について——当委員会でも熱心に論議されたように、臨床の大学院と卒後研修の関係についての議論がある。

(3)博士課程の修業年限について——原則は4年、ただし3年を経なければ課程修了を認めないという原案に対し、賛成・不賛成の両論がある。さらにこのことは学位資格にも直結する事柄であり、問題をイージーに考えるべきではないという意見がある。

(4)大学院専任教官を置くべきであるという意見がある。

(5)専攻課程の種類ならびにその置き方についての意見ではないかと思われる意見がある。

(6)学位制度について——大学院生に高水準の論文をまとめるところまで要求することは無理

ではないかという意見がある。また、反面では学位は高いレベルの研究に対して与えるべきであるという相矛盾した意見もある。

(7)学術博士はいかなる研究者に与えられるのかよくわからないという意見がある。

(8)歯学部についてもほぼ同様の意見が述べられている。

以上のような論点の提言があったのち、各委員は次回までにそれぞれの意見をまとめておくことになった。

次回は3月11日(木)13:30~16:30まで。

医学教育に関する特別委員会議事要録

日時 昭和51年3月11日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵, 加藤(代 栗冠), 勝木, 豊田, 吉利, 脇坂各委員

松本, 尾島, 中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

早速議事に入った。

議事

1. 医学教育の改革に関する調査研究報告書について

それぞれ次のように報告があった。

○ 豊田委員報告

去る2月13日の理事会において、当委員会がまとめた報告書は、全国立大学およびその他の関係方面に発表することが了承された。

○ 委員長報告

昨日(3月10日)報告書について新聞記者会見をした。その際記者の主な質問は、①この報告書は抽象的にすぎる、②国立医学校の

入学者選抜については具体的な方法を検討する必要がある、と提言されているがどのように考えているのか、③公共性が強いという見地から、医学教育のあり方の具体的な問題を検討する委員会を設けるべきだということについて、いかなることを検討する委員会をどこが設けるのか、ということであった。

これに対し、①については、抽象的にまとめたのは委員会の方針であった。②については、共通入試をどうするか、面接選考の方法も取り入れるか、あるいはある程度多く入学させて、医師に相応しくない者は落すことにする。しかし、その場合の受入れ体制の用意は検討しなければならない。③については、その委員会の検討の方向性を報告書には提起しておいた。また、文部省が音頭を取って委員会を設けるにしても、実質的に審議するのは、医学教育に携わっている者が中心になるべきである、と答えておいた。

○ 事務局長報告

この報告書は「国立大学協会」の名前で出すことになった。その送付先は全国立大学をはじめ文部省・厚生省・日本学術会議・国立大学医学部長会議・同附属病院長会議・全国医学部長および病院長会議、その他参考までに自治医科大学・防衛医科大学にも送付することにした。

2. 医学・歯学の大学院設置基準について

初めに委員長から次のことが述べられた。

各大学から文部省に提出された意見書を基に問題点を整理してみると、次のような意見が多かったといえる。

①修士課程の設置に多くの意見が集中しており積極的に慎重に検討すべきである。

②臨床大学院には、ある一定期間の臨床経験

を経たうえで入学させるべきである。

③博士課程の修業年限の3年には反対である。

④単位については、30単位に限定する必要性はない。博士課程の入学にはそれ程高いレベルを必要としないとしながら、学位を与えるときには相当厳しくするという相矛盾した考えになっている。

⑤専攻課程については、一個の専攻課程を置くことができるということはいかなる意味であろうか。

⑥組織編成のところでは5系列の編成について、筑波大学から独自の提案がでている。

⑦臨床と基礎の枠をはずすべきである。

⑧教員組織のところでは、大学院専任の教官を置くべきである。

⑨学術博士については問題がある。

以上の外に、歯学部については修士課程にウエイトを置くことに賛成である。医学部の博士課程における研究を、高度の水準を有する病院にも一部を附託するとあるように、歯学部についても同じように考えるべきである。

以上の説明があったのち、次の各項目ごとに問題点の所在を指摘しながら意見の交換が行われた。

医学の大学院及び学位制度の改善について

1) 構成

①博士課程

○医学部の専門課程2年を終ったところで修士課程に入れて基礎の研究者を養成し、その者が臨床を希望する場合は、基礎の研究者になった後に臨床を学ばせるという意見は以前にもあった。

○医学部6年間の一貫教育の建前からすれば特異な意見であって、ここで取上げる問題

ではない。

②修士課程

○反対の意見はない。修士課程を設ける方向で検討を進めることに賛成の意見が多い。

○修士課程の中味を考える条件はまだ揃っていない。しかし、将来は他学部を卒業してから医学部に入ってくる者のためにその必要性はある。

○いかなる内容の修士課程を置くのか、そのことがさきにわからなければ議論できない。しかし、ドクターコースに進むまでの準備課程は必要であるから、その置き方、受入れ体制など内容をよく検討すべきである。

③博士課程の目的・性格

○医学教育の大部分は研究になるが、それだけに終始すべきではなく、いまや我国では本来の意味での医学教育を専攻しようという意識は容易に培われないので、大学院のコースの中にも教育的要素を盛り込むべきであるということである。

○そのことは大学院コースの中味の問題であって、はじめから目的・性格の中に入れる問題ではない。

④臨床系大学院の卒後教育の問題

○この問題については、当委員会では、さきに報告書をまとめる際に盛んな議論が交されたところであるので、ここでは特に触れないことにする。

⑤修業年度

○「博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、少なくとも3年以上在学しなければ、課程修了を認めることはできない」と、中間報告にあるが、そのただし以下は削除すべきであるという意見が多い。

○多数の意見にもあるように、ただし書は削除するのが適当である。

⑥履修方法

(1) 30単位以上を修得し、というよりも、論文審査を厳格にすべきであるという意見があるが、とくに触れるべき問題ではない。

(2) 高度の水準を有する病院に研究指導の一部を依頼することができるということについて、高度の水準の基準はなにか、研修医と大学院の混同をきたすおそれがある、という意見がある。

○さきに当委員会が検討した「関連教育病院」のことであれば、国が相当の財政的補助をするのであれば成立つてであろう。

○研究指導に当る病院のその職員を大学院の非常勤講師にすれば問題はない。

○「他の大学院、研究所等に」研究指導の一部を依頼できるとし、「高度の水準を有する病院に」を、削ることにする。

2) 組織・編成

○「ただし、教育研究上適当と認められる場合には一個の専攻のみを置くことができる。」というところの意味が不明確であり、削除すべきだという意見がある。

○医学に関する限りその必要性はないので、ただし書きの部分は削除することにする。

3) 教員組織

○「大学院の専任教員」というところは、大学院を含め教員の増を図るべきであるが、人の増か待遇の増かによりその現わし方が異なることになる。

○研究科の責任者である研究科長（専任教官）を置く、という意味に了解すれば問題

もなく実現の可能性もあるう。

4) 学位制度

①学位の種類及び意義

②学位の授与要件

○①のただし書の部分は削除することにする。

5) その他の事項

○大学院の事務組織を独立させる必要がある、とすることにする。

歯学の大学院及び学位制度の改善について

○医学についての意見交換とほぼ同様の意見が交され、同様の見解にまとめることになった。

以上の意見をまとめて「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について—中間報告—」に対する当特別委員会の取敢えずの見解として3月末までに文部省に提出することになり、その意見書の作成は委員長および尾島・中川両専門委員に一任することになった。

3. その他

委員の欠員補充について協議が行われ、次のように新委員を委嘱することになった。

石塚 直隆 名古屋大学長

武谷 健二 九州大学長

なお、松本専門委員は4月1日をもって定年退官により退任することになるので、その後任の選考を尾島・中川両専門委員に一任することになった。

高等教育計画部会中間報告について

これについて委員長から次の報告があった。

昨日、第1常置委員会において「高等教育計画部会中間報告」について、国大協はどのように対応するかについて討議が行われた。

この計画は、すでに予算化の段階に入っており急を要する課題であるので、取敢えず次の意見を口頭で申入れることになった。

- (1)高等教育に対する理解とその上にたつての高等教育のあり方についての将来像をより明確にしてほしい。
 - (2)「規模の目途」中の数字等はその方向性を示したものと考え、弾力的なものであると理解したい。この際、教職員等を含め質的・量的充実向上をはかる必要があると考える。
 - (3)大学等の拡充をはかるに当って、総定員の枠を含め、既設大学等の犠牲において行われなければならない必要がある。
 - (4)「地域配置計画」中の配分枠組み、また「大学等の規模」における分野別枠組み等は再検討の要があると考ええる。
 - (5)大学院の問題は別途取扱うこととされているが、この報告書の内容そのものについても大学院との関連の上に検討する必要があると考える。
- ということである。

ところで、この中間報告によれば、国立大学においては向う5年間に3,500という数字に限定して医師の増をはかるということと、医師養成のための地域格差をなくするという方針ではあるが、そのグループの括り方に疑義があるなど、この特別委員会にも関係のある問題点があるので次回に協議することにした。

以上のような説明があったのち、今回は4月下旬あるいは5月上旬に開催することになった。

大学格差問題特別委員会議事要録

日 時 昭和51年1月26日(月) 14:00~17:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 水戸部委員長
豊田, 桜場, 小坂各委員
下沢, 白田各専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のことが述べられた。

昨年11月11日に委員会を開き、下沢専門委員が中心になってまとめられた報告書原案の説明を伺い、それについての意見交換が行われ、その結果3人の専門委員とわたくしとで小委員会を開き報告書案をまとめることが承認された。そこで、12月19日に小委員会を開き別冊のと通りの報告書(案)をまとめることができたので、これを各委員に送付しご検討をお願いしておいた。本日は、これをご協議のうえなるべくなら最終的にご承認を得たい。なお、昨年11月の総会において、いずれ報告書案を各大学に送付して大学の意見を伺い、それにより最終的なまとめをして、できれば6月の総会に報告することにしたい旨を報告し総会の了承も得てあるので、その予定で進めたいと考えている。

なお、この報告書(案)を作成するに至った経緯を資料の「経過」としてまとめてみたのでこれについてもご協議をお願いする。

以上のような説明があったのち協議に入った。

議 事

1. 格差是正に関する報告書(案)について

まず、資料「経過」を朗読したのち修正作業に入った。

その際に述べられた主な意見は次のようなことであった。

○この委員会の前身の「新設大学拡充特別委員会」は、大学間の格差是正を図る目的で格差是正に特に関心の深い学長を中心に構成されたものである。

○委員会の設立当初はかなり活発な意見の交換が行われたが、その後種々の事情もあって、昭和43年5月開催の委員会を最後にしばらく中断の状態が続くことになった。

○この特別委員会としては、格差是正に関する報告書(案)をまとめ、それを各国立大学に送付して各大学の意見を伺い、さらにそれらの意見を参考にして最終案をとりまとめることにする。

次に、「格差是正に関する報告書(案)」を朗読しながら、次の各項目ごとに修正作業が行われた。その際に交わされた主な意見は次のようなどであった。

1. はしがき

○国立大学は本来、教育研究の場である。従って、同一基準によって構成されるべきものと考えられ、そのことは大学設置基準にも、「教育研究上の目的を達成するため、学科目又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする」と定められている。

○大多数の国立大学は差別の上に構成されており、その差別はいわれなき差別とも言えるし、いわれある差別とも言えるであろう。しかし、現実には国立大学の大多数は組織・編成の上に不当な格差が存在するといえる。

2. 国立大学の大学院の現状

3. 国立大学の予算算定基準等の問題点

4. 教員養成系大学・学部の諸問題

○この項ならびに6. 格差是正のための提案の(6)「教員養成系大学・学部および教養部について」の部分は、別に教員養成制度特別委員会

があるので、その委員長(飯島広島大学長)に回付し、両方の委員会の意見に基本的な矛盾が生ずることのないように調整することにする。

○この項は微妙な表現になっているが、おおよそその趣旨は、国立大学協会が教員養成系大学・学部の諸問題に関する報告書をまとめて発表(47年11月)し、いまもなお、研究が続けているが、本委員会ではそれらを参考にしてその主眼点を項的に列挙し、格差是正の問題点を指摘したい、ということであろうからこの部分の論議の趣旨を豊田委員から小松専門委員に伝え、文案構成を依頼することにする。

5. 教養部の問題

6. 格差是正のための提案

○(6)「教員養成系大学・学部および教養部について」のところは、大学の教官は均しく教育・研究に当る建前上、他学部と基本的には同一の基準において運用されるべきであると考えられる。従って、この方向にそって教員養成系大学・学部ならびに教養部についてはそれぞれ基準の明確化が早急に行われるべきである、というように表現するのが適当である。

以上をもって修正作業を終った。

なお、教員養成系大学・学部の部分について、小松専門委員および教員養成制度特別委員会の飯島委員長に修正文案の作成を依頼し、それができ次第、当特別委員会の「格差是正に関する報告書(案)」として印刷し、それを各大学に送付して意見を聞くことになった。

2. 委員長の互選について

このことについてまず委員長から次のことが述べられた。

「格差是正に関する報告書（案）」については、これから各大学の意見を伺うことになったが、じつは、わたくしの任期が2月末日をもって終ることになるので、今後の作業は後任の委員長のもとで進めていただくことになる。そこで、できればここで次期委員長を互選いただくわけであるが、本日は委員の出席も少ないので、正式の選任はいずれ書面による投票の手続によりお決めいただくことにしたい。

以上のような提案が了承されたのち、委員長から退任の挨拶が述べられた。

教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和51年1月26日（月） 10:00～13:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 飯島委員長
岩下、桜場、井上（友）、小林、須田、安達、井上（久）、小野、各委員
末吉臨時委員
（文部省側）
佐野大学局長、阿部大学課長、島田教職員養成課長
谷口教員大学院大学創設準備室長

飯島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のことが述べられた。

この委員会は、さきに大学院に関する報告書を取りまとめた以後、「教育系大学・学部の設置基準」などについて、小委員会レベルで原案を十分検討するという課題を提起したまま、親委員会そのものは開催しなかった。

ところで、その間に学長の交替もあり、委員のメンバーにも異動があったので、本日出席された新委員を次のように紹介する。

神戸大学	須田 勇
島根大学	安達 一明
広島大学	井上 久雄（教員委員）

次に、前回、大学院の問題についての報告書をまとめた際に一つの重要な問題になったことは、いわゆる新構想の教員養成大学の問題である。これについての計画が文部省において進められていたので、同報告書において国大協の立場からこれに関し若干批判的意見を申述べておいた。その際に、この課題については今後の進展に伴い、文部省あるいは新構想の大学関係の方々とこの委員会においてインフォメーションを交換し議論を重ねたうえで、この問題を解決していくことにしたいという話合いがなされていた。ところで、昨年の秋から、前にこの委員会の委員でもあられた谷口（前）岡山大学長が教員大学院大学創設準備室長に就任されたので、本日は、文部省から佐野大学局長、島田教職員養成課長、阿部大学課長および谷口教員大学院大学創設準備室長にもご出席をお願いした。本日の委員会は、教員大学院大学のその後の作業経過ならびに方針等についてのインフォメーションを頂き、それについての意見交換の場にした。

なお、当委員会としては新構想の教員大学院大学の創設に全面的に反対しているのではないので、我国の教員養成系大学のシステムに良い影響こそ与え、悪い影響を与えることのないように協力していきたい。

次に、希望としては、教員大学院大学を創設するだけでなく、現存の教員養成大学・学部の研究体制の問題、ないしはかねてから整備・充実を要望している大学院の問題などについても協議をお願いしたい。

次には、小委員会のメンバーとして、岩下委員に教員養成学部の設置基準の問題について検討をお願いしているので、その検討の経過につき中間的に報告願ひ、委員会としての今後の取

扱いについての協議をお願いすることにして
いる。

以上のような経過説明ならびに挨拶があった
のち議事に入った。

議事

1. 教員大学院大学について

初めに、島田教職員養成課長から資料〈教員
のための新しい大学・大学院の構想について(新
構想の教員養成大学等に関する調査会報告要
旨)〉ならびに〈教員大学院大学関係昭和51年度
予算案の概要〉を朗読しながら概略の説明があ
った。

ついで、委員長から次のことが述べられた。

いま説明があったように49年5月20日レベル
までの調査会報告に盛られた基本的方針は、当
委員会においてもある程度承知していたので
「教育系大学・学部における大学院の問題」に
ついて当委員会としての見解を発表したとき
に、そのなかで触れざるをえない問題として、
新構想の教員大学院大学の問題にも触れてお
いたのであるが、そのコメントの要旨は、

第一に、新構想の大学が既設の教員養成大学
・学部と具体的にどのような関係になるのか。

第二に、教員大学院大学の学生は事柄の性格
からみて現職教育的色彩が強くなるのは当然で
あるので、その運営については慎重に扱わない
と教育現場あるいは大学内に面倒な事態が起き
てくる可能性もある。

第三に、新構想の教員大学院大学の教官組織
についてどのような見通しがあるのか、なお、
新構想と言われているが、その中味はわれわれ
が納得のいく具体的な内容が出来上がっていく
のかどうか。

ということであったが、その後の進展の経過
について補足説明願いたい。

これにつづいて阿部大学課長から次のような
要旨の説明があった。

①この新構想は、まず、大学院については教員
養成の水準を上げるにはどうすべきか、たと
えば、修業年限は5年にする、中等教員は大
学院修了者をもって当てるべきであるという
ように教員養成の基本的な要素についての意
見もあるので、それに応える考えで、一度現
場の経験を経たのちに大学院に入りなおす
という構想である。

②学部の問題については、既設の教員養成大学
・学部においては小・中校義務教育の教員養成
をセットしているが、実際には中等教育教
員養成の方にひかれてしまうという実態があ
る。一方では小学校教員の不足ということも
あるので、従来の中・小のセットを切離し、
小学校と幼稚園をセットにした初等教育教員
養成を試みようとする構想がある。

以上のような二つの構想をドッキングした
形の新構想からなる教員養成大学であって、
この構想は現行制度を大きく改変することな
く実現可能な構想だと考えている。

③戦後の教員養成は、一県一校しかも国立大学
で行うという仕組みできたが、人口の移動、
時代の変遷により公・私立大学でも行いうる
ことになり、いまでは一県一校主義に拘って
おれない情勢になった。

④次に、現在の教員養成がかならずしも計画養
成という形でなければならないということでも
ないので、もう少し広い次元に立って教員
養成を考えていこうということである。

⑤なお、新構想の教員養成大学の卒業生が優先
的に現場に採用されるとか、または、待遇も
よくなるという考えは全くない。

⑥大学院についても、既設の大学に大学院設置

が少ないということも、文部省が抑制政策をとっているというのではなく、実際は各大学の教員組織の実態が、大学院を設置するに十分な態勢に至らなかったということである。

その他、新構想の大学院の内容とくに学生の選択、教官組織、大学そのものが現職教員の研修場のような形態になってはならない等の具体的問題については、これから新しい構想の教員養成大学を創設するという立場から取り組んでいかなければならない問題だと考えている。

以上のような補足説明があったのち佐野大学局長、谷口教員大学院大学創設準備室長から次のような挨拶があった。

佐野大学局長挨拶

教員養成は、その質と量の両面にわたってどのようにするのがよいかという問題は、新構想による大学、既設の大学を問わず深刻な問題である。これについては国大協と文部省が十分意見を交換し、おおよその合意が成立する方向で進めていかなければ成果は得られないので、ご協議をよろしく願います。

谷口教員大学院大学創設準備室長挨拶

わたくしは昨年11月から教員大学院大学創設準備室長に就任した。教員養成について、すでにまとまった考えがあるわけではない。当面は、調査会の報告書に盛られた構想、文部省の考え、ならびにこの委員会の討議の内容などを総合的に考え、広い範囲から支持される望ましい教員養成大学の創設に努力したいと考え、本年夏までには素案をまとめる予定で関係の協議会を設けるなど、その準備作業を進めているのでよろしくご協力をお願いします。

以上のような説明と挨拶があったのち、次のような問題点の所在を指摘しながら意見が交された。

- 新構想は教員の質の向上とともに現職教育を特色とするものであると受け取れる。次に、大学の規模のところで「基本的な研究組織として数個の部を置く」とあるが、この「部」というのが従来の専攻に相当するものであろうか。
- 従来言われてきた意味での現職教育を目指すものではない。完成された教員になるためには、2年程度の現場経験を经たのちに更に2年間の大学院レベルの勉強をするという、いわばサンドイッチ・システムだと理解するのがわかりやすい。次に履修方法のところで学校現場で論文作成をすることに伴う問題、専攻の仕組・その数・種類、教員組織等の具体的問題はこれから詰めなければならない問題点である。なお「部」は最近幾つかの例にみられる大講座制よりも大きな規模の構想を考えている。
- 既設の大学に大学院を置く場合にある程度弾力的に配慮するということは、新しい大学院についての方式もある程度考え、既設の大学の構想も伺い、相互を調整しながら設置を考えるということである。いまの時点で斯くあるべきだという類型をきめてしまうのは適当でないからである。
- 新構想の大学に高校の教員の入学はとくに拒ばないということである。なお、教員養成学部以外の学部についても、新構想のような形の受入れ方式の考えが成り立たないわけではない。
- 大講座制というのは、従来の数講座をそのまま併合するという意味ではない。これは各学

部によってその状況は異なる。ただ、従来の講座制より教授・助教授・講師の編成にかなりの弾力性が認められる、というところに魅力がある。校費の積算も、大講座だからということとよくに優遇されるということではない。

- 現職にある者が2年間職務を離れることは、法令上いかなる制約があるかという問題がある。現行法令の上でも任命権者が認めれば長期研修に従事することはできる。ただ、普通に勤務している者と全く同じ給与を受けながら大学院に学ぶことが、何等の問題なく認められるものかどうかという問題はある。
- 附属学校は、特殊学級を含む小学校・中学校および幼稚園を置く。これは義務教育であるので小学校だけに限ることはできない。なお、学部の附属であると同時に大学院の附属学校でもある。その大学院には小学校教員のみでなく中学校教員も入学してくるようになっていく。
- 次に、センターには教育工学センター、外国語教育センター、音楽教育センター等の他に学校教育センターの設置が検討されている。
- 初等教育課程には、この大学院設置の目的を生かす意味あいから現職教員のために7割の枠取りをおき、他の3割はいわゆる現役その他のいずれからでも受入れるということである。
- 新構想で小学校課程を中心においたという考えの背景に、たとえば6・3・3制という現在の教育課程を見直し、幼・小と中・高とに組替えをして教育体系を改革するという考えがあるのではなかろうかと考える向きもある。
- 新構想には、教育体系の変革まで及ぼそうとする思想的背景はない。むしろ教員養成という見地から教科別を本体とする中・高と全教科を主体にしている幼・小とは異なる教育課程にすべきだという考えが根底にあるといえる。今回の改革によって中学校課程の現職教育は既設の教員養成大学にその中心をおき、新構想の方は小学校の現職教育にウエイトがかかることになるという議論があった。
- そうすると、今後の問題として、既設の教員養成学部が中学校課程の中心になってくるとなると、好むと好まざるとにかかわらず高等学校課程とのかかわりの問題が起きてくることになる。
- 国立の教員養成大学の実態は、小学校6割、中学校4割、高等学校2割の供給を行っている。これまでの小・中の教員養成が中学校の方に傾斜したのと同じように中・高の教員養成が高校の方にウエイトがかかることにならないかという危惧はないではない。
- 従って、小学校課程にウエイトをおこうという新構想の考えは理解できるが、これと同じ問題は中・高の教員養成にも連鎖反応を起こすという視野は用意しておかなければならないであろう。
- 新構想は管理体制を強化し中央集権化の手はずではないかという考えを前提において、この構想に反対の意見がある。このことは、新構想の大学が大学院レベルの教育組織と学部レベルの教育組織を置くことになっているので、これを現在の学部組織の中にも含めることが可能かどうかという問題であろう。もし可能だということであれば管理運営の方式に変化は起きてこないことになる。
- 「既設の教員養成大学・学部等との連携の下に設置する大学院についての考え方」という

のは、当面は既設の教員養成大学を基盤にして、その協同のもとに大学院が設置できないかということが主たる考えである。勿論、新構想の大学院との協力体制をとりながらの連合大学院類似の構想もありうらと思う。

○新構想の大学は、各ブロックに一校を設けるという観念はすでに定着しているといえよう。しかし、現実の問題になると立地条件や、地元の要請その他の要因が働くことになるので、予定のなかの一部についてはこれからの調査結果もみたらうで設置を決めることになる。

○現在の教員養成で問題だと思われる第一の問題は、教員養成の大学・学部で行われている現在の教育・研究が必ずしも教育の実践をふまえていない、実践から遊離しているということである。新構想は現職者を受入れるサンドイッチ・システムを取入れるということで、この問題に対応できるであろう。第二は、大学院においては教科専門の教官と教職課程の教官は、それぞれの専門に片寄っていて、教員養成という目的に対して協力して研究するという体制ができていない、ということである。

○これは最も重要な問題の一つであって、窮極のところは“人と組織”の問題に帰着する事柄で、いま模索している焦点の一つになっている。一例を言えば、教育研究センターの設置はこの問題を狙うものである。

○学部と附属学校のあり方を、医学部と附属病院の関係までいかになくとも、いま少し実践的・臨床的に生かされていくようになることが望ましいと思う。

○国大協は、新構想にスローガンの的に反応している訳ではない。むしろ、現実的に既存の教

員養成大学・学部との関係をみないで、新構想が先に進むことになっては問題があるという意見を呈したのであった。その際の話合いで、今後はインフォメーションを濃密に交換していこうという約束であったが、その約束が本日実現をみることができたということである。

戦後、一県一校主義で教員養成大学を設置してきたが、いまや一県一校主義は再検討のときにきている。また、計画養成ということもいまは通用しうる時代かどうか疑問であるという発言もあったが、大枠としては、特に義務教育の教員養成については、ある程度の計画養成を放棄するわけにはいかないと思う。

いままで、国立の教員養成大学・学部は行政的にどのような面で整備が進んできたかと言えば、その原則は、暗黙のうちに一県一校主義であり計画養成であるということが、既存の国立の教員養成大学・学部の整備の原理であったと思う。その原理が崩壊するとなると、既存の国立の教員養成大学・学部はいかなる原理で行政的に面倒をみてもらえるのか、ということが問題の一つである。

次に、私学も教員養成に関与してくる情勢にあるということであるが、私学レベルでの義務教員養成ということほどの程度のことと考えられているのか、私学でも計画養成の原則が成り立ちうるのかどうか。私学経営は困難な状態になりつつある現代において、市場の安定している教員養成学部に対する私学経営者の興味は大きくなる可能性こそあれ、小さくなる可能性はない。そうすると私学における義務教育の教員養成は今後どのように処理されていくかという問題がある。

国大協としてここで要望したことは、新構想

の大学と既存の大学との関係の中で、既存の国立の教員養成大学・学部が存在について、今後の育成の原理をどのように定めていくかということ、新構想の教員養成大学が創設されていくのと平行して、それと同じウエイトで考えを進めてもらいたい、ということである。この問題は当委員会の最大の課題でもあるので、今後も文部省との話合いの機会を得たい。

なお、既存の教員養成大学・学部以上に、優れた人材の育成を、新構想の大学に期待することができるかどうかは大きな疑問である。

- 新構想の課題には学寮の問題、管理組織と運営の問題、人選の問題、附属機関の問題その他多くの問題点がひとまず出揃ったところである。いま少しある程度の具体案ができた段階で、この委員会にも提示して意見を伺うことにしたい。

(文部省側退席 午前の会議を終る)

——午後の会議再開——

初めに、委員長から次のような経過説明があった。

当委員会としては、教員養成制度に関する問題点を一度再整理してみるということで、

47年11月 教員養成制度の現状と問題点

49年11月 教育系大学・学部における大学院の問題

について、それぞれ報告書ないしはコメントを発表し、次に、教育系大学・学部における設置基準の問題について目下その作業を進めている。

もう一つの課題は、総合大学の中における一般学部と教員養成の関係の問題があるが、これについては進展はとくにない。ところで、委員会の進め方としては適当な時期に全体会議を開

き、基本方針を審議し、問題を提議してもらうということで、実際の作業は小委員会レベルで具体案の検討を進めていく、そのうち、設置基準の問題については岩下委員に主査役として問題点の整理をお願いしているので、本日は岩下委員からその作業の進行状況などの説明を伺うことにしたい。

ついで、岩下委員から次のような説明があった。

さきに、「教員養成に関する原理的諸問題」というものをまとめたことがある。その最後に「まとめ」として基本的な課題を提示してあるので、それを叩き台にして検討することになっている。それには、教員養成に携わっておられない委員の参加もお願いして意見を伺い、検討の方向性とこれから採上げる問題を限定してもらって、原案検討を進めたいと考え、その手始めとして昨年から関係の資料集めを行っている。わたくしなりの構想を言えば、教大協の方からかなり詳細な設置基準要綱がだされているので、国大協としてはむしろ教員養成の基本的問題を論ずることにしたい。その論点は、

- ①大学基準と大学設置基準との関係、その歴史的改革と問題点
- ②設置基準の意義とそのあり方、大学設置基準関係の法令が教員養成大学・学部の教育に与えている影響
- ③課程制は教員養成に必然のものかどうかという問題から、教員養成の教育組織・研究組織はどうあるべきかの問題
- ④現在の教員養成大学・学部が行っている教育の実践的事例の調査・研究などが主な論点になろう。

以上の説明に対し、概ね次のように問題点の

所在を指摘しながら意見が交された。

- 設置基準のモデル案を作るべきではないかという論もあろうから、できればそこまで検討を進めることにしたい。
- 課程制の現状と問題点については、当委員会でも、さきに「教員養成制度の現状と問題点」の中でかなり批判したわけであるが、わが国の課程制は、それが直ちに教員組織や財政組織に密着し過ぎているところに問題があるのであるから、このところを問題にして検討する必要性は十分にある。
- 課程制の規程の中には研究ということはない。教育のためにのみ課程制が置かれている。これは課程制がある種の根拠に基づいているというよりは、教員養成大学・学部の実状からきているのではなかろうか。
- 例えば、小学校教員養成課程の中味は学科制と異ならないのだから、その中で研究組織ということを考えるべきであって、そこから新しい課程制はどうあるべきかということになる。
- 教大協のプリンシプルは筑波方式で、教官は学科目制、教育は課程制ということである。
- これまでの課程制は、それ自体が教育の課程であり、教官組織であり、同時に予算規模の基礎をなすというように全部に連動している。逆に講座制・学科目制というように教員組織の側だけを強調し、教育における奉仕的な考えをなくするとすると、小学校教員の養成は必ず欠陥がでてくることになる。
- 学生は課程制、教育体制は学科目制ということであるが、これを一本にして考える場合には課程制の新しい理念をたてなければならない。
- 問題は、設置基準も、課程制の中に研究をお

き、それに伴う大幅な予算の裏付けがあれば現存の課程制でもよいのかどうかということである。

- 小学校・中学校の教員養成課程という大きな枠を置いて、その中に講座に対応する幾つかの小さな枠の専攻組織を置くことを考えることができないかどうか、できるとなれば研究組織と養成組織が一緒になることができるという考えがある。これは教員養成の実情に応じた望ましい考え方である。医師養成も同じではなかろうか。
- 医師の場合は、望ましい一般医とは何か専門領域をもっている医師だといえるかどうかは疑問とされている。
- 大枠の中に小さな専門の枠をおこうという考えは、現在の教員養成が、中学校課程が主体になって、小学校課程はなおざりになりがちである。それで学習の意欲をもたせようという現状認識からきているのではなかろうか。
- 教養審の見解は、一般的に全体をやりながら、例えば言語あるいは社会というようにどこかに重点をおいて研究すべきだといっている。
- 大講座制類似の形を考えてのことであろうが、更に細かく国語・歴史・地理あるいは日本史・西洋史というところまで細分化するのではなければよいと思う。
- 実際には、小学校教員にしても、研究としては音楽も体育も社会も国語も、というようにすべてをやることは無理で、それぞれの特長があるのが当然である。
- 前回に当委員会からだした「教員養成制度の現状と問題点」についての報告書では、課程制がよいか、どういうパターンがよいかという問題点の指摘をしておいた。その問題を

確かめていこうとすると大学院の問題，設置基準を含めての組織の問題になるであろうということで，まず，設置基準という形で教員養成大学・学部の組織問題から入ろうということが宿題になっている。そこで，これからその課題に入ろうとしているところであるが，本日の議論にもでたように，教員養成の学問とはいかなるものか，という基本的なところから論じた報告書をだしたいということである。

- いま，大学格差問題特別委員会において「格差是正に関する報告書」の作成が進められている。その中でも教員養成系大学・学部の諸問題を採上げているが，その内容については，当委員の見解と大きく矛盾することがあってはよくないということから保留になっているということであるので，必要に応じて大学格差問題特別委員会とも連携をとることにする。

以上のような意見交換が行われたのち，小委員会体制を更に整備し，具体的な細かな問題は教大協に任せるとして国大協としてはむしろ，

- ①大学設置基準とそのかわりの問題
- ②設置基準の意味合いの問題
- ③設置基準の関係法令が教員養成学部にどう
いう影響を与えているかの問題
- ④各大学が教員養成に行っている新しい独自の計画事例の調査研究

について，基本的な側面から設置基準の課題の検討を進め，草案作成に入る前の段階まで議論を詰めたところで親委員会を開き，この課題について協議することになった。なお，この作業を進めるについて，新たに次の者に小委員を

委嘱することになった。

群馬大学教育学部教授 真下 健
和歌山大学教育学部助教授 山田 昇

2. その他

委員の交替について

まず，事務局長から次の報告があった。

当委員会の委員のうち船山謙次（北海道教育大），林竹二（宮城教育大），玉山勇（福島大），新谷賢太郎（金沢大），池田数好（九州大）各氏がいずれも任期満了等による退官に伴い，当委員会の委員も退任されることになるのでその後任について協議をお願いする。なお，この特別委員会の構成は各ブロック3名（教員養成大学の学長委員，その他の大学の学長委員および教員委員）からなっている。その選任の手続きは，この委員会で候補者を選び理事会の承認を得て正式に委嘱することになっている。

以上の報告についで後任委員の人選に入り，次のような手順で委員候補者の選任を進めることになった。

- ①船山委員（北海道教育大）の後任は，岡路（現）北海道教育大学長に。
- ②林委員（宮城教育大）は，本人の志願による委員であったのであるからその後任は考えない。
- ③玉山委員（福島大）の後任は，委員長と岩下委員が相談のうえ決める。
- ④新谷委員（金沢大）の後任は，委員長と井上委員（愛知教育大）が相談のうえ決める。
- ⑤山本委員（福岡教育大）の後任は，大賀（現）福岡教育大学長をお願いする。
- ⑥池田委員（九州大）の後任は，委員長，武谷（現）九州大学長，池田（現）委員（佐賀大学長）の協議により決めることにする。

入試改善調査委員会・実施方法等 調査専門委員会合同会議議事要録

日時 昭和51年2月19日(木) 10:00~12:30

場所 学士会神田本館203号室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長

加藤, 相磯各副委員長

帷子, 湊, 小野, 小山, 川村, 桜場, 丸

井, 佐野, 三上, 永田, 増尾, 若槻, 細

川, 菅, 円藤, 岳中, 蟹江各委員

(実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長(再掲)

帷子, 湊, 小野, 川村, 丸井, 三上, 永

田, 細川, 菅(以上再掲), 秋田, 上垣内,

具島各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日は都合により入試改善調査委員会と実施方法等調査専門委員会との合同で会議を開催することになったのでご了承頂きたい。次に入試改善調査委員会の人事に関することについてまずお諮りしたい。加藤東北大学長とともに本入試改善調査委員会の副委員長を務めておられた谷田お茶の水女子大学長がこのたび退官され、副委員長が1人欠員となったので、東京近在の千葉大学の相磯学長に後任をお願いできたら好都合と考え、これについてご了承頂ければ幸いである。(了承)

入試改善調査委員会は昨年10月25日に開催されて以後開かれていないが、その後実施方法等調査専門委員会や科目別研究専門委員会委員長会議等が開かれ、本年度の調査研究の報告書作成の作業が進められている。この報告書は、昨年度の報告書においてなお残されていた研究課題と、昨年度の報告書に対して各大学から寄せられた意見についての検討結果を主な内容とす

るもので、本年3月末までにまとめ上げる予定にしている。そして、この報告書が完成したら、この報告書の送付と同時に各大学に対してアンケート調査を行って共通第一次試験についての意見を求め、その結果を整理したうえで本年6月の総会において国立大学共通第一次試験の実施についてももう少し具体的な結論を得たいと考えている。

なおこの間、全国高校長協会や公立大学協会等から本協会宛にこの共通第一次試験に対する要望書の提出があり、また私立大学の一部からもこれを取り入れたいとの声もあり、この国大協の入試改善の調査研究は社会的にも大きな関心を呼んでいる。

本日はこの本年度の調査研究報告書の作成について審議して頂くとともに来年度の実施事業計画についてご協議頂くことにしているのでよろしく願いたい。

以上の挨拶ののち堀津東大入学主幹より配付資料の説明があった。

議 事

1. 国立大学入試改善調査研究報告書(昭和50年度版)作成について

このことについて岡本委員長より次のとおり述べられた。

この50年度報告書については実施方法等調査専門委員会の小委員会のもとで先程も述べたような作成方針に従いまとめの作業が進められ、資料5「国立大学入試改善調査研究報告書(昭和50年度版)の掲載事項(案)」にあるような内容によって原稿が作成された。ついてはその概要について加藤実施方法等調査専門委員会委員長より説明をお願いしたい。

ついで加藤委員長より大略次のような説明があった。

本年度の調査研究報告書は昨年度と同様「本報告書」と「附属報告書」の二部に分けて作成される。まず「本報告書」についてであるが、この内容は昨年度の報告書に対する各大学からの意見や一般社会からの反響に基づいて再検討を加えた研究成果が主要な内容となっている。そのような趣旨については報告書の冒頭の「序論」で述べることにしている。以下目次の順に従ってその要点を説明したい。

- I「序論」については、今回は理念的なことは述べて上述のような趣旨を述べることにしている。
- II「実施方法等に関する調査研究」の部分がこの報告書の主文であって、これの「前文」ではこの調査研究の経過を述べる。
- II-1)の「実施機関」に関しては、この機関の性格論を主として述べる。
- II-2)の「試験教科・科目および代替科目」に関しては、特に大きな変更はない。
- II-3)の「試験時期」および4)の「受験手続」の両者については後刻詳しく説明する。
- II-5)で取り上げている「再試験」というのは実施者の側における事故に基づく場合の措置であり、「追試験」というのは受験生個人の事故による場合の措置である。
- II-6)の「第二次試験のガイドライン」については、各大学に対するアンケート調査においてこれに関する見解を求める希望が多かった。また、高校側においても第二次試験のあり方について特に関心が強い。そのようなことからこの問題について検討し一応の見解をまとめてみた。
- II-7)の「事故処理」および8)の「試験問題の漏洩防止」については、本年度さらに具体的検討を行った。

○II-9)の「試験場」については、各大学の試験場で居住地受験ができるかどうかを数字的に検討してみたもので、大体可能な見通しが立てられた。

○II-10)の「入試センターと大学の業務分担」については後刻詳しく説明する。

以上は本年度宿題となっていた研究課題と、昨年度の報告書に対して寄せられた各大学の意見の問題点について検討した結果をまとめたものである。

○以上に続いて昨年実施した各大学に対するアンケートそのもののまとめを記載する。

○IIIは昨年11月に実施した試験問題実地研究の実施状況と関係諸資料をまとめたものである。

○IVは各科目別研究専門委員会における調査研究の報告で、各科目別委員会から寄せられた報告書を掲載する。なお、本報告書に掲載されていない事項で各科目別研究専門委員会が報告を必要とするものについては、附属報告書の方に載せることにしている。

○Vはコンピューター専門委員会における調査研究の報告で、ここではその概略を述べ、詳細は附属報告書の方に載せることにしている。

○最後にVIとして「結語」を記す。

○そのあとに参考資料として本年度の実地研究に出題した試験問題を掲載する。

次に附属報告書についてであるが、この内容は既に述べたように各科目別研究専門委員会から一部の報告書とコンピューター専門委員会の詳細な報告を載せ、そのほかに実地研究の実施に当たった各地区の試験実施委員会の各報告書を載せることにしている。

今回の報告書の内容は以上のとおりで、形式

については昨年度の報告書と変わらない。

以上ご説明した「本報告書」の内容については昨日各担当委員が執筆した原稿に基づいて検討したが、まだ完全に出来上がっていない部分がある。それで原稿そのものを本日呈示できなかったが、以上の説明によりご了承頂ければ幸いである。

なお、本日は入試改善調査委員会と実施方法等調査専門委員会の合同会議ということにしたが、これは本来はまず実施方法等調査専門委員会で報告書の原案を検討したのちに入試改善調査委員会に諮るのが筋である。ただ、報告書作成の日程の関係で止むなくこのような形をとらざるを得なかった。なお、実施方法等調査専門委員会の委員の方々には後日報告書原稿をお送りし、ご意見を求めることにしているのでご了承頂きたい。

それでは先程説明を省略したⅡ-3)の「共通第一次試験の試験時期」と4)の「共通第一次試験における受験手続および第二次試験の実施手続」のことにについて少し詳しくご説明したい。

まず3)の「試験時期」のことであるが、昨年の報告書では現行のⅠ期校、Ⅱ期校の制度を前提にして考えたため1月下旬に共通第一次試験を実施し、Ⅰ期校の試験期日の3月3日に第二次試験を実施する日程案を考えた。しかし、この案に対しては各大学から不満を表明する意見が多く寄せられた。それで、それらの意見を踏まえいろいろな案をつくってどれが適当であるか検討した。その試案としては、①早期実施案、②3月実施案、③9月入学案などがあり、それぞれについてその長所、短所についても検討した。このうち早期実施案（夏休みの終り頃～冬休中）、9月入学案（大学の入学を9月に変更し第一次試験を6月頃実施）の両者につい

ては、前者は高校の教育課程の履修との関係から不都合な点があり、後者は制度の変更を要するので簡単に実施できない、などの欠点があるため、結局3月実施案（2月末から3月初め頃に第一次試験を行い、第二次試験は3月下旬頃（E案）ないし4月上旬（F案）に行う。この場合、入学はE案では4月10日頃、F案では5月初め頃となる）のE案が实际的ではないかということになった。ただし、これは入試期一本化が前提となる。そのようなことで、この試験時期の問題については上述の各案を紹介し、各大学の意見をきくことにしたいと考えているので、このことについてご意見があれば伺いたい。

以上の説明に対して次のような質疑や意見が出された。

- 昨年度の報告書で述べられた案に対する各大学からの不満な点は何か。
- 3月実施案のE案は結構だが、第二次試験を3月下旬に実施すると入学は4月10日では無理なのではないか。
- 9月入学はむずかしいが、5月入学なら現在の大学教育にそう支障はないのではないか。
- 3月実施案のE案でも一次試験～二次試験～入学の作業日程が詰まることは昨年度の案と同様ではないか。
- 受験者の多い大学では日程的に苦しい感じがする。

概ね以上のような質疑や意見があり、これに対し実施方法等小委員会の各委員よりそれぞれ説明や意見が述べられ、この試験時期についての報告書原案が了承された。

ついでⅡ-4)の「共通第一次試験における受験手続および第二次試験の実施手続」の問題についてまず原案の朗読があり、ついで作案担当

の細川委員より次のとおり補足説明があった。

昨年度の報告書では、第二次試験の願書はⅠ期校、Ⅱ期校とも共通第一次試験実施に先立つ10日間に2校だけ提出できることになっていたが、そうするとその処理が大変なので、今回の案ではこの点を共通第一次試験が終ったあとに1校だけに願書提出するというように改めた。この点がこの受験手続に関する事項で大きく変更のあった点である。

以上の説明に対して次のような質疑や意見が出された。

- この原案は現行のⅠ期校、Ⅱ期校存続の立場に立って書かれているが、入試期一本化を前提にしてもよいのではないか。
- 入試期一本化の場合はこうする、Ⅰ期、Ⅱ期がある場合はこうする、というような表現にすればよいのではないか。
- 現状を強調すると却って誤解を生ずるのではないか。

以上の質疑や意見に対し実施方法等小委員の各委員よりそれぞれ説明や意見が述べられ、それらの意見をもとに表現の修正を図ることにした。

ついでⅡ-10)の「入試センターと大学との業務分担」の問題について加藤委員長より次のとおり説明があった。

共通第一次試験の実施に当っては各大学にも試験実施組織をつくることになる。共通第一次試験の実施に関して各大学が分担する業務は別表に示すとおりであり、これらの事項については各大学に責任をもって頂くことになる。

以上の説明に対し格別の意見はなく、以上をもって50年度調査研究報告書原案についての審議を終り、最後に岡本委員長より次のように述べられた。

本年度の報告書は、昨年度の報告書に関するアンケート調査に対して各大学から寄せられた意見の検討を中心にしてこのような形にまとめられた。まだ若干修正、補足する点が残されているが、来る2月29日の小委員会でさらに検討して最終原稿を作成するのでよろしくご了承頂きたい。

2. 昭和51年度実施事業計画について

初めに加藤委員長より、資料6の「51年度実施事業計画書」は過般の国大協総会において承認された「入試改善調査研究の概算要求」に基づいて作成されたものであると述べられたのち、同資料の朗読が行われ、ついで次のような補足説明があった。

本年度の調査研究報告書が3月末に出来上がったら、引続きこの報告書に関する説明会(国立大学ならびに高校側の両者にそれぞれ実施)を開催してその趣旨を伝え、また各国立大学に対しアンケート調査を実施して意見を求めることにしている。また、本年度と同様試験問題実地研究を行い、それらをもとにして検討を行い、共通第一次試験についての国大協としての意見をとりまとめることにしている。なお、来年度の新しい事項として、入試センターについての具体的検討を行うため「入試改善調査施設」を設けるということがある。これについては昨年12月15日に会長より東京大学総長に対しこの施設を東大に付設することについて依頼文書を送り、これに対し東大より12月18日付文書をもってこのことを受諾する旨の回答があった。ただし、これを受諾するについて次の3点の条件が付せられている。すなわち①この施設は時限的なものとする、②この施設に配属される教官は東大教官の併任とする、③この施設の運営委員会の委員は東大総長の委嘱とする、と

いう3つの条件である。なお、この施設の設置を進めるため準備委員会を設けることにしているが、この準備委員会の任務、組織等は「資料9」のとおりであり、去る2月17日に東大の評議会でこれが承認された。

来年度の入試改善調査研究の事業は、この入試改善調査施設が事務運営主体となって行われることになるが、従来あった入試改善調査委員会ならびに実施方法等調査、各科目別研究、コンピューターの各専門委員会はそのままの形で存続しそれぞれ調査研究が続行される。

また、昨年度と本年度に行われた試験問題実地研究は来年度も行う予定にしており、来年度においては従来より大規模のもの（概ね30会場、14,000人対象）を10月10～11日の連休を利用して実施する計画にしている。これについては事務局の方で検討を進めているようなので説明を伺うことにしたい。

これについて事務担当者の方より、実地研究の会場や受験生の地区割りについての試案が紹介され、ついで岡本委員長より次のような説明があった。

試験問題実地研究を来年度も行うことにした趣旨については「資料4」の議事要録の中にも記されているように、対社会的な意味と実質的な必要性との二つの理由がある。ただこれを実施するについては各教官、各大学に種々の負担をかけることになる。しかし、この実地研究は共通第一次試験の可能性を検討するためにぜひ必要なことであるので、趣旨ご了承のうえよろしくご協力のほどお願いする。この実地研究の実施に当たって特にお世話をかけるのは試験問題の作成に当たる各科目別研究専門委員会の委員の方々である。それで過般の各科目別委員長と実施方法等小委員会の合同会議の際に来年度

の協力方について相談し、その結果委員の交代を考慮する方法で作業を継続することの了承を得た。その後この交代案について各科目別委員会から意見が寄せられているので、これを実施方法等小委員会で検討のうえ原案をつくり、そのうえでこの親委員会でご決定願いたいと考えている。なお、本番の際にもこの科目別委員会の組織のもとで問題作成が行われることになるが、委員の任期はその労力負担や傾向の固定化などの点を勘案し、2年交代くらいにするのが適当ではないかと考えている。

以上の説明ののち、コンピューター専門委員会の小野委員長よりコンピューター処理の問題に関して次のような説明があった。

共通第一次試験の受験者は多数であるので、試験の答案の採点集計はコンピューター処理によらなければならない。現在はマークシート方式を使用して実験を行っているが、ここで一番問題になるのはマークリーダーの読み取りの機能のことである。本番の際にはおよそ30万人の受験者があるものと想定して、その答案処理の可能性のメドをつけるためのテストをするわけであるが、まだいろいろ問題点はある。来年度は本年度とは別なマークリーダーを使って実験してみるつもりである。

ついで湊委員より来年度の実地研究に関連した問題について次のような説明があった。

来年度の実地研究の時期は過去2回の場合より1ヵ月半ほど繰り上がった10月10～11日の連休に行わざるを得ない事情となった。そのためこれまでの場合よりも早目にその準備にかからなければならない。実地研究の実施について最も重要な事柄は、①受験生を集めること、②会場大学を決めること、③試験問題を作ること、の3つである。その中の試験問題作成のこと

は、各科目毎に研究専門委員会を構成しそこで作業をやって頂いた。この科目別委員会の設置については、これまではまず委員長を選出し、その委員長の所属大学に委員会を組織するというやり方で進めてきた。それで当面、どこの大学から責任者を出して貰うかということが第一の問題となる。この科目別委員会の研究作業は当初2年間のつもりであったが、本年度で3年目になり、来年度は4年目になる。それで来年度はどうしても委員の交代を考えなければならない事情となった。しかし、これまでの研究とのつながりを考慮しなければならないので、一部の委員の方には残留して貰う必要がある。それで過日（1月16日）の科目別委員長との合同会議の際このことについて相談し、委員長をどこの大学から出したらよいかについてその後アンケートによって意見照会をした。その回答結果をまとめたものが「資料7」である。これはまだ整理されていないものなので今後検討して調整しなければならないが、一大学に余り集中したり、或るブロックに偏ったりしないよう均衡のとれたものにする必要がある。本日の席上で担当大学を決めなければならないわけではないが、本年度に引続き継続担当の申し出があった大学について、このままでよろしいかどうかご意見を伺いたい。

これについて次のような意見があった。

- 事情があるのかもしれないが、同じ大学で何年も続けてやるよりも交代した方がよいのではないか。何年も続けると試験問題の内容が固定化してくる。
- 高校側からもそのような指摘があった。それで、原則としてはローテーション方式がよいと思う。
- 同じ大学であっても委員長を交代し、委員の

メンバーを変えれば固定化は防げるのではないか。

- 別なブロックに移した方がよいのではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち岡本委員長より、いずれ早い機会に実施方法等小委員会で検討して原案をつくり、親委員会に諮らうえ決定したいのでよろしくご了承願いたい、と述べられた。

ついで実地研究の会場校の割当てに関して次のような意見交換があった。

- 会場校の割当てはブロック内で相談して調整して貰ったらどうか。
- ブロック内で相談して決めるといってもそのような場がない。学長と相談して決めるより方法がないのではないか。
- ブロックによって大学数は区々なので各ブロックの会場校数を平均化する必要はない。
- まだ実地研究を経験していない大学に引受けて貰うようにしてはどうか。
- 入学主幹等が置かれていて事務スタッフが充実している大学を中心に考えたらよい。

概ね以上のような意見交換があったのち岡本委員長より、ただいまの意見を踏まえて実施方法等小委員会で検討して原案をつくり、その上でお諮りして決定したいのでよろしくご了承願いたい、と述べられた。

最後に来年度の入試改善調査研究の予算のことについて堀津東大入学主幹より次のような説明があった。

まだ総枠だけしか決っていないが、事業費としては1億1千万円程度であり、人件費を含めた総額では1億3千万円程度である。実地研究の受験者数を14,000人としたのは積算上の数字

であって、必ずしもこれに促される必要はない。本年度の受験者数が5,000人であったので来年度は1万人台にするというようなことであって、欠席者のことを考えると実質1万人くらいではないかと漠然と考えている。

これについて岡本委員長より、来年度の実地研究についてはいずれ実施計画の原案を作ったうえお諮りするのによろしくお願ひしたい、と述べられ、以上をもって本日の議事を終了した。

入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会合同会議議事要録

日時 昭和51年4月30日(金) 10:00~12:00
場所 東京教育大学農学部本館第1会議室
出席者 (入試改善調査委員会)
岡本委員長
加藤, 相磯各副会長
帷子, 古市, 湊, 小野, 小山, 川村, 桜場, 丸井, 佐野, 三上, 永田, 増尾, 若槻, 細川, 円藤, 岳中, 蟹江各委員
(実施方法等調査専門委員会)
加藤委員長(再掲)
帷子, 湊, 小野, 川村, 丸井, 三上, 永田, 細川(以上再掲), 清水, 秋田, 上垣内, 具島, 竹村各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

入試改善調査研究については各委員会の委員の方々の精力的なご努力によって去る3月末に50年度の調査研究報告書がまとめられた。これに基づいて本年度もさらに具体的検討を進めることになり、その実施事業計画等についてご協議頂くこととなった。なお、私は去る3月29日より4月8日までの間、共通テストに関する事情視察のためアメリカに出張した。アメリカでは共通テストについては70年の歴史があり、こ

れにコンピューターを使用するようになってからも15年の歴史があり、この方面の研究は大変進んでいる。アメリカは日本とは国民性が違いテスト等により自らを評価されることに抵抗感がない。そのようなことからアメリカではこの方面のことが進歩しており、日本としてもこれを取り入れるべきであると思うが、日米両国の国民性の違いや大学の事情の相違等もあり、これをそのままの形で取り入れることには問題がある。その点からして、目下われわれが調査研究している共通第一次試験と第二次試験とを組み合わせて入学者選抜を行うという方法は、日本の国情に合ったユニークな方法であるとの印象をもった。

一方、この共通入試についてのわが国の社会情勢についてみると、その関心が次第に強まってきたので、われわれとしても最後の詰めのところをしっかりとやりたいと願っている。については今後各大学に種々お世話を頂くことになると思うがよろしくご協力をお願いしたい。

以上の挨拶ののち、このたび実施方法等調査専門委員会の委員に新たに就任された竹村委員(金沢大学)の紹介があった。

ついで本年度東京大学に付設されることとなる入試改善調査施設のことに関し堀津東大入学主幹より次のとおり報告があった。

この入試改善調査施設の設置に関しては本日配付の資料2-4(51.2.19 合同会議議事要録)に概略の経過説明が載っている。この議事要録にもあるように、入試改善調査施設を東京大学に付設するための設立準備委員会の設置が去る2月17日の東京大学評議会で承認され、この準備委員会委員には国大協側より入試改善調査委員会の委員長および副委員長が、東大側より学部長3人と入試制度検討委員会の委員長、

副委員長および事務局長が参加することになった。この準備委員会は去る3月10日に開催され、ここでこの調査施設の規則案、運営委員会規則案などが審議決定されたが、この調査施設の発足が本年度予算未成立のため遅延する事情となったため、この二つの規則案の評議会における正式決定は5月18日ということになった。なお、準備委員会開催当日、この調査施設の施設長の候補者についても審議され、全会一致で東京大学の湊教授（入試改善調査委員会委員）が推せんされたので併せてご報告する。

以上の報告があったのち、この入試改善調査施設の事務スタッフに予定されている各職員の紹介が行われた。

ついで事務当局より本日の配付資料について説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 昭和51年度入試改善調査研究実施事業計画について

まず資料3「実施事業計画書(案)」の朗読があり、ついで湊委員より次のとおり補足説明があった。

本年度の入試改善調査研究実施事業計画の重点は計画書(案)の冒頭に掲げられている①～⑤の5項目であって、これは昨年度と大差ないものである。このうち昨年度と内容的に変った点について若干ご説明したい。

①に掲げられてある調査研究報告書に関する説明会の開催、アンケート調査の実施については、昨年度はアンケート調査の締切は9月末となっていたが、本年度はこれを大分繰り上げて6月10日締切とした。これは、来る6月22日、23日両日開催の国大協総会にこの共通第一次試験に対する各大学の意見を報告する関係があるからである。また、これに関連し報告書ならび

にアンケートについての説明会開催時期も昨年度より若干繰り上がり5月中旬を中心に行うことにした。

②に掲げてある高等学校関係者に対する報告書の趣旨の周知については、昨年度は各大学に対する説明会と同時期に説明懇談会を行ったが、今回は大学側の説明会日程が繰り上がり、且つその説明をキメ細かく行うことにしている関係で、同一時期に行うことがむずかしいため9月頃に繰り下げる予定にしている。

③に掲げてある試験問題実地研究については、昨年度よりやや大規模なものを考えており、また実施時期についても連休利用の関係で昨年度の11月22～23日が10月10～11日に繰り上がることになった。

④に掲げてある国立大学入試センター(仮称)についての調査研究を行うという点は、本年度の新規事項である。共通第一次試験の実施機関についてはこれまでも検討してきたが、共通第一次試験の具体像をさらに追求して行くとなると、これの実施機関である入試センターの組織、運営についてもっと具体的な検討が必要となるため、本年度特にこの事項を取り上げることにした。

⑤に掲げてある共通第一次試験についての国立大学協会の意見のとりまとめについては昨年度と特に変りはない。

以上のようなことで本年度の調査研究の実施の細部については若干昨年度と異同があるが、その大綱は昨年度と余り変りはない。また、この調査研究に当たる各委員会の組織も昨年どおりである。ただ、この委員会のうち、標準問題の作成や問題の妥当性についての分析、研究を行う各科目別研究専門委員会の組織については、担当大学が大幅に変更になった。これは現

在の各科目別研究専門委員会がこの入試改善調査研究事業が発足して以来3年間継続して業務を担当して来られたので、その負担の解除の点と傾向の固定化の回避を考えて取った処置である。なお、この科目別研究専門委員会を他の大学に新たに設置して貰うことについては、加藤実施方法等調査専門委員会委員長より関係大学長に依頼し了承を得た。

この科目別研究専門委員会は5教科16科目についてそれぞれ調査研究を行うもので13の委員会が設置される(現代国語と古典I甲, 地理Aと地理B, 数学一般と数学Iはそれぞれ1委員会を担当する)。各委員会の構成は委員約10人をもって構成されるが、国語と数学と地理の3委員会は上述のとおりそれぞれ2科目を担当するため10人以上となる。この科目別研究専門委員会の委員長は委員会設置大学より出すことになっており、委員は委員長を出した大学を中心に選出するが他地区の大学から選んでもよい。なお、この科目別研究専門委員会については、全科目共通の基本方針を検討し、科目間の調整等を行うため委員長連絡会議が設けられている。そのほか「社会」や「理科」については教科内各科目間の試験問題の内容、程度等についての調整の要もあるので、適宜連絡会議を持つ必要もあらうと考えられる。

委員会組織については概ね以上のとおりで、科目別研究専門委員会の設置大学が大幅に変更になった以外は大体従来どおりであって、それぞれの担当事項について調査研究に当たって頂くことになる。

次に試験問題実地研究については、一昨年、昨年に引続き、本年もこれを実施する計画であるが、今年はやや規模を拡大し試験場大学を48校とし、高校3年生約12,000人を対象として行

う予定にしている。そして、これの実施期日は従来より若干繰り上がり10月10~11日両日の予定となっているが、これは連休を利用する関係上このような計画となったものである。

以上が本年度の入試改善調査研究実施事業計画の概要であるが、この調査研究の結果を年度末に報告書にまとめることになる。入試改善調査研究の報告書については、48年度(49年3月)に中間報告書が、49年度(50年3月)に本報告書が、50年度(51年3月)に補遺報告書がそれぞれ公表されたが、本年度の調査研究結果についても何らかの形で報告書をまとめることになる。

なお、本年度はこの入試改善調査研究事業に関する事務は東京大学に付設される「入試改善調査施設」が担当することになり、またこの事業に要する経費は国立学校特別会計により配賦を受けた関係大学において支出することになるのでご了承頂きたい。

以上の説明ののち次のような意見交換が行われた。

○科目別研究専門委員会の運営は委員会設置大学の学長の責任において行うのか。

○科目別委員会の事務的な面については委員会設置大学の入学主幹や会計課等のお世話になるが、委員会の運営は委員会設置大学から出ている委員長がこれに当たる。委員は委員長が選定して国大協に推せんする。

○科目別委員会の委員長の委嘱は委員会設置大学の学長が行い、個々の委員については、この科目別委員会が国大協の委員会である関係から、入試改善調査委員会の委員長がこれを委嘱する。なお、委員会の経費は委員長を出している委員会設置大学に配賦されることに

なる。

- この事業計画書の冒頭に掲げられている重点事項の⑥に「以上の調査研究を基礎として、国立大学共通第一次試験についての国立大学協会の意見をとりまとめる」とあるが、この意見のとりまとめの時期は大体いつ頃になるのか。
- 本年度の調査研究の結果のとりまとめは来年の3月頃になると思う。しかし、この共通第一次試験についての大体の意見は来る6月の国大協総会に披陳したいと考えている。そのためそれに間に合うように今回の調査研究報告書についてのアンケートの結果をとりまとめ、それに基づいて去年の秋の総会の際に報告したよりもさらに一歩進んだ結論を提示したいと考えている。世般一般でもこの共通第一次試験のことについては、この6月の総会で国大協としてのまとまった意見が出るのではないかとの期待もあるので、以上のような方向で進みたいと考えている。
- 今度の総会では、この共通第一次試験のことについて各大学内部でも議論したうえ学長も一定の方向性を持って出席するようにしなければならないのではないか。
- 今回のアンケートの最後の質問(5)に対する各大学の回答がこの共通第一次試験についての総括的な方向を示すものになると思われるので、それに基づいて昨年より一歩進んだ結論を提示したいと思っている。
- 来る6月の総会において、この共通第一次試験の問題について入試改善調査委員会としてどう提案するかはアンケートの結果に待たなければならない。本委員会としては昨年よりもっと進んだ提案をしたいとの予想をもって、これをどう判断するかは理事会およ

び総会の意向による。

- この共通第一次試験の問題について今まではアンケート形式だけで意見を問ひ、討論というものは行われていない。昨年秋の総会では、共通第一次試験についてさらにその具体像を求めて調査研究を続けること、実地研究を本年も継続して実施すること、については了承されたが、実際にこの方式で入試を実施するということまでは了解されていない。その辺のところを慎重に配慮して対処する必要がある。
- 本年3月に出された調査研究報告書についての各大学に対する説明会が5月中旬に全国各地で行われ、各大学から関係者が3名宛出席することになっている。その際質疑応答が行われることになっているが、できるだけキメ細かく意見交換を行い、それらの意見も踏まえて総会に報告したいと考えている。概ね以上のような意見交換があつてこの実施事業計画(案)が承認された。

2. 科目別研究専門委員会の組織について

このことについて加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり説明があつた。

本年度の科目別研究専門委員会の設置については、私から各関係大学長に連絡依頼したので、その経過についてご報告する。その結果は資料3「実施事業計画書(案)」の2に掲載してあるとおりであるが、昨年と比べ委員会設置大学が大幅に変更されることになった。これは、この共通第一次試験についての具体的な調査研究が始まってから既に3年間になり、標準問題の作成について同じ委員会がこれを担当しているとどうしても固定化する傾向を免がれないので、4年目を迎えるに際してこれを全面的に変更した方がよいと考えて取った措置である。し

かし、委員会のメンバーを全部入れ替えるとこれまでの調査研究とのつながりが断たれることになるので、委員の交替は半舷上陸（前委員長、コンピューター委員、その他の委員1～2名残留）ということにした。なお、この科目別研究専門委員会の組織編成については、本年の試験問題実地研究の実施時期が連休利用の関係から昨年より1カ月半ほど繰り上がるようになったこともあり、また岡本委員長が3月末に渡米されることもあって急遽処理する要があったため、去る3月27日の実施方法等調査専門委員会小委員会で原案を作成し、岡本委員長の了解を得て私の方から各関係大学長に連絡依頼する方法をとった（東京大学、名古屋大学、京都大学の3大学についてはそれぞれ関係の委員が連絡をとった）。ただ、この小委員会の原案のうち倫理・社会と日本史の委員会設置大学は都合で変更になり、前者は大阪大学が奈良教育大学に、後者は金沢大学が名古屋大学に変更された。なお、基礎理科と政治・経済と英語の3委員会は本年度も継続して同じ大学で担当して貰うことになっているが、これは基礎理科は本年度で2年目であり、政治・経済は東京大学担当になってから3年目（その間委員長の交代もあった）であるため継続してお願いすることにした。英語は4年目であるが、委員の構成を大幅に変えることにして本年度も継続して担当して貰うことにした。以上の3委員会以外の10委員会は全部交代となった。科目別研究専門委員会の設置については大体以上のような経過であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上の説明に対し格別の意見もなく原案どおり承認された。

3. 昭和51年度試験問題実地研究実施計画について

まず資料4「昭和51年度試験問題実地研究実施計画(案)」の朗読があり、ついで湊委員より次のとおり補足説明があった。

この実地研究実施計画(案)の内容は昨年のもので殆ど変りはない。ただ本年度は前述したように実施期日が昨年度より繰り上がったため作業日程の点で全面的に変更になった。この点よろしくご了承頂きたい。

ついで小野委員（コンピューター専門委員会委員長）より次のような提言があった。

昨年の実地研究の協力高校の一部から受験生の試験成績を年内に知らせてほしいとの要望があった。年内に試験結果をまとめて通知することは日程的に困難な点があるが、高校側が結果を早く知りたいという気持も分るので何とか要望に応えたいと思う。なお、この日程表によると「解答のコンピューター処理の期限」が11月10日となっているが、これは一寸むりと思われるので4～5日くらい延ばして貰いたい。

このあと次のような意見交換が行われた。

- この実地研究に多くの大学が関係することは結構であるが、初めてこの仕事を引受ける大学では、その実施要領がさっぱり分らない。この実地研究の実施に当たるためその大学に地区試験実施委員会が設けられることになるが、この実施委員会というのは単に国大協の計画の下請け作業をするだけのものなのか、或いは委員会自体がこの入試問題の研究をするのか。もし単なる下請け作業ということなら教官が委員にならなくてもアルバイトで処置できる。教官が担当するという事なら何らかの研究の要素がなければならぬ。そんな疑問もあるので委員の選定について迷うが、そのような問題はどこに問い合せればい

いのか。そのようなことで初めて実地研究を引受ける大学では不慣れのためまごつくことが多いと思われるので、その辺のことを十分配慮してほしい。

- 試験実施委員長会議を6月と9月に2回開くということになっているが、今年は実地研究試験場大学が48校という多数にのぼり、参加者は100名近くになる。そのように多人数だと会議の運営がむずかしいと思われるが、この会議は従来どおり中央で行うのか。地区毎に開くことも考えているのか。
- 一応中央で行う予定にしている。
- 最初の6月の時は中央で開き、2回目は地区毎に開くようにしてはどうか。
- 6月の委員長会議の前に5月中旬に各地区で「入試改善調査研究報告書についての説明会」が行われるので、その説明会のあとで今度の実地研究の具体的なことについて説明を行うことを考えている。
- 地区実施委員会の委員は去年は5名であったが今年は4名となっている。これは去年は多すぎたので減らすということか、或いは予算上の関係から減らしたのか。初めて引受ける大学に対しては経験のある大学から1名くらい入って貰うことはできないか。
- 経験のある大学と相談するための旅費などを考慮してほしい。
- 地区毎に連絡を密にすることは必要である。
- 必要経費については余りチェックしないように配慮してほしい。
- 事務系の課長以上の管理職は超勤が出ないが、実地研究のため休日出勤する場合には何らかの考慮をしてほしい。
- 「試験室の割当て」については7月末までに決定するというだけでなく、その結果を実施

方法等調査専門委員会に報告する要がある。

(そのように文章を訂正することにした。)

- 「試験問題・マークシートの送達」は9月20日までとなっているが、若干遅れることもあるかもしれないのでご了承願いたい。

(その他、この実施計画(案)の5の見出し

「実地研究の実施主体」とあるのを「実地研究の実施」に、また9「受験申込書の提出」の説明文中の「コンピューター専門委員会に送付する」とあるのを「実施方法等調査専門委員会に送付する」に、それぞれ訂正した。)

概ね以上のような意見交換があって、実地研究実施計画(案)が承認された。

4. 実地研究試験場大学について

このことについて堀津東大入学主幹より「資料5」に基づき次のとおり説明があり、承認された。

このことについては本日配付の議事要録にもあるように、2月19日の前回の合同会議の際に試案を紹介して意見を伺い、その後2月29日の実施方法等調査専門委員会小委員会の審議を経て3月27日の同小委員会で具体案がまとめられた。それで、試験場大学の受諾方について岡本委員長名をもって7地区の世話大学(北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学)にそのとりまとめを依頼することにした。なお、4月5日に開催された入学主幹会議の際に、私の方からも試験場候補大学の方々に協力方を依頼した。その結果、最終的に「資料5」のような原案となったのでよろしくご了承をお願いしたい。

以上のことに関連して小野委員より次のような提言があった。

試験場大学において受験生について格別に条件をつけるようなことがある場合、たとえば近

接の大学同士の間で受験生の地域的割当てについて協定するような場合などには、コンピューター処理上それに対する措置を取る必要があるもので、なるべく早く連絡をとって頂きたい。

5. その他

(1) アンケートのまとめについて

このことについて岡本委員長より次のとおり説明があり、了承された。

本年3月にまとめられた入試改善調査研究報告書についての意見を求めるため、去る4月5日付でアンケートを各大学に送り、来る6月10日までに回答されるようお願いした。この回答が寄せられたらこれのまとめの作業があるが、これについては実施方法等調査専門委員会小委員会に委ねたいと思うのでご了承を得たい。なお、このアンケートの結果については、この合同会議の審議を経て総会前の理事会に報告したうえで総会に報告する予定にしているので併せてご了承頂きたい。

(2) 入試改善調査施設について

この入試改善調査研究事業の事務担当のため本年度東京大学に付設されることになる入試改善調査施設のことに関し、これの事業費配賦予算のことならびにこの予算の各関係大学への配分方法等について事務当局より説明があった。

このことに関連して小野委員より次のとおり提言があった。

実地研究の実施に伴うコンピューター処理のことに関し委託業者と機種を選定のことについてご了承を得たい。集計処理のためのマークリーダーについてはなお検討すべき点があるので、本年は昨年とは別の機種を使用して実験してみたいと考えている。その点についてのご了承が得られれば、作業日程の関係もあり早速関係会社の方と折衝したいのでご了承頂きたい。

このことについて若干意見交換があったのち、その方向で処置することが了承された。

以上で本日の議事を終了し、次回の会議開催予定を次のとおりとして、閉会した。

- 6月21日(13:00~15:00):実施方法等調査専門委員会小委員会
" (15:00~17:00):入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会合同会議

実施方法等調査専門委員会小委員会・科目別研究専門委員会委員長合同会議議事要録

日時 昭和51年1月16日(金) 13:30~17:00
場所 文部省共済組合渋谷宿泊所(銀杏荘)
出席者 (入試改善調査委員会)
岡本委員長
(実施方法等調査専門委員会)
湊、小野、川村、丸井、永田、細川、菅各委員
(科目別研究専門委員会)
松村(国語)、勝部(代)広瀬(倫理)、林(政経)、木村(日本史)、山田(世界史)、浮田(代)水山(地理)、柘植(数学)、松村(物理)、中村(化学)、永野(生物・基礎理科)、橋本(地学)、榎井(英語)各委員長

加藤実施方法等調査専門委員会委員長が都合により欠席されたため、岡本入試改善調査委員会委員長が開会の挨拶を行い、湊委員の司会のもとに議事が進められた。

堀津東大入学主幹より配付資料(本年度実地研究の科目別平均点一覧、受験者に対するアンケート調査集計)について説明があり、これに関連して基礎理科の成績についての説明、各科目の試験時間の長短についての意見交換などがあった。

議事

初めに湊委員より次のとおり述べられた。

本日は3つの議題について協議して頂くことになっているが、これらの問題については実地研究実施当日（11月23～24日）各科目別委員長にお集まり頂いた折にその検討方を一応お願いしておいた。本年も昨年を上回る規模の実地研究を行う予定にしているので、なるべく早い機会に問題作成に取り組む必要がある。その関係からまず第2議題の「各科目における出題委員会の組織ならびに委員の構成について」から審議を始めることとしたい。

1. 各科目における出題委員会の組織ならびに委員の構成について

このことについて岡本委員長より次のような説明があった。

科目別研究専門委員会には今年度もご無理をお願いして仕事をして頂いたが、もう1年お願いしなければならぬ事情となったので、まずこの出題委員会の組織、構成の問題からご協議願うことにしたい。この仕事を来年度もお願いするについては、この共通第一次試験の実施の見通しなどについてご理解頂く必要があると思われるので、現在までの概略の状況についてご説明したい。

本入試改善調査委員会が昨年3月にまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書」について昨年夏、各国立大学の意見を求めるアンケート調査を行ったが、その結果によると国立大学の60～70%はこの共通第一次試験の調査研究を積極的に推進してよいとの意向と受取れる。なお、不賛成の意思表示も10%程度あり、その他に賛否保留のものが20%内外ある。この賛否保留のものについては、その疑問としている点について本委員会で更に検討して適切な解答を提供すれば、その半数程度は賛成に回る可能性があるものと推測される。そのような状況である

ので、本委員会としてはこのアンケート結果に基づき、「共通第一次試験を行う入試方式について、今後積極的にこの具体像を求めて調査研究を重ねるべきものと判断する」との結論に達した。本委員会のこの結論は過般（50年11月）の国大協総会でも了承されたが、その際に、もし来年度も実地研究を行うなら問題作成を担当する各科目別研究専門委員会に事前によく了解を得ておく必要がある、との発言があった。そのような次第で本日本日これについての協力方についてお諮りする次第である。

なお、この共通第一次試験に関する周囲の客観的情勢について述べると、全国の高校長会はこれに積極的賛意を表し、国立大学の入試期一本化が実施される際には同時に共通第一次試験をぜひ実施してほしいとの意向が強い。また、公立大学側からも、共通入試が実施される際には国立大学と共に公立大学も含めて実施してほしいとの申し出がある。更に私立大学側でもこの共通入試に重大な関心を示し、これを国立大学だけに限定しないようにとの意思表示が行われている。このように周囲の客観的情勢はこの共通第一次試験を実現の方向にもって行って貰いたいという空気が強い。

来年度予定している実地研究は本年度のものに比べると大分大規模のものを想定している。これは本番の際の実施の可能性を検討する上で必要な措置と思われる。このように来年度の事業は更に拡大されるということもあり、また入試センターの組織、運営の具体的検討も行わなければならないので、来年度においてはこの共通入試の調査研究に本格的に取り組むための組織として「入試改善調査施設」を設ける計画で概算要求を行った。

国大協としては本年度の調査研究の結果を3

月末までにまとめ、これを各国立大学に送って意見を求め、それを踏まえて本年6月の総会ではこの共通第一次試験の実施についてのもう少し具体的な結論を出したいと思っている。その結論と高校側の意向、公・私立大学の動向等を踏まえて文部省は実施の判断を下すことになるものと思う。

以上共通第一次試験に関する最近の状況について概略ご説明したが、いずれにしても来年度は概算要求の線にそってより精度の高い実験を行うことになるので、その点をご理解のうえ科目別研究専門委員会の組織づくりに取組んで頂きたいとお願いする次第である。

以上の説明ののち協議に入ったが、最初に来年度の实地研究の具体的目的についての質問があり、これに対し湊委員より次のとおり説明があった。

来年度さらに实地研究を行うということには、対社会的な意味と実質的な必要性との二つの理由がある。前者については、現在大学入試の改善に関して各方面でさまざまな動きがあるので、われわれとしてはこの共通第一次試験が具体化の方向に向って進行している事実を社会一般に知らせることが大事であると考え。次に実質的な必要性ということであるが、この共通第一次試験を実施するについてはまだ種々な検討課題が残されている。例えば本番で30万人を超える受験者を処理するについては相当数の人数を対象とした模擬テストを行って業務処理が円滑に行くかどうかを試してみる必要がある。それで来年度は本年度の2倍程度の15,000人くらいの規模のものを実施したいと考えている。また、共通第一次試験を実施するには各大学に協力して貰うことになるが、その場合各大学における業務運営が適切に行われないと

齟齬を来すことになる。それで来年度は約30大学を会場にしてそれらの点を実地に練習して貰うことにしている。それともう一つの問題は、採点業務のマークリーダーの精度と読取り時間についての検討を十分にやっておく必要があるということである。これについての十分な見通しがないと、共通第一次試験の具体化はむずかしい。実質的な必要性の主な点はそのようなことであるが、それと前述の対社会的な意味との両面から来年度の实地研究実施を考えているわけである。

ついで主に次のような点について意見交換があった。

- 出題委員会の組織ならびに委員の構成については、当面の来年度实地研究に対処する場合のことに本番の際のあり方に関する場合のことにとの両方の問題があるのではないか。
- 来年度の实地研究も連休を利用して実施するとなると10月10～11日両日ということになり、昨年の11月下旬の場合より大分繰り上がることになる。その点を考慮して委員会の構成を進めなければならない。
- 出題委員会の組織、構成のさしあたりの問題としては①出題委員長をどう決めるか、②出題委員会が長期に存続する場合どう考えるか、③「地理、A・Bは本年度どおり一つの委員会で担当して貰えるか、④「数学一般」も数学Iとともに一つの委員会で担当して貰えるか、⑤「基礎理科」は本年度どおりの形で差し支えないか、などのことがある。
- 数学Iと数学一般を別々に扱うことには問題があるようにも思われるので一つの委員会でよいのではないかと思う。なお、委員長を3年間続けたので委員長の交代をした方がよい

と思う。

- 出題委員会については問題を考える方と問題を解く方と二つの分野を設ける必要があるのではないか。その点から現在の出題委員は問題を批判するグループになり、新しい委員に問題を作って貰うようにしてはどうか。
- 共通第一次試験の問題作成にはコンピューター処理の関係からテクニカルな面があるので、その点を考えて委員会のメンバーを決める必要がある。委員を全部入れ替えるとテクニックの申し送りができないので、半数交代というようなことになるのではないか。
- 一定の大学で何年も続けてやると問題が固定化する。その点から2～3の大学に経験して貰うようにした方がよいのではないか。
- 現在の担当地区をご破算にして全然別地区にもって行っても差し支えないか。本番のとき出題委員の交代ということがあるので、その場合を想定して今回これの練習をしてみてもどうか。具体的な交代案を各科目別委員会から提出して貰って、この委員の交代の問題を今度の実地研究の一つの研究課題としてはどうか。
- 具体的には各科目別委員会の事情は違うと思うが、一般的な考えとしては一部残留ということになるのではないか。
- 各科目別委員会を通じて一律の方式でやる必要はない。今までの経験で交代方法を考えればよいのではないか。
- 一部交代ということに主旨があるのか、或いは一部残留ということに重点があるのか。その点を決めて貰った方が委員会内での相談がしやすい。
- 一部残留の方に重点があるのではないか。一部残留する場合、委員長校を変え委員は一部

残るということでよいか。

- 3年間続いたので来年度は科目の担当地区を変えて貰えないか。3年間やると全体として問題作成の傾向が決まってしまう。
- 問題の内容を変えることが今回の実地研究の目的なら出題委員会の構成を一新するのもよいが、そうでないなら余り実験的なことは考えない方がよいのではないか。本番のルールに乗るまでは現状を余り変えないで通してやって貰った方が結果がはっきりするのではないか。
- 科目別委員会内部で委員を変えようとしてもむずかしい点があるので、方針を指示して貰う方がやりやすい。現在の委員長は何らかの形で残ることは必要と思われる。
- ブロック別の分担にするか、全国的規模で委員会の構成を考えてもよいのか。
- 委員が各地に分散すると会議の招集がむずかしく、また旅費が嵩むことになる。
- ブロック内の方が運営しやすい。
- 2ブロックくらいにはまたがってもよいのではないか。
- 2ブロック案は賛成だが、地区が変わるとそこが中心になることにもなるので、その辺のことを考慮しておく必要がある。
- 2ブロックでやる場合、委員長の選定は現委員長と関係なく引受けた大学の方で決めるようにしてほしい。
- 委員長が交代する場合、新旧委員長がうまく合わないことやりにくいことが生ずる恐れもある。また、委員の選定は上の方で決めないと或る地区に集中するような事態も生ずる。
- 委員長は担当した大学で選定することになっている。
- いろいろなケースがあり、科目によっても事

情が異なっている。

概ね以上のような意見交換があったのち、湊委員より次のとおり述べられた。

まだお伺いする点もあると思うが、今までのところ各科目別委員会の意向として①科目別ブロックを変えてはどうか、②2ブロックで委員会を構成してはどうかなどの提案があり、また委員のメンバー・人数などについて、現在の委員が一部残る場合の比率のことなどの意見が出されたと思う。それで、それぞれの科目別委員会の構成、人数等について照会の文書をお送りするので、それについてのご意見を送って頂き、それを入試改善調査委員会の方で検討したうえ大学宛に委嘱をお願いすることにしたい。

このあと次のような意見交換があった。

- 来年度科目別委員会が仕事をする際には実地研究の問題作成だけに限ってほしい。
- 今までは調査研究ということで問題作成以外に関連した問題の研究をした。もし問題作成だけでよいというなら集中的に短期間にできる。
- 来年度の実地研究は10月10～11日になるのか。来年度は受験者数がふえ試験場もふえるが、それが出題関係に影響する点はないか。タイムスケジュールの変更ということだけでよいか。
- 10月10～11日実施ということになると試験問題の原稿は7月末までに作って貰うことになる。
- 7月末に提出ということになると委員の構成の方はどう進めるのか。
- 人選は4月1日にでも行いたい。
- 委員の選定が4月に行われても予算令達の関

係で委員会の活動開始はこれまで6月か7月になった。7月一杯に問題原稿提出ということになると委員会開催を早くしなければならぬ。

○事務的手続が早く動くように事務担当者の方で研究して貰うことにする。

最後に湊委員より、この件についてはいずれアンケートを送るのでよろしくお願ひしたい。その回答を基に検討してなるべく早く人選を決定したいのでよろしくご了承頂きたい、と述べられた。

2. 各科目の立場からみた共通第一次試験と各大学が実施する第二次試験との関連性について

——いわゆる第二次試験のガイドラインについて——

このことについて湊委員より次のとおり述べられた。

共通第一次試験の出題範囲、教科科目数、やり方等に関連し各大学が行う第二次試験も従来各大学がやっていた試験とはおのずから異なったものになってくる。それで先般行ったアンケートでもこの第二次試験の教科科目や実施方法等について各大学の意見を伺った。第二次試験のあり方については、共通第一次試験が高校における全般の基礎学力をみる試験であるので、志望学部、学科に対する適性をみる第二次試験は出題範囲を狭くし、科目を少なくするのが妥当と考えられる。しかし、科目別委員会の立場からは第二次試験についての意見や希望もあることと思うので、第二次試験における科目別試験のガイドラインについて本日ご意見を伺いたいと思う。このことはここですぐ決めることはむずかしいと思われるが、お気づきの点についてご意見をおきかせ願ひたい。

このあと次のような点について意見交換が行われた。

- その意見は今度の科目別委員会の報告書に載せるのか。
- 各科目別委員会の報告書に書いて頂いてもよいが、ここでいろいろお話を伺い、それを基に第二次試験のガイドラインの概要を本報告書に記載したいと考えている。
- 以前に既に述べた意見を出してもよいか。
- 既に出ている意見は要約的にしてほしい。
- このガイドラインについては、第二次試験に焦点をおいて第二次試験はこうあるべきだという考えを述べてほしい。
- 例えば物理、化学等については一次試験ではⅠだけ出題しているが、二次試験ではⅡを課することが必要かどうかというようなことが問題となる。理科系志望者にはⅡまで必要であるといえるかどうか。
- 今年の指導要領はおかしい点がある。化学Ⅰに入るべき有機化学のことにふれていない。しかし教科書にはこれが入っており、われわれとしては教科書に準拠して出題することになる。また、二次試験で理科のⅡを出題するかどうかについては、例えば応用化学科に入る者には化学Ⅱが必要だが、機械科や電気科に入る者は化学Ⅰでよいと思われる。
- 共通第一次試験の問題はコンピューター処理による制約があるので、その限界を補うものが二次試験には必要ということになる。なお、物理についていうとⅠとⅡは相互依存型で独立性がない。
- 社会や国語はもとより英語や数学も第一次試験では記述的な問題が出せないの、二次試験でそれらの点を試験したいということになる。そうなると二次試験の出題科目が減らな

いことになる。その辺が問題である。

- 二次試験で負担を軽減するということが出題科目数を減らすというようにとられるが、科目数を減らさずに問題量を減らし、試験時間を減らして記述的なものを出すということも考えられるのではないか。
- 高校側は二次試験の負担の軽減を問題にしている。二次試験で試験時間を短くしても出題科目が一次試験と同じということだと負担軽減にはならない。
- 二次試験で記述的な試験をやらないとマークシート方式だけの勉強をするようになって困ることになる。
- 第二次試験は学部、学科の適性をみるもので知識の量をみるものではない。それで二次試験は面接や作文などを課することでよいという基本精神がある。
- 沢山の科目を二次試験でやらなければならないのか。ある程度の学力が一次試験で分ればあとは適性判定ということでよいのではないか。全部の科目を二次試験で繰り返す必要はないのではないか。
- 世界史に関していえば、一次試験と二次試験とでは趣旨が違ってくるので、二次試験の際に文科系には必要、理科系には不必要ということではなく一律に課したいと思う。
- 英語の基礎は一次試験だけでも分るので二次試験では英作文を課するだけでよいとの意見もある。共通一次試験で何がみられるかをはっきりさせた上で二次試験のことを考える必要がある。
- 一次試験で英語のセンスは分ると思うが、今までのような試験でない駄目だとの意見もある。
- 国語は表現力、漢字能力をみればよいのか。

○国語の重点は書かせるということだが、それが一次試験では欠けている。それで二次試験では、あながち「国語」と銘うたなくてもよいが実際問題として国語の試験をして貰わないと受験生は客観テストの技術に走ってしまう。短時間であっても書かせる試験が必要と思う。

○作文は採点がむずかしいときいている。作文を課する場合には採点可能な方法を考えなければならぬ。

○課題、形式を要求しポイントを押えてやればよい。例えば状況を設定して手紙を書かせるとかすれば採点もしやすい。作文は客観的採点はできないが、状況設定をすればある程度可能と思われる。

○共通第一次試験は高校教育の正常化を趣旨としている。そうなると二次試験のあり方が問題となる。

○二次試験における「適性」というのは総合的思考力、創造的能力をみるという解釈であった。

○同じ理科系でも電気と農学では性質が違ふ。適性というのはその学科にむいているかどうかをみるという考えである。しかしそれは科目の中でやらざるを得ない。面接、作文で適性をみるといってもそこでどうこなすか。

○二次試験は適性をみるという観点から各科目別の意見がはっきり出せるであろうか。原則として二次試験で科目を減らすというフィロソフィーを定めることはむずかしい。

○二次試験で科目数を減らすと反撥がある。試験時間を短縮して科目は残すことにする方が呑みこみやすい。

○二次試験で適性をみるとはこういうことだと根拠ある線を出す必要がある。この学科には

これが要するというのではなく、一次試験でこれを見るから二次試験ではこれを見てほしいというようなことが必要と思う。それで、各科目の二次試験のあり方、適性をみることと科目との関係について各科目別委員会でレポートを書いてほしい。

○適性をみるという問題だが、例えば「政経」の場合、政経の試験問題と政経のコースに進むこととの間に関係はない。経済の立場からみると、高校での経済についての知識の寄せ集めを持っていることよりも英語や日本語の能力を持っていることの方が好ましい。経済に進学する者の適性をみるなら英語と国語の成績をみればよいということになる。

○そもそも共通第一次試験の入試方式を考えたのは、今まで入試成績と入学後の学業成績との相関がみられなかったこと、換言すれば現在の入学試験は今持っている知識を調べるだけで受験生についての将来の予見の面が欠けていたということに対する反省から生じたものである。大学に入ってよい成績をとれる者を適切に選べる方法を考えて、共通第一次試験というものを考え出したわけである。

○英語、国語の成績だけみればよいということになると高校教育を無視することになる。現在履修している科目に適した方法で選抜を行う必要がある。

○この委員会としては高校教育の正常化ということの一つの建前としている。その立場から二次試験における適性判定はどのような点を見ればよいかを考えて頂きたい。科目別委員会としては各科目の立場から二次試験のあり方についてそれぞれお考えがあると思うので、そのガイドラインを示してほしいと思うわけである。

概ね以上のような意見交換ののち岡本委員長より次のとおり述べられた。

入学試験は各大学が自主的に行うのが建前であるということから、これまでに二次試験のことには余りタッチしない方針できた。しかし、各大学の方から二次試験のあり方を示してほしいという要求も出ており、また二次試験前提での一次試験ということもあり、この二次試験のあり方ということが研究課題となった。それで、各科目の立場からみた一次試験と二次試験との関係について、今までの意見とともに新しい意見もまとめて頂きたい。それと適性判定という点からみた場合の意見も述べて頂きたい。明日、実施方法等専門委員会の小委員会でこの二次試験のガイドラインについても検討することになっているので、本日いろいろご意見を伺った次第である。

3. 教科科目の出題範囲について

このことについて次のような意見交換があった。

- 数学一般と基礎理科の扱いをどうするかの問題がある。
- 生物は生物Ⅰで十分やれる。教科書、指導要領をみるとⅡを含んでいるので、それを含めて出題する必要がある。
- 入試改善会議では入試科目を減らしてもよいのではないかとの考え方がある。それで基礎理科などははずしてもよいのではないかと考えられるが、音楽課程などでは基礎理科を履修している。それらの者に対して物理や化学を課することになると不利を蒙ることになる。基礎理科の履修者は少ないが、これを履修している者がいる以上出題科目にこれを入れる必要があると考えられる。
- 音楽課程などに対してはそれなりの補いの措

置を考える必要がある。それらの者に対して進学上の不利を与えてはならないが、そのことと数学一般を入試科目に入れなければならないということとは別問題である。数学一般は入試科目からはずした方がよい。なお、必修ということでは数学Ⅰでは範囲が狭い。数学ⅡA、ⅡBの範囲のことをやっているの、そこまでやるというのが数学の委員会の意見である。

- 社会の問題は3回も続けて問題を作っていると種ができてくるのではないか。
- 倫社についてはそのような感じがする。他の大学で担当してやれば新しい問題が作れるかもしれない。
- 同じ人がやっているとそういうことになる。
- 先般の实地研究の実施状況に関する地区試験実施委員会からの報告書によると、6つの委員会から試験時間が長過ぎるのではないかとの意見が寄せられている。第1日目の3教科6時間というのは監督者の負担が重い、また休憩時間が短くてスケジュールが過密である、などの意見があった。2日目については昼食抜きで午後1時半頃までやるのは無理だとの意見がある。なお、受験者側からも問題数が多過ぎるという声があったようである。
- 時間を短くすると出題範囲が狭くなりヤマの当たり外れという懸念が生ずる。
- 満遍なく出題するというのではなく、問題数を減らすことも検討の要がある。

以上のような意見交換があったのち岡本委員長より、長時間に亘る討議に対する謝辞と報告書の作成、实地研究の協力方についての依頼があって、本日の議事を終了した。

実施方法等調査専門委員会小委員会・科目別研究専門委員会委員長合同会議議事要録

日時 昭和51年4月30日(金) 13:00~16:00

場所 東京教育大学農学部本館第1会議室

出席者 (実施方法等調査専門委員会小委員会)

加藤委員長

湊, 小野, 川村, 丸井, 永田, 細川各委員

(科目別研究専門委員会)

今井(国語), 戸田(数学), 阿部(倫理・社会), 林(政治・経済), 佐藤(代網野, 日本史), 久村(世界史), 岩本(地理), 永野(代若林, 基礎理科), 鈴木(物理), 野村(化学), 山田(生物), 岩生(地学), 榎井(英語)各委員長

(オブザーバー)高沢(金沢大学, 日本史)

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに加藤委員長より次のとおり挨拶があった。

共通第一次試験の問題について本年度の年度初めに当たり実施方法等調査専門委員会小委員会と各科目別研究専門委員会委員長との合同会議を開催することにした。この共通第一次試験については長い間研究を重ね、ある程度結論めいたものを出す時期となった。本年度は科目別研究専門委員会の組織編成が大幅に変わり、新たに委員会を置くことになった大学が多数あるが、このような措置をした経緯については後刻ご説明する。これから暫らくの時間本年度の調査研究のことに関し検討いたしたいのでよろしく願います。

以上の挨拶ののち各委員の自己紹介が行われた。

ついで加藤委員長よりこの入試改善調査研究の経過について次のとおり説明があった。

この国立大学入試改善調査研究は国立大学協会で行っているもので、これの研究主体は入試改善調査委員会である。この入試改善調査委員会を中心とする調査研究は48年度から始まり、その年と翌49年度の2年間は国大協が文部省より調査費の交付を受け委託研究の形で行われてきた。しかし、この調査研究が進むにつれ、その仕事の規模も増大し調査内容も複雑となってきたため、50年度からはこの事業の庶務、会計面の事務的な業務は東京大学の入学主幹室が担当することになり、その事業経費も国立学校特別会計から配賦を受けるようになった。そして、本年度においては、その事業がさらに拡大されるため、その事務を担当するプロパーの事務組織が必要となり、東京大学に「入試改善調査施設」が付設されることになり、ここで全般的な事務を処理することになった。しかし、この入試改善の調査研究自体は国大協の仕事であり、入試改善調査委員会が総括的主体となって行われるものである。

次にこの調査研究のうち標準問題の作成や問題の妥当性についての分析、研究を担当する科目別研究専門委員会(以下略して「科目別委員会」という)が本年度全面的に更新された経緯についてご説明したい。この国立大学入試改善調査研究の一環として、48年から50年までの3カ年、毎年「試験問題実地研究」というものを行い、共通第一次試験の実施方法、標準問題作成、コンピューター処理等についての調査研究を行ってきた。この実地研究に使用する試験問題は科目別委員会に作成して頂いたが、これまで同じ委員会が3年間これを担当してきた。しかし、いま調査研究しているこの共通第一次試験が実施されるということになると、同じ委員会にいつまでもその負担をかけることはできな

い。また、同じ委員会が続けてやっていると、傾向の固定化という問題も生じてくる。それで、この共通第一次試験が実施されるようになった際には、科目別委員会は2年毎くらいに半数交代するのが適当であろうというように考えている。そのようなことから今回、すでに3年間調査研究を継続されてきた科目別委員会を全面的に更新し、委員会設置大学を変更することにした。ただし「基礎理科」と「政治・経済」と「英語」の3委員会については、本年度も継続して同じ大学で担当して貰うことにした。これは、基礎理科は本年で2年目であり、政治・経済は東京大学担当になってから3年目（その間に委員長の交代もあった）であるため継続してお願いしたわけである。また、英語については本年で4年目であるが、委員の構成を大幅に変えることにして本年もお願いすることにした次第である。以上の3委員会以外の委員会は今回全部交代になり、別紙に示してあるような結果となった。

この科目別委員会の組織編成は、委員長を出す大学に委員会が設置されることになっており、今回新たにお引受け頂く大学に対しては過般私から電話連絡で各関係学長に受諾方を依頼し承諾を得た。なお、今回大多数の委員会が変更になったが、変更の際に委員会の構成員が全面的に入れ替わるとこれまでの研究とのつながりが断たれることになるので、前期の委員が少なくとも3名くらい（前委員長、コンピューター委員、その他の委員1～2名）残留するように考慮した。以上のようなことで各委員長のもとで委員会を組織するようお願いした次第である。これから試験問題実地研究に出題する試験問題の作成等のことについてご相談したいのでよろしくお願いしたい。

ついで事務局より配付資料の説明があったのち議事に入った。

議 事

昭和51年度実地研究の試験問題について

まず配付資料の2「昭和51年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書」の朗読があり、ついで湊委員より次のとおり説明があった。

この資料2は本年度の入試改善調査研究の全体的実施計画について述べたもので、科目別委員会に特に関係の深い事項は2「標準問題の作成等に関する調査研究」、3「試験問題実地研究調査」、4「報告書の作成等」などの個所である。この実施事業計画書の冒頭に掲げてある「調査研究の重点」については、大体従来どおりで特に新規なものはない。

次に科目別委員会に特に関係のある上述の事項について少し詳しくご説明したい。この実施計画書の「実施計画」の部分の2に「標準問題の作成等に関する調査研究」という項目があるが、ここに記されているように科目別委員会では、高校のカリキュラムに則し5教科16科目について標準問題の作成等の調査研究を行い、この作成された問題を実地研究の際に出題することになっている。なお、この科目別委員会の組織編成については、先程、加藤委員長からも説明があったように、特定大学に委員会の設置方をお願いし、その大学から委員長を選出して頂き、委員長のもとにおいて委員会のメンバーを選定して頂くことにしている。それで委員長各位にはまず委員会委員の選定を進めて頂き、その結果を事務局の方にご報告頂きたい。報告の期限については追ってお知らせする。なお、科目別委員会の委員の委嘱は国大協の入試改善調査委員会の委員長が行うことになっているのでご承知頂きたい。

このことに関し堀津東大入学主幹より次のような補足的説明があった。

科目別委員会の設置を関係大学長にお願いしたが、すでに委員の選定が終った委員会もある。本年度は試験問題実地研究の実施時期が昨年より大分繰り上がっているため、科目別委員会の作業を早く開始して問題作成にかかって貰う必要がある。それで委員会の結成は一応5月10日頃、遅くとも5月15日頃までにして頂きたいと思う。それ以上遅れるとあとの計画に支障を来すことが懸念されるのでよろしくご配慮をお願いしたい。

これに対し次のような意見が述べられた。

すでにこの仕事を経験している大学はよいが、初めてこれを引受けた所はその作業の進め方が分からないので、本日話を伺ったうえ5月の連休明けから委員選定の交渉にかかろうと予定していた。特に「世界史」の場合には担当分野の振り分けのことがあり、5月10日までに委員の選定をすることはむずかしい。

この発言に対し湊委員より、各科目別委員会のご意向は後刻伺うことにし、先程の科目別委員会に関する説明を続けたい、と述べられ、次のとおり説明があった。

先程も述べたように標準問題の作成は、高校の新教育課程に基づき5教科16科目について行うことになっている。受験生はこの中から5教科7科目ないし8科目(理科の「基礎理科」を受験する者は7科目)を受験することになっている。この受験科目の内容は、「国語」は現代国語と古典I甲の2科目出題で2科目受験、「社会」は6科目出題で2科目選択(ただし地理Aと地理Bの両方を選択することはできない)。「数学」は数学一般と数学Iの2科目出題で1科目選択(ただし数学一般を受験する者は

高校でこの科目を履修した者に限る)。「理科」は5科目出題で2科目選択(ただし基礎理科を受験する者は高校でこの科目を履修した者に限る。また基礎理科の受験者はこの1科目だけでよい)。「外国語」は英語B1科目の出題である(本番の際には独語、仏語も加え3科目出題1科目選択となる)。

なお、この試験問題の作成に当たる各科目別委員会はそれぞれ1科目を担当する建前であるが「国語」と「数学」と「地理」の各委員会はそれぞれ2科目担当となっている。各科目別委員会は約10人の委員をもって構成されるが、上述の国語、数学、地理の3委員会は2科目担当の関係で若干人数が上回る。また「世界史」も内容が多岐に亘るので同様に10人以上となる。なお、委員の選定に当たっては前年度の委員の中より少なくとも3名(前委員長、コンピューター委員、その他の委員1~2名)を加えるよう配慮して頂きたい。これは、この共通第一次試験がマークシート方式で行われるので、いろいろテクニカルな問題があるため、この点について経験のある前期委員を若干加えた方が研究上便利と考えたからである。そのほか、委員の選定に当たっては、同一ブロックないし近接ブロックの範囲の方をお願いした方が委員会の運営がやりやすいと思われるが、科目の内容が多岐に亘り近在の大学からだけでは適任者を集めにくい場合とか、あるいは余人をもって代えがたい人が他地区にいるという場合には、遠隔地から委員を選定しても差支えない。

なお、この科目別委員会については、全科目共通の基本方針を検討し、科目間の調整等(標準問題の形式、内容、難易度等について)を行うため科目別委員長連絡会議が設けられている。また、「社会」や「理科」については、教

科内各科目間の試験問題の内容、程度等についての調整の要があるので、適宜科目間相互の連絡会議を持つ必要があると考えている。前述の科目別委員長連絡会議は13委員会の各委員長にお集まり頂くわけであるが、多くの場合、この会議には実施方法等調査専門委員会小委員会のメンバーやコンピューター専門委員会小委員会のメンバーが参加し、相互の連携を図るようにしている。

科目別委員会の組織や仕事については概略以上のとおりであるが、次にこれの作業日程に関することについてご説明したい。これについては資料3「昭和51年度試験問題実地研究実施計画」に詳しく記載されており、後刻さらにご説明するが、10月10～11日両日に実施される試験問題実地研究に用いる試験問題の作成とその試験問題の採点基準を決定することが科目別委員会として一番重要な仕事である。なお、この共通第一次試験は多数の受験生を対象とするためコンピューター処理によらなければならない。従って客観的テスト方式によらざるを得ない。それでこれの技術面の研究（問題、マークシートの形式等）ということが重要な課題となる。それで各科目別委員会より各1名のコンピューター委員が出て、コンピューターの専門家5人の方々とともにコンピューター専門委員会を組織し、研究を行うことにしている。

前述した試験問題実地研究は、本年度は48大学を試験場にして約12,000人の高校3年生を対象に行われる。期日は10月10～11日の両日であるが、この当日は各科目別委員会の委員長とコンピューター委員は試験時のトラブル（問題ミス等）処理のため、実地研究中央実施本部等に、待機して貰うことになる。

次にこの調査研究の結果を報告書にまとめる

仕事があるが、これは来年3月に刊行の予定であり、原稿提出は来年1月末頃になると思うのでよろしくお含み願いたい。

以上が資料2に記載されている本年度の入試改善調査研究実施事業計画のうち科目別委員会に関する事項の概要である。

以上の説明ののち資料3「昭和51年度試験問題実地研究実施計画」の朗読があり、ついで湊委員より次のとおり補足説明があった。

この資料の最後に「試験問題実地研究の日程」が掲載されているが、大体このようなスケジュールで作業が進められることになる。このうち科目別委員会に特に関係のある事項は、7、13、15、23などであるが、特に7の「試験問題・マークシートの原稿作成送達」が7月末期限になっている点にご留意頂きたい。この関係から科目別委員会の結成期限を逆算して考えて頂かなければならない。

ついで事務局より次のような提言があった。

科目別委員会の結成期限は、関係大学に対する予算配賦（6月1日付配賦）の関係もあり、またコンピューター専門委員会を5月19日頃開催するとの話もあるので、できるだけ5月15日までにしてほしい。もし、それまでに委員個々の氏名が分らなければ所属大学名だけでもよいから知らせて頂きたい。

以上のような説明が行われたあと次のような意見交換が行われた。

○前年度の委員を3名程度入れて委員会の編成をしてほしいとのことであるが、前期の委員長は遠隔地に在住しているので会議参加の旅費が相当かかると思う。その予算を配慮して貰えるのか。その点がはっきりしないと委員

- を決定することができない。
- 新しい委員は近接の所から選ぶようにしてほしいが、前期の委員を委嘱する場合は遠隔地であっても止むを得ない。
 - 委員の委嘱については科目別委員会の委員長が選定することになっているが、各国立大学の方にはその点の話が取りつけてあるのか。
 - 委員の委嘱については大学を通して頼む場合と個別的に頼む場合とあるが、どちらでもやりやすい方法でよい。
 - 最初に個別に了解をとった方がよいと思っている。それで時間がかかることになる。「世界史」の場合にはおのおの専門分野が違うので、一つ予定が崩れると代りの人を見つけるのに時間がかかる。候補者は決まっても必ず引受けてくれるかどうか分からないので時間がかかる。
 - 要は7月31日に試験問題作成が間に合うかどうかということである。
 - 5月19日にコンピューター専門委員会を開くとのことだが、科目別委員会から出すコンピューター委員は前期の委員ということに決まっているのではないか。
 - 本年度のコンピューター委員は新しい人を選ぶことになる。前期のコンピューター委員が入るのは前年度の調査研究との連携を保つために入って貰うわけである。
 - 委員の任期はどうなっているか。
 - 1年間の任期となっている。
 - 6月1日発令に間に合うようにするには委員の推せんをギリギリいつまでにすればよいか。
 - 委員の所属大学が決らないと予算配賦ができず、これが遅れると計画全体にズレが生ずるので5月20日までに委員名簿を提出してほしい。
 - い。止むを得ない場合には委員の所属大学名だけでも知らせてほしい。
 - 委員の選定は趣旨としては近接ブロックから選ぶということか。
 - 委員は大学から自主的に選ばれるような形の方が将来のあり方としては好ましいと思われる。
 - 下交渉は必要だが、学長の方から推せんされる形がよいように思われる。
 - 「試験問題・マークシートの本稿作成送達」とあるが「送達」とはどのような方法で行うのか。
 - 科目別委員会のコンピューター委員が持参して届けることになっている。
 - 「採点基準の送達」は郵送でよいか。
 - これも科目別委員会のコンピューター委員が持参する。
 - 各科目の出題の内容は文部省の指導要領に則して作っているのか。「国語」についていうと、指導要領では現代国語は7単位で古典Ⅰ甲は2単位であるが、前年度の「国語」の科目別委員会作成の試験問題では、現代国語と古典Ⅰ甲の割合が3：4となっている。前期の「国語」の科目別委員会の話では、現在は標準問題作成の技術的研究を主眼としているので、配点は指導要領に則さなくてもよいというようにきいている。しかし、指導要領を無視して出題することは問題があると思われる。国大協としては指導要領にどこまで縛られるのか。
 - 出題の内容、内訳の比率については、各科目の内容が複雑なので各科目別委員会に一任した。希望としては、配点の点は別として、内容的には高校のカリキュラムの範囲を越えないようにしてほしい。

- 「国語」のこれまでの出題では、内容としても古典Ⅰ乙が出ている。Ⅰ甲の範囲では無理なので意識的にⅠ乙からも出題しているように思われる。国大協として、出題委員の自由裁量にまかせた結果、社会的問題となった場合それでよいのか。
- 調査研究報告書の「共通第一次試験における試験教科・科目及び代替科目について」の項に記載されているように、「国語」の場合古典Ⅰ甲としたのは普通高校、職業高校を含め必修の範囲内という原則に立ってそのように指定したのである。
- 古典Ⅰ甲の範囲内では生文は出してはいけないことになっている。それよりも気になるのは、現代国語と古典甲との出題の割合のことである。現在は技術研究の段階であるが、ある程度本番の場合を意識する必要があるかどうか。
- 国大協としては古典Ⅰ甲の範囲内と了解していた。
- 共通第一次試験は高校教育の正常化を意図しているので、現代国語と古文との出題の配分のこともこの正常化の寄与に反しないなら、その割合にそうこだわらなくてもよいのではないか。
- 科目別委員会の中で協議し、逸脱のないように配慮してほしい。
- 「英語」のヒヤリングについては放送機器その他の条件の均一を図ることがむずかしいのではないか。
- 放送機器はいろいろ使われているが、テストを行ってから実施しており、これまでその問題はなかった。
- 委員の人数のことであるが、「世界史」は分野が広いので若干人数をふやして差支えないか。
- 差支えない。
- 試験時間は1教科2時間に統一されているが90分にしても差支えないか。
- これまでは理想的な問題を出題することに重点を置いたので、時間の点については特に注文をつけなかった。実際には多少時間が長すぎるという感じのものもあるようである。
- 「社会」の場合は2科目選択だが科目毎に試験時間を決めてよいか。
- 2科目選択の「社会」や「理科」の場合には、全科目とも試験時間を統一しなければならない。
- 同一教科内各科目間の試験問題の難易の調節はどうするか。
- 野放しというわけにはいかない。
- 試験結果をみてから調節するわけにもいかないので、予め検討し合う必要がある。
- 試験結果の点数も余りあてにはならない。地区的にも随分まちまちになっている。
- 浪人にも不利にならないよう出題の配慮をするのか。
- 高校3年生を対象に考えればよい。
- 試験問題の校正の予定と方法はどうなっているか。
- 昨年は初校は各科目別委員長宛に郵送した。これを受取ったあと科目別委員会で10日ないし2週間くらいの間に校正し、これを送り返して貰った。再校は科目別委員会から担当者に出張して頂いて校正を行い、必要な場合はその日のうちに三校、四校までとって賚了にする。この出張校正の場合、昨年は1人に来て貰ったが1人では無理とも考えている。
- 校正のスケジュールを予め送っておいた方がよい。

- コンピューター専門委員会は5月19日に開催するのか。
- 期日についてはもう少し検討して決めたい。
- 科目別委員会のコンピューター委員は前年度の人と変えない方がよいか。
- 変えた方がよい。同じ人がいつまでもやるのは好ましくない。
- これまでの事情が分っている人でないとよく理解できないのではないか。
- 最初のコンピューター委員会には新旧2人の委員が出席した方がよいかもしれない。あるいは旧委員が出席して、帰ってからその結果を説明するという方法も考えられる。
- 旧委員に今年もやって貰って来年度担当する人に要領をおぼえて貰うということも考えてみた。委員のローテーションのあり方を事務局の方で検討して貰えるとよい。
- 「試験問題・マークシートの分封」は今後も各試験場大学の方でやるのか。本番で大量に処理しなければならない場合でもその方法でやることを考えているのか。
- 大量になれば入試センターで一括処理するのは大変な仕事になる。各試験場大学でやらざるを得ない。
- 1大学で1万～2万の数を処理するとなると、そのための要員、場所、時間等について考慮しておかなければならない。
- 実地研究の試験場大学は前年と同じ大学でなく変えた方がよいのではないか。
- 変えることを原則としてこのように定めた。
- 今後高校の校舎を試験場に利用する場合もあると思うが、1試験室当りの人数を規定する必要があるか。
- 50人単位を基準にしてそれに対応して種々計画を立てている（例えば試験監督は50人に対

して2人というように)。高校の校舎を使用している例はこれまでもある。地域毎にそれぞれ事情に応じ対応して貰えばよい。

- 委員の任期のことだが来年はどうなるか。
- それについては何ともいえない。今までも1年毎であったが、その時になって継続ということになった。今のところ来年も続くかどうかははっきりしない。
- 本番の時の科目別委員会の委員長、委員の選出方式はどうなるのか。ブロック別ということ予想しているのか。
- 順ぐりにやるのがよいとの意見もある。
- 本番の時は科目別委員会の委員は前年中に決っていないと間に合わないのではないか。
- そのとおりである。本番の時にはそうなると思う。現在とは形態が変わってくると思う。
- 試験問題の予備問題はこれまで作成したか、本年はどうするのか。
- 今まで作ったことはなく、本年も作成を考えていない。しかし、本番の際には必要ではないかと考えている。
- 科目別委員会の委員の任期は1年間とのことだが、来年も継続される可能性もあるようである。その際、メンバーは何人か変わっても差支えないか。
- それは差支えない。
- 今までは何となしに継続してお願いしてきたが、今回半舷上陸という交代の方針を決めた。
- 「社会」の場合は出題にある種の傾向が出てくる懸念があるので、委員選定の段階でその点のことを心配している。
- 科目別委員会をブロック別に編成することになっているが、ブロック内にはいろいろな大学がある。それらの大学から満遍なく委員を

選ぶのか、ある程度偏ってもよいのか。

- 要はチームワークがとりやすいようにすることが大事なので偏っても差支えない。しかし、余り固定してもいけないので両面を見合せて考えて頂きたい。
- 私立大学関係から委員を入れないのか。
- この共通第一次試験の研究は国立大学の入試改善についての調査研究なので、国立大学関係者だけでやっている。しかし、大学入試の改善の問題なので、公立大学の方からは、これが実施される時には参加したいという希望も出されており、また私立大学の方でも一部に関心が持たれている。なお、科目別委員会のローテーションの方法については、各科目別委員会での研究課題とも考えられるのでご検討をお願いしたい。
- 今まで実地研究に動員された受験生はハイクラスの生徒ではないかとの話もあるがどうか。
- 調査研究に協力して貰うという立場上こちらから受験者をランダムに選定してくれとは言えないので、地域によって選定方法はまちまちで受験者の質が平均してない面がある。
- 昨年は余り偏らないよう高校側に対し若干注文をつけてお願いした。
- 次回の会議はいつ頃になるか。
- 目下特に予定していない。
- 「社会」や「理科」の科目間相互の調整の打合せは何回くらい見込めるか。
- 適宜考えてこちらに連絡のうえやって頂きたい。

概ね以上のような意見交換があったのち委員長より次のとおり挨拶があり、閉会した。

長時間ご審議頂き感謝に堪えない。ご迷惑な

がらよろしくご協力をお願いする。来る5月19日頃にコンピューター専門委員会が開かれる予定であるので、それまでに委員の構成についてご連絡頂きたい。なお、この入試改善の調査研究については各国立大学に種々お世話になるので、協力分担方について会長より各国立大学長宛依頼状を送ることにしているのでよろしくご了承頂きたい。

特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和51年1月14日(水) 14:30~17:00
場所 国立教育会館第1会議室
出席者 林議長、渡辺、相磯、岡本、飯島各委員
岩田、手塚、丁子各専門委員
(文部省)
岩間、佐野、木田、清水、井内、宮地各委員
犬丸、吉田各審議官
大崎、前畑各専門委員、他数名

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のことが述べられた。

本日は、過般決定された昭和51年度予算案について、文部省からご説明を願い、この予算案ならびに関連する諸問題についてご協議をお願いするためご参集をお願いした。

なお、今回の来年度予算の政府案の決定にあたっては、例年になく厳しい財政難の下で、格別のご配慮をいただいた文部省のご努力に対し、最初にお礼を申しあげたい。

以上の挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 昭和51年度予算案について

初めに佐野委員から次のことが述べられた。

51年度予算編成に当たって特に強く意識したことは、国立大学の予算が国立大学だけの独立した予算ということではなく、国・公・私立を

通ずる大学全体の中における国立大学の特別会計予算ということであった。そのような状況の中であって、学年進行には対応しなければならず、また国大協の要望には応えるべく折衝を積重ねたのであるが、例年にみられない厳しい国家財政であった。

なお、授業料問題については、育英奨学金、授業料免除あるいは学生当積算校費の増額と一体として推進する方向で強く折衝した。授業料改訂の内容については学生部関係会議および事務局長会議において詳細な説明を行ったが、相対的には授業料改訂額を上廻る結果をみることができたといえる。

予算のそれぞれの内容については、各担当の方から説明することにするのでよろしく願う。

つづいて、まず宮地委員から資料〈昭和51年度予算の概要について〉ならびに〈昭和51年度国立学校特別会計総表〉を基にして、苦しい国家予算編成ではあったが、文教予算にウエイトを置いた予算編成であったといえよう、と前置きしながら文部省予算の大綱につき説明があった。

次に、大学局関係の予算について、吉田審議官から資料〈昭和51年度予算案重点事項〉および〈昭和51年度国立大学学生増募予定数〉を基にして、重点施策の項目のうち、主要な事項を挙げながら、その概要の説明があった。

ついで、大崎専門委員から資料〈国立学校特別会計教職員定員増加状況〉により、次のような説明があった。

昭和51年度の国立学校特別会計教職員定員増加は、学年進行による増、純新規の増の合計から、第三次定員削減による減を差引き2,278の増になった。これを昨年に比較してみれば310

数名の増加という結果になる。

なお、特別教育研究経費は、この特会協議会において熱心に論議された趣旨をふまえて、極力折衝が行われたところ、当り校費の外に国立学校特別会計特有のものとして、新たに相当額を確保された予算である。その執行の内容については国大協の意見も伺いながらこれから検討を進めることにしたい。

次に、国際学術局関係の予算について、犬丸審議官から資料〈昭和51年度予算(案)重点事項〉を基に、主な事項を挙げながらその概要の説明があった。

ついで、岩間委員から51年度予算編成に当たっては、これまでにない困難な事態があったが、文部省としては緊密な連携をとりながら総力をあげて努力した。部分的には不満足なところもあるが、文教予算全体としては格好のとれた予算をまとめることができたと思う。ご協議をよろしく願いたい。と挨拶があった。

以上のような説明と挨拶に続いて、概ね次のような事柄について質疑が交わされた。

○特別教育研究経費——この経費の対象については、各大学のプロジェクトの検討ができた段階で協議することになるが、永続的な事業はこの経費の性格から親しみにくい。しかし、臨時的な事業であれば単年度に限定されるものではなかろう。

○なるべく早い時期に、この予算配分の一応の準則を決めて各大学に通知し、新年度に入れば十分な執行ができるように準備を進めたい。

○定員増——学年進行・純新規併せてかなりの定員増が確保された。ところで、52年度には三つの医科大学の附属病院が開設されること

になるであろうし、一方では定員削減が大詰
めになる。これらのことを展望した場合に、
52年度の定員増の見通しはどのようなこと
になるか。

○総定員法上の定員の総枠と現定員との隙間は
約2,000というところまで縮まった。これに
52年度の削減を併せて考えると極めて困難な
事態になる。

○国際主幹——大学の事務局にある渉外担当の
係と学生部の留学生の係の双方に関係がある
ことであるので、現実には各大学の考えによ
ることになる。大学として教官・学生の出
入りが組織的に把握できるように活用されたい。

○教官待遇改善——人材確保法の実施にともな
って義務教育の教師の給与と大学の教官の給
与に逆転現象が起きている。これは、いずれ
人事院の勧告をまっして是正されなければなら
ない問題である。

○大学院の新設——お茶の水女子大学と静岡大
学に新たに後期3年のみの博士課程大学院が
設置された。今後は大学院問題懇談会の審議
の結論を見たいので、特にユニークな計画が
大学にあれば新設を考へることになる。

○予算の節約——51年度は赤字国債との関連か
ら補正予算を組まない方針で進んできたの
で、現時点では予算の節減はないものと考え
ている。しかし、万一の事態に備えて、用心
しながら経理を進めることが望ましい。
以上をもって質疑を終り閉会した。

就職問題懇談会議事要旨

日 時 昭和51年1月23日(金) 13:30~15:00
場 所 国立教育会館第1特別会議室
出席者 大学8団体、高専3団体(公立大学協会、

私立大学懇話会、国立短大協会、私立高
専協会欠席)
(文部省) 十文字学生課長、清見課長補佐

議 題

昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務 開始時期等について

初めに文部省十文字学生課長より次のとおり
挨拶があった。

昨年12月23日のこの懇談会で、その前日に開
かれた中央雇用対策協議会において決定された
就職時期に関する決議を基にその対策について
協議し、各大学団体等の意向にそってさらに調
整の努力をすることをお約束した。それで年明
け早々に調整工作にかかり、大学の意向を汲み
入れた協定ができるよう企業側に折衝してほし
い旨労働省に依頼した。しかし、労働省のあ
げん努力にも拘らず企業サイドの10—11月の
線は変えることはできなかった。私としては有
効な働きをしたいとさらに努力をしたが、微力
のため調整不能という事態となったがこれ以上
決定が延びると種々問題が出てきて混乱を生ず
る心配がある。それで、この時点で中央雇用対
策協議会決議の10—11月の線で意思統一して、
関係者一致して51年度協定を守る姿勢をでき
るだけ早くつくりたいと思い、本日お集り頂いた
次第である。

私がさらに調整の努力をしたいと思ったの
は、一つには50年度の就職の状況をみる必要も
あったからである。お手許に配付した資料は12
月末現在の就職決定(内定)状況をサンプリ
ング調査で調べたものである。それによると約6
割の者が12月末で就職決定をしている。その結
果は従来と比べそう落込みはないものとみられ
る。そのようなこともあり、51年度については
取敢えず10—11月の線で行くことにし、52年度

については中学、高校も含めて全体的にこの就職事務開始時期について再検討することとした。この点は企業側においても確認している。そのような次第で51年度については中央雇用対策協議会の方針に協力するという事で大学側の申合せをしたいと思う。その申合せの案文をお手許に配付したが、これの検討は後刻お願いする。微力のため大学側の期待にそい得ない結果となったが、中央雇用対策協議会に対しては今年のように一方的に決めることをせず大学側の意見を十分汲み上げるよう要請したいと考えている。

以上の挨拶ののち文部省係官から配付資料についての説明があり、ついで各大学・高専団体より51年度の申合せの考え方についてそれぞれ次のような意見が述べられた。

国立大学協会 この問題について文部省がいろいろ配慮されたことについて感謝の意を表する。ただ、文部省の努力にも拘らず中央雇用対策協議会（雇対協）の方で調整の余地がなかったというのはどういう点にあったのかその事情を伺いたい。（このことについて学生課長より次のような説明があった。①企業側としては選考開始時期が遅い方が採用計画が立てやすいこと。②大学側が希望している10月1日選考開始だと高卒者の選考と重なるということ。③文部省が考えた調整案の10月15日選考開始については、月の途中だと中途半端で決定しにくいということ。）

51年度の申合せについては、これは大学側だけのことでなく相手があることなので同調せざるを得ないと考える。ただ、52年度について再検討する際には、予め大学側との意思疎通を図り、十分な理解の上に立って最終的申合せをすることができるよう配慮を願いたい。

私立大学連盟 たまたま当連盟の会議をもったのでこの就職時期の問題について経過説明をし、雇対協の決議の対処の仕方についても協議した。当連盟としては、51年度のことについては文部省に一任したので、最終的にはこの懇談会での決定に従う態度である。ただ、上述の会議での討議の過程で、52年度以降の協定の取り組み方として次のような意見があったのでご紹介しておく。①大学側の意向を十分に取り入れるようにしてほしいこと、②そのため昨年12月2日に開催した企業側との懇談会のようなものを作るべく早目に、しかも数多く開催し内容充実したものにしてほしいこと、③51年度の協定は暫定的ということだが、この就職時期の協定については企業の都合や社会情勢等によって左右されない半恒久的なものを作るようにしてほしいこと。以上のような意見があったが、この3点を大学8団体又は文部省の名において企業側に伝えた方がよいと思う。これは別に今年の協定を呑むための条件ではなく今後のことのための希望である。

なお、これは就職時期の直接の問題ではないが、雇対協の決議に添付されている参考事項中の「求人のための行為」についての規定は、これをこのようにはっきり書かれると大学と企業との接触がやりにくくなる。この点について従来大学の自主性ということで適当にやってきたが、この点をよく検討して合理的なものとし、各大学が同一歩調をとれるようにした方がよいと思う。

私立大学協会 結論としては文部省の考えている申合せに同意する。ただし、52年度の協定については、企業側と大学団体側との会合を今年の夏休み前に開くようにしてほしい。もう一つは企業側への要望であるが、去年9月の求人

活動の期間中に採用内定が相当あったがこのよう
なことはやめてほしい。今度の51年度の協定
では選考開始は11月1日とはっきりしているの
で、10月中に採用内定がないよう企業側は厳守
してほしい。これはこの協定を呑むための条件
ではなく要望である。

公立短大協会 当協定としてはこの協定案に
同意する。ただ一言したいのは、この就職時期
の問題については企業側が景気の動向によって
これを左右するようなことのないようにしてほ
しいことである。企業側のご都合主義で決め
ないで大学とのコンセンサスをつくって決定す
るよう希望する。

私立短大協会 結論としては今回の申合せを
了承する。ただ、この就職時期を景気の動向で
左右することのないよう希望する。短大は高卒
の採用と密接な関係があるので、就職時期を動
かされるといろいろ影響がある。企業側の都合
で変えることのないよう要請してほしい。な
お、この申合せの原案の表現は雇対協の決議に
追随しているみたいに感じられるのでその辺検
討してほしい。

国立高専協会 特に意見はない。この問題は
相手側があることなので、相手側の意向が決ま
ってしまえば仕方のないことである。

公立高専協会 一旦決まったら、その内容を
全部が協調して守るようにしてほしい。

私立高専協会：電話連絡 文部省の努力を感謝
する。当協会としては本日の会議の大勢に従う。

公立大学協会：電話連絡 当協会のアンケート
調査の結果、公大協としては9—10月の線でま
とめてほしいが、本日の懇談会で10—11月とい
うことに決まればそれに従う。なお、企業側
に対し協定を守り混乱を来すことのないよう文
部省は指導してほしい。

51年度の協定について各大学・高専団体より
概ね以上のような意見が述べられ、文部省側が
提案した10—11月の線が了承されたので、文部
省側が作成した申合せ（案）の検討に入り、ま
ず係官から原案作成の趣旨について次のような
説明が行われた。

従来大学8団体の申合せは、大学側の責任に
おいて実行に努めるという趣旨のものであった
が、その協定の内容において中央雇用対策協
会の決議とはズレがあった。それで今後は大学
側、企業側両者が事前に協議し、一致をみた
ところで同一時期に定めて相協力してやって行
こうということを基本線としてこの原案を作
った。ただ形式上は従来のように大学8団体は8
団体として、高専3団体は3団体としてそれぞ
れ別個に出すこととした。

以上の説明ののち案文の検討に入り、種々意
見の交換があり、その意見に基づいて若干の修
正が加えられ、文章の整理は文部省一任とい
うことになった。なお、その際、雇対協の決
議の参考事項に掲げられている「求人ための行
為」の規定はこのままでは大学側の実情にそ
わない点があるので、そのことを文部省から
労働省に伝え善処されるようにとの強い要
望が出された。これに対し学生課長より、
企業側と学生との接触は求人活動開始の
10月1日以降とするが、大学が事前の準備
のため10月1日以前に企業側と接触をも
つことは差支えないことなので、その趣
旨を労働省側に伝えることにする旨の
答弁があった。

以上で「51年度大学卒業予定者のための
就職事務に関する申合せ」についての協議を
終り、最後に文部省側より次のとおり述べ
られた。

この「申合せ」の文章は文部省一任とされ

が趣旨はご了承頂いたので、本日付の申合せと
いうことにしたい。文章を整理のうえ持ち回りで
各団体の印を貰うことにするのでご了承頂きたい。
51年度の協定については大学側の意向を

十分反映することができず残念であったが、52
年度については大学側の意見を十分にきいて貰
い、皆で守れるような協定を作りたいと思うの
でよろしく願いたい。

窓

珍 品 奇 品

国大協の雑誌に書けとの話だから、大学改革論か、大学本質論かをやらねばならぬかときお
い込んだら、かつて出版した「珍品奇品」の話でもよいからなるべく軽いものをとの但書に少
少気抜けがした。

実はすゝめられて、2年程前に「世界の珍品奇品ドクトル探訪記」(1,200円)を上梓したの
が話の種になったらしい。

12, 3年も前になるが、在外研究員として出かけることが急に決まって、何の用意も出来な
いまゝの出発で、実のところ、何処かえ行って小便して来いとの意味に解された。

そこで、頂いた旅費以外には絶対に手出ししまい、自分自身のためになるべく多数の土産品
を持ち帰りたいとの信条で出かけた。

要するに「ただ」か「安い」品、それも土産ともなれば、その土地の特異性をもつもの、「自
分自身」と但書をつけると旅の思い出につながるもの、2つ以上の必要はない、隠していても
よいなどの条件がつく。

毎日いたる処で必ず使用するトイレトペーパーは以上の条件を満たしている。3カ月の旅
ともなれば100枚ぐらいにはなる。WCに入って一寸注意すれば全国各地で、いろいろな民族
人種の、特色のある色彩豊かな秘密の毛が落ちているだろう。これもお土産候補にあげ得る。

昨日は東、今日は西と歩いていけば、靴にはその地の砂がつくにちがいない。これも特異の
土産になるにちがいない。雪の降る土地もあるだろう。肌を焼く熱風の国もあるだろうが、す
べて人の住んでいる処であれば、道辺には1本や2本の小さな草が可愛い花を笑わせているに
ちがいない。週刊紙にはさんで居れば帰国の時には押花になっているはず、これも私の土産に
はなる。最も必要なことは何月何日、何国の何処と記録を残しておくことである。「ただ」の
土産ばかり集めていけば、文部省の旅費に残りが出来ては申し訳ないから、アムステルダムあ
たりで10カラット位のダイヤでも買ってやろう。

私流の条件がそろったところでトランクの容量もあることだし、別送運賃を払うのは勿体な
いし、実際は持って帰れる小物となる。家への便りは絵ハガキに限り、切手はなるべく低額の
ものを多種類使用して、帰って剝がせばこれも土産。

こんな心構えで旅立ったが、実行出来たものと出来なかったものが出て来た。私の珍品奇品
はこうしてスタートした。その後いろいろな物が国の内外から集まった。大きいのは南氷洋
のナガスクジラの雌雄の珍品、小さいものはサハラ砂漠の砂、曲ったものはキリンのペニス、
不思議なものは人魚の雄の珍物、罷の珍骨、美しいものはアマゾンの小鳥。その数すべて千点。
自分の足で集めたもの。国大協で博物館でも造ってもらわねば狭い我家に納まらなくなった。

(元熊本大学教授・日本学術会議会員 岡村一郎)

諸 会 合

(51年1月～4月)

- | | | |
|----------|--------|---|
| 1. 14(水) | 14時30分 | 特別会計制度協議会 |
| 1. 16(金) | 13時30分 | 第5常置委員会 |
| 1. 16(金) | 13時30分 | 実施方法等調査専門委員会小委員会・各
科目別研究専門委員会委員長合同会議 |
| 1. 17(土) | 10時 | 実施方法等調査専門委員会小委員会 |
| 1. 23(金) | 13時30分 | 就職問題懇談会 |
| 1. 26(月) | 10時 | 教員養成制度特別委員会 |
| 1. 26(月) | 14時 | 大学格差問題特別委員会 |
| 1. 27(火) | 13時30分 | 第6常置委員会 |
| 2. 3(火) | 13時30分 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 2. 4(水) | 13時30分 | コンピューター専門委員会 |
| 2. 4(水) | 16時 | コンピューター専門委員会小委員会 |
| 2. 13(金) | 13時30分 | 理事会 |
| 2. 18(水) | 10時30分 | 実施方法等調査専門委員会小委員会 |
| 2. 19(木) | 10時 | 入試改善調査委員会・実施方法等調査専
門委員会合同会議 |
| 2. 23(月) | 13時 | 第3・第4常置委員会合同会議 |
| 2. 25(水) | 10時 | 第6常置大学財政小委員会 |
| 2. 29(日) | 10時 | 実施方法等調査専門委員会小委員会 |
| 3. 10(水) | 13時 | 第1常置委員会 |
| 3. 11(木) | 13時30分 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 3. 27(土) | 13時30分 | 実施方法等調査専門委員会小委員会 |
| 4. 17(土) | 10時 | 第5常置委員会 |
| 4. 28(水) | 13時30分 | 第1常置委員会 |
| 4. 30(金) | 10時 | 入試改善調査委員会・実施方法等調査専
門委員会合同会議 |
| 4. 30(金) | 13時 | 実施方法等調査専門委員会小委員会・各
科目別研究専門委員会委員長合同会議 |

予 算 ・ 決 算

昭和50年度国立大学協会歳入・歳出追加予算（案）

国立大学協会
昭和51年2月13日理事会
昭和51年 第58回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	備 考
歳 入 の 部	48,526,000 ^円	6,257,000 ^円	54,783,000 ^円	
1. 会 費	46,476,000	1,457,000	47,933,000	追加予算は「筑波大学および旭川・浜松・宮崎・滋賀・島根」の各医科大学および富山医科薬科大学の会費
3. 雑 収 入	1,200,000	4,800,000	6,000,000	追加予算は「国立大学入試改善調査報告書」他5件12,636部の頒布収入額および同送料費の収入
歳 出 の 部	48,526,000	6,257,000	54,783,000	
1. 事 業 費	16,600,000	2,257,000	18,857,000	
(8) 図書・資料頒布費	800,000	2,257,000	3,057,000	追加予算は、図書資料頒布数の増加および印刷費増加のため
2. 事 務 費	27,576,000	4,000,000	31,576,000	
(1) 諸 給 与	21,750,000	4,000,000	25,750,000	追加予算は、給与改訂により経費増加のため

（追加予算を要する理由）

上記各科目に記載の理由により歳出予算（図書・資料頒布費ならびに諸給与）に不足を生じ歳入予算（会費）において、筑波大学他6大学の予算の確定による会費の追加および「雑収入」において「国立大学入試改善調査研究報告書（昭和49年度）」他5件の増収があったため、これに関係する歳入歳出予算を追加する必要がある。

昭和50年度国立大学協会歳入・歳出決算（案）

国立大学協会
昭和51年5月7日理事会
昭和51年 第58回總會

科 目	決 算 額	予 算 額			流 用 増 減	差 引 増 減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
歳 入 の 部	56,149,006	48,526,000	6,257,000	54,783,000		△1,366,006	
1. 会 費	48,078,000	46,476,000	1,457,000	47,933,000		△ 145,000	83大学分
2. 預 金 利 子	749,496	550,000		550,000		△ 199,496	定期・普通予金利子
3. 雑 収 入	6,979,950	1,200,000	4,800,000	6,000,000		△ 979,950	49年度入試改善調査研究報告書4,885部他5件の頒布収入
前年度繰越金	341,560	300,000		300,000		△ 41,560	
歳 出 の 部	49,161,978	48,526,000	6,257,000	54,783,000		5,621,022	
1. 事 業 費	16,432,342	16,600,000	2,257,000	18,857,000		2,424,658	
(1) 総 会 費	1,916,930	1,600,000		1,600,000	320,000	3,070	調査研究費より流用増 310,000 運営協議会諸費より流用増 10,000
(2) 運営協議会諸費	336,957	350,000		350,000	△ 10,000	3,043	総会費へ流用減 △ 10,000
(3) 役員会費	264,426	100,000		100,000	165,000	574	委員会費より流用増 165,000
(4) 委員会費	285,942	850,000		850,000	△ 359,000	205,058	役員会費へ流用減 △ 165,000 会報発行費へ流用減 △ 194,000
(5) 会報発行費	2,793,306	2,600,000		2,600,000	194,000	694	委員会費より流用増 194,000
(6) 調査研究費	4,486,896	4,800,000		4,800,000	△ 310,000	3,104	総会費へ流用減 △ 310,000
(7) 会議旅費	2,330,130	5,500,000		5,500,000	△ 961,000	2,208,870	図書・資料頒布費へ流用減 △ 961,000
(8) 図書・資料頒布費	4,017,755	800,000	2,257,000	3,057,000	961,000	245	会議旅費より流用増 961,000
2. 事 務 費	32,729,636	27,576,000	4,000,000	31,576,000	1,446,000	892,364	

昭和51年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

昭和51年2月13日理事会
昭和51年第58回総会

※前年度決算見込額には追加予算額を含む

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	摘 要
	円	円	円	
歳 入 の 部	60,185,000	54,783,000	5,402,000	
1. 会 費	53,771,000	47,933,000	5,838,000	81大学会費
2. 予 金 利 子	700,000	550,000	150,000	定期・普通予金利子
3. 雑 収 入	2,000,000	6,000,000	△4,000,000	入試改善調査研究報告書5千部他雑収
4. 前年度繰越金	3,714,000	300,000	3,414,000	
歳 出 の 部	60,185,000	54,783,000	5,402,000	
1. 事 業 費	22,100,000	18,857,000	3,243,000	
(1) 総 会 費	2,400,000	1,600,000	800,000	総会2回@60万円計120万円，事務連絡 会議2回@50万円計100万円他に会場費 20万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会5回@4万円計20万円他に資料費 15万円を含む
(3) 役員会費	150,000	100,000	50,000	理事会6回@2万5千円
(4) 委員会費	1,300,000	850,000	450,000	委員会および専門委員会100回@9千円 計90万円，特別会計制度協議会4回@3 万円計12万円（資料費を含む）他に会場 費28万円
(5) 会報発行費	3,900,000	2,600,000	1,300,000	会報4回@80万円計320万円，他に原稿 料・謝金・送料70万円
(6) 調査研究費	6,000,000	4,800,000	1,200,000	各委員会等の資料購入・作製その他調査 職員給与を含む
(7) 会議旅費	7,000,000	5,500,000	1,500,000	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8) 図書・資料頒布費	1,000,000	3,057,000	△2,057,000	各大学頒布資料作製および購入費

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	摘 要
	円	円	円	
2. 事 務 費	32,965,000	31,576,000	1,389,000	
(1) 諸 給 与	24,000,000	25,750,000	△1,750,000	職員（10人）の俸給諸手当
(2) 備 品 費	400,000	400,000	0	庁用什器備品等
(3) 借 用 料	800,000	500,000	300,000	協会事務局・倉庫・物置借用料
(4) 消 耗 品 費	400,000	300,000	100,000	庁用消耗品等
(5) 印 刷 費	200,000	100,000	100,000	庁用印刷
(6) 通 信 費	1,100,000	500,000	600,000	電信・電話料および郵送料
(7) 旅 費・交 通 費	1,000,000	500,000	500,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費 および交通費
(8) 庁 用 諸 費	1,000,000	700,000	300,000	光熱水料・新聞雑誌購入費その他の庁用 諸費
(9) 雑 費	100,000	100,000	0	職員厚生費・清掃費その他諸雑費
(10) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	1,965,000	1,226,000	739,000	被保険者事業主負担金（給与額の8.2%）
(11) 退 職 給 与 引 当 金	2,000,000	1,500,000	500,000	諸給与所要額の8.4%
3. 予 備 費	5,120,000	4,350,000	770,000	予備費には一般予備費 255 万円および51 年度給与改訂推計額 257 万円を計上した。 なお、この給与改訂推計額は51年度の10 %の給与改訂率を50年度給与決算見込額 2,575 万円に乗じた 257 万円とした。

要 望 書 等

医学教育の改革に関する調査研究 報告書の送付について（要 望）

国大協総第9号
昭和51年2月13日

文部事務次官 殿
厚生事務次官

国立大学協会
会長 林 健太郎

予てより当協会において検討してまいりました医学教育の改革問題について、去る2月2日の特別委員会において調査研究報告書の成案を得ましたので、ご参考までに一部ご送付致します。

（報告書掲載略）

国立大学の授業料について（要 望）

国大協総第10号
昭和51年2月17日

衆議院文教委員会
委員長 登坂 重次郎 殿
参議院文教委員会
委員長 山崎 竜男 殿

国立大学協会は、さきに国立大学の授業料について文部省、大蔵省に対して別紙の要望書を提出いたしました。が、国の高等教育の社会的役割と教育の機会均等を確保することの重要な意義に鑑み、国会において慎重に審議されるよう要望いたします。

国立大学授業料についての要望

最近政府においては、国立大学授業料値上げの意図があると伝えられているが、国立大学の

授業料の引上げはわが国の高等教育のあり方や学生生活に大きな影響を及ぼすものであるから、慎重に取扱われるよう要望する。

国立大学における教育に要する経費は、高等教育に対する国の責任に基づく経費であり、国がこれを負担することには理由がある。とくに国立大学授業料が戦後から現在に至るまで比較的低廉に維持されてきたことが、教育の機会均等、人材の育成などの重要な社会的役割を果たしてきたことを高く評価すべきである。従って私立大学と国立大学の授業料格差を、国立大学授業料の引上げによって是正しようとする考え方は、国の高等教育の経費の負担についての根本的政策に基づくものとはいえず、単に学生、父兄の経済的負担を増大する結果を招くのみでなく、わが国の高等教育のあり方に歪を与えるおそれもある。

現在わが国の国民経済は依然として不安定であり、諸物価の値上り、諸税、諸公共料金の増大などによる家計の不安定状態のなかで、学生、父兄の教育費負担が、一層困難を増しつつあることは、大学学生生活の実態調査によっても明らかである。上記の事情を考慮して、政府は、国の高等教育の社会的役割と教育の機会均等を確保することの重要な意義に鑑み、国立大学の授業料を、できるだけ低廉に止め、その引上げについては慎重に措置されるよう強く要望する。

昭和50年12月 日

国立大学協会
会長 林 健太郎

「高等教育計画部会中間報告」に対する国立大学協会第1常置委員会の当面の要望（第1常置委員会メモ）

この中間報告に対する国立大学協会の意見については目下第1常置委員会において検討中であるが、当面下記の事項について慎重に審議されるよう要望する。

1. 高等教育に対する理念とその上にたつての高等教育のあり方についての将来像をより明確にしてほしい。
2. 「規模の目途」(p. 8~・)中の数字等はその方向性を示したものと考え、弾力的なものであると理解したい。この際、教職員等を含め質的、量的充実向上をはかる必要があると考える。
3. 大学等の拡充をはかるに当って、総定員の枠の検討を含め、既設大学等の犠牲において行われぬようにする必要がある。
4. 「地域配置計画」(p. 12~・)中の配分枠組み、また「大学等の規模」(p. 8~・)における分野別枠組み等は再検討の要があると考える。
5. 大学院の問題は別途取扱うこととされているが、この報告書の内容そのものについても大学院との関連の上に検討する必要があると考える。

「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について—中間報告」 (50年7月7日)についての意見

昭和51年3月31日
国立大学協会
医学教育に関する特別委員会
委員長 北村 四郎

国立大学協会医学教育に関する特別委員会

は、昭和46年6月以降、4年余にわたり、広く医学・医療の現実と将来像について、調査研究を行ない、これを今後の医学教育の改善に資すべく、本年2月最終報告書をまとめ、これを国立大学協会の名において発表した。その調査研究の過程において、大学院問題について検討したが、その際に得られた結論を基にして上記「中間報告」を検討すると共に、協会所属の各大学に上記「中間報告」に対する個別の見解を求め、それぞれの事項を慎重に検討した結果、本委員会として、下記の15点について修正されることが望ましいという結論に達した。貴委員会において、これらの諸点について充分の考慮をたまわるよう要請する。

記

I 医学関係

- (1) 1P I構成、1. 大学院の課程の(説明)の部分5行目「……修士課程又はそれに類する課程を設置することについて検討することとする」を「……設置することについて、積極的かつ具体的にその内容を検討することとする」と改める。

「理由」

修士課程又はそれに類する課程の設置については、かなり要望がたかまっているが、直ちにこれを設置するためには、まだ具体的イメージや内容について、合意が得られていない。したがって、その作業を直ちに積極的におすすめの必要がある。

- (2) 3Pの修業年限についての枠内「博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、少なくとも……」の「ただし……」以下を削除する。
- (3) したがって、この項の「説明」中の3行目「しかしながら……」以下を削除する。

(2), (3)の「理由」

このような但し書きを付することは、それが一般化への道を開き、大学院課程のレベル低下を招くおそれ大きい。

(4) 4 P…履修方法枠内②「研究指導上、特に必要がある場合には、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院に研究指導の一部を依頼することができるものとする」を「…他の大学院、研究所等に研究指導の一部を……」と修正する。

(5) したがって本項の説明、5 P 4行目も同じく「高度の水準を有する病院」を除き「等」とする。

(4), (5)の「理由」

“高度の水準を有する病院”の基準が明らかでないこと及び大学院課程を卒後の臨床研修や専門医養成課程とは別のものとして位置づけるという趣旨にそむく恐れが大きい。勿論部分的に高度の水準を有する病院は存在するが、この場合、その病院の研究者を大学院の非常勤講師として委嘱、指導にあたらせることで実施が可能である。

(6) 5 P II 組織、編成、1. 専攻枠内2行目「ただし、教育研究上適当と認められる場合には一個の専攻のみを置くことができる」を削除する。

「理由」

これまで医学・歯学の大学院には、一個の専攻のみを置いた例はない。今後設けられる大学院について、一個の専攻のみを置くことを認めることは、格差導入の条件になる。

(7) 8 P IV 学位制度、1. 学位の種類及び意義の説明②「一般的に見て、4年を標準修業年限とする博士課程において、相当程度の研究業績の蓄積上に立つ高水準の論文まで求

めることは困難であると考えられる。したがって」の部分削除する。

「理由」

とくに、このように低レベルでありうることを説明する必要はないと思われる。

(8) 9 P 2. 学位の授与要件、枠内7～9行目「ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。」を削除する。

「理由」

(2), (3)の理由と同じ。

(9) 10 P V その他の事項、枠内「入学資格、教員の資格、独立大学院、管理運営組織、施設設備については、答申と同様とする」を「入学資格、教員の資格、独立大学院については、答申と同様とする」と改め、これを最後の項目(VII)とする。

管理運営組織および施設設備については、それぞれ、項目をおこし、次のようにする。

V 管理運営組織

- | |
|--|
| <p>① 研究科に、当該研究科に関する重要事項を審議するため、教授会又は委員会を置くものとする。</p> <p>② 大学院を置く大学は、大学院に関する事務を処理するため、独立の事務組織を設けるものとする。</p> |
|--|

(説明) ① 答申通り

② 大学院の事務組織は、これを独立して行い得るよう整備する必要がある。

「理由」

医学・歯学大学院は、数個以上の専攻科か

らなっている。したがって事務機能を円滑にするため、とくに独立させる必要がある。

VI 施設、設備ならびに技術要員

大学院には、それに必要な種類及び数の施設設備と、それらの管理運営にあたる要員を備えるものとする。

(説明) 大学院には、その教育研究、研究指導を実施するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等の諸施設を設けるとともに、教育研究、研究指導に必要な機械器具、標本等の設備ならびに図書および学術雑誌を充分整備する必要がある、同時にこれらの管理運用・操作にあたる技術要員が確保されなければならない。

「理由」

施設・設備のみが整備されても、その管理運用にあたる要員が配置されなければ、十分な機能を果し得ない。

II 歯学関係

歯学関係についても、修正又は削除を要請する箇所は、医学部と同様であるが、これらを列記しておく。

(10) 11P I 構成, 1. 大学院の課程(説明)の部分4行目

「修士課程又はそれに類する課程を設置することについて検討する」を「……設置することについて積極的かつ具体的にその内容を検討することにする」と改める。

「理由」

(1)に同じ。

(11) 13P 修業年限, 枠内1~2行目

「ただし、少なくとも3年以上在学しなければ、課程修了を認めることはできない」を削除する。

「理由」

(2), (3)に同じ。

(12) 14P 履習方法, 枠内②の2行目

「他の大学院又は研究所に研究指導の一部を依頼することができる」を「……研究所等……」にする。

「理由」

(5)に同じ。

(13) 18P 学位制度, 1. 学位種類及び意義の(説明)②を削除する。

「理由」

(7)と同じ。

(14) 18P 2. 学位の授与要件, 枠内6~8行

「ただし、3年以上在学し……学位を授与することができる」を削除する。

「理由」

(8)と同じ。

(15) その他の事項 (9)に同じ。

以上

その他の部分については、主文ならびに説明ともに、貴分科会の答申に賛成である。

資 料

国立大学入試改善調査施設の設置 について（依頼）

国大協総第 124 号
昭和50年12月15日

東京大学総長
林 健太郎 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

既にご高承のとおり、本協会においては昭和46年以降、国立大学の共同検討課題として入学選抜方法の改善を図るため「国立大学共通第一次試験」を実施することについて調査研究を進めてまいりましたが、これの具体像を究明するためには、今後一層充実した態勢の下でさらに検討を継続して行くことが必要となりました。

そのような事情から本協会としては、来年度においてはそのための調査研究機関として「国立大学入試改善調査施設」（別表参照）を特定の大学に付設して、そこで具体的な検討を進めて行くことが適当と考え、それに必要な経費を昭和51年度概算要求に計上することを去る11月開催の第57回総会に諮り、了承を得ました。なおその際、この「入試改善調査施設」を設置する大学の決定については、理事会に一任することとされました。

以上の経緯に基づき、去る12月12日開催の理事会においてこの件が協議されましたが、種々審議の結果、全会一致をもってこの調査施設を貴大学に付設して頂くことが適当との結論となりました。

つきましては誠にご迷惑とは存じますが、事

情ご諒察のうえ、上記に関する昭和51年度予算決定の際には、このことについて格別のご高配を賜りますよう貴意を得たく、ここにお願い申し上げます。

国立大学入試改善調査施設の設置 について

（回答）

東大庶入第 116 号
昭和50年12月18日

国立大学協会会長
林 健太郎 殿

東京大学総長
林 健太郎

昭和50年12月15日付け国大協総第 124 号で依頼のありました標記の件につきましては、下記の諒解のもとに東京大学に付設することを承諾いたします。

記

1. 入試改善調査施設（以下「調査施設」という。）は時限的な施設とし、国立大学共通第一次試験が実施される場合には国立大学入試センター（仮称）に移行するものであること。
1. 調査施設に専任教官の発令は行わず、東京大学教官の併任によること。
1. 調査施設に置かれる運営委員会（仮称）は、東京大学内外の委員により構成されるが、いずれも東京大学総長の委嘱によること。

大学卒業予定者のための就職事務 開始時期について（通知）

国大協総第6号
昭和51年2月3日

各国立大学長 殿

国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期について、去る1月23日開催の各国立大学私立大学団体代表者による就職問題懇談会において別紙のとおり申合せが行われましたのでご通知いたします。

本年度においては、深刻な経済不況の関係から就職事務開始時期につき再三変更が繰り返され、各大学に多大のご迷惑をおかけすることになりましたが、51年度の申合せを行うに当たっては、各大学団体、企業側等関係者間においてこの点を十分反省し慎重な協議を重ねられ、また本協会においてもその経過を踏まえ第3常置委員会ならびに理事会において十分な審議を行った末、この申合せに至った次第であります。

ついては、各大学におかれては以上の経緯に鑑み、別紙申合せに関し趣旨ご了承の上、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかり下さるよう、特段のご配慮のほどお願いいたします。

なお、この就職事務の開始時期につきまして、これまで大学8団体の申合せのほか中央雇用対策協議会の決議が出され、その拠り所が不明確となっていた点に鑑み、今回の申合せをするに当たってはこの点の調整を図り、同一方針に統一することといたしましたので、併せてご了承下さるようお願いいたします。

（別紙）

昭和51年度大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ

国・公・私立の各協会・連盟等は、最終学年の学生が勉学に専念できる期間を確保するためには、採用選考の時期は、卒業前年の秋以降とすることが望ましいと考え、その実現に努めてきたが、昭和50年度の就職事務の実施結果に鑑み、当面、昭和51年度の大学卒業予定者については、昭和51年10月1日求人活動開始、同じく11月1日採用選考開始の線で就職事務を行うことを申し合せる。

昭和51年1月23日

国立大学協会会長
林 健太郎
公立大学協会会長
森川 晃卿
日本私立大学連盟会長
大泉 孝
日本私立大学協会会長
中原 実
私立大学懇話会会長
正田 健次郎
国立短期大学協議会会長
博田 五六
全国公立短期大学協会会長
有山 兼孝
日本私立短期大学協会会長
公江 喜市郎

学費について（事務連絡）

国大協総第10号2
昭和51年2月17日

各国立大学長 殿

国立大学協会
事務局長 丁子 尚

このことについてその後の経過をご連絡いたします。

去る2月13日開催の理事会において、国立大学の授業料の問題に関し今後とるべき措置について審議いたしました結果、目下51年度予算について審議中の国会に対し、授業料をできるだ

け低廉に止めるよう要望することが決定されました。よって同理事会終了後会長、両副会長ならびに渡辺第6常置委員長が協議され、授業料の引上げについては慎重に措置されたい旨の別紙要望書を作成し、これを衆参両院の各文教委員会委員長に提出することになりましたのでご報告いたします。

注) 上記の「別紙要望書」については要望書等の項参照

【昭和51年度】

スポーツ安全協会傷害保険の保険料および保険金額改定

(現 行)

区 分	口 数	保 険 料	保 険 金 額		
			死亡・後遺障害	医療（1日につき）	
第 1 種	1 口	100円	1口 500,000円	1口 500円	
	2 口	200	2口 1,000,000円	2口 1,000円	
第 2 種	A	1 口	後遺障害の支払いは3%から100%まで	支払限度日数は事故の日から180日	
		2 口			1,300
	B	1 口			875
		2 口			1,750
	C	1 口			445
		2 口			890

↓

(改 定)

標 準 型

区 分	保 険 料	死亡・後遺障害	保 険 金 額	
			医 療 保 険 日 数	
			通 院 中	入 院 中
第 1 種	300円	3,000,000円	1,000円	1,500円
第 2 種	A	後遺障害の支払いは3%から100%まで	支払限度日数は事故の日から90日	支払限度日数は事故の日から180日
	B			
	C		2,800	通院、入院を合わせた場合は従来どおり180日限度

注) 特に希望がある場合には、S型（保険料および保険金額は標準型の2分1の額）の加入も可能です。

その他保険内容の改定（1から4までは傷害保険普通保険約款改訂に伴うもの）

1. ガス中毒、毒物中毒等の急性中毒を担保すること。
2. 医療保険金を入院（非入院支払日額の1.5倍、180日限度）と非入院（90日限度）の2本建とすること。（通院、入院を合わせた場合は、従来どおり180日限度）
3. 重過失、闘争行為、泥酔により生じた傷害、および微傷に起因する創傷伝染病を担保すること。

4. 第2種BよりAへ移行する種目……山岳登山、スキューバダイビング。

第2種AよりBへ移行する種目レスリング、ボクシング、相撲、空手、拳法、アメリカンフットボール。

5. 第2種の保険金支払いの対象とならない治療日数を14日未満から7日未満に短縮すること。

6. 第2種の経路往復中を第1種と同様にすること、および広く団体管理下の活動を担保すること。

窓

新しい体温の測定法

体温計ほど安くて簡便で、しかも正確な計量器は、ほかにあまり見あたらない。この簡便な体温計のおかげで、体温の測定はどんな患者にも必ず行なわれる検査となっている。

しかし、体温計があまりにも良くてきたものであったため、ほかの方法で体温を測ろうとする研究は、むしろ遅れてしまったようである。また、いろいろな新しい検査法が開発される中で、体温を測ることの意義を考える機会も少なくなってしまった。

ところで、数年前、医療機器関係の雑誌を調べているとき、ふと小さな広告を見つけた。それは、英国の某社の深部体温計というもので、体表から体内深部の温度を測る装置であった。資料を取り寄せて調べてみると、その原理は、体表から熱が逃げないように電子的に制御を行なって、体内と体表の温度を平衡させるという全く簡単なもので、こんなことが今まで考えられなかったことにむしろ驚いた。さっそく機械を取り寄せる一方、自分でも同様の装置を試作して調べた結果、英国の某社のものにはいくつかの欠陥があることがわかり、試作を繰り返していくうちに、精度も使い勝手もだいぶよいものができた。

深部体温計では、脇の下で体温を測る代りに、額に直径4cmくらいの検出部を当てて、頭の温度を測るのがよい。また、手の平や足のかかとの深部温度を測ることが、四肢の血行の状態を調べるのに役立つこともわかった。

このようなわけで、多少抜けがけのようなところもあるが、ごく簡単な技術の応用で、外国でもほとんど行なわれていないような体温の研究が、このところ急に注目されるようになった。

しかし、体温に関することは、やはり古くから知られていたことが多い。額で熱を調べることは、昔から母親ならだれでもやってきたことだし、東洋医学の方面では、左右の手の平を患者の額と手足に同時に当てて、四肢の冷えの状態を調べるとのことである。手足の温度は、左右の差が非常に小さいことが、深部体温計を使った研究で明らかになってきたが、東洋医学ではこの性質をうまく利用して、患者の診断に用いていたわけである。

深部体温計は、技術的に見れば初歩的なものだし、体温の測定もごくありふれたことにすぎないけれども、案外こんなところに思いがけない発展の可能性が隠れているものである。

（東京医科歯科大学教授・医用電子工学 戸川達男）

そ の 他

□ 学長等の異動について

学長の交代

大 学 名	旧	新
小樽商科大学	実方 正雄	伊藤森右衛門
帯広畜産大学	大原 久友	西川 義正
横浜国立大学	水戸部正男	久保村隆祐
徳島大学	北村 義男	山田 憲吾

役員交代

	旧	新
理 事	水戸部正男(横浜国大)	久保村隆祐 (同 大)
監 事	飯島 宗一 (広島大)	太田善磨(東京学芸大)

委員長交代

委員会名	旧	新
第2常置委員会	谷田 関次 (お茶大)	若槻 哲雄 (大阪大)
大学格差問題	水戸部正男(横浜国大)	岡本 舜三 (埼玉大)

特別委員会委員交代

委員会名	旧	新
大学格差問題	石原 恵三 (群馬大)	畑 敏雄 (同 大)
	水戸部正男(横浜国大)	久保村隆祐 (同 大)
	玉山 勇 (福島大)	渡辺源次郎 (同 大)
図 書 館	北村 義男 (徳島大)	円藤 真一 (香川大)
	実方 正雄(小樽商大)	今村 成和(北海道大)
	谷田 関次 (お茶大)	古市 宙三 (同 大)
研 究 所	田中 定 (佐賀大)	池田 数好 (同 大)
	池田 数好 (九州大)	武谷 健二 (同 大)
	船山 謙次 (北教大)	岡路 市郎 (同 大)
教員養成制度	玉山 勇 (福島大)	九嶋 勝司 (秋田大)
	池田 数好 (九州大)	武谷 健二 (同 大)
	山本 傳 (福教大)	大賀 一夫 (同 大)
	(教員委員)新谷賢太郎 (金沢大)	田浦 武雄(名古屋大)

教養課程	今西 錦司 (岐阜大)	吉利 和(浜松医大)
	谷田 関次 (お茶大)	若槻 哲雄 (大阪大)
	池田 数好 (九州大)	武谷 健二 (同 大)
医学教育	釜洞醇太郎 (大阪大)	石塚 直隆(名古屋大)
	北村 義男 (徳島大)	武谷 健二 (九州大)
入試調査	実方 正雄(小樽商大)	松本 秋男(北見工大)
	谷田 関次 (お茶大)	市古 宙三 (同 大)
特別会計制度 協議会 (専門委員)	渡辺 武男 (秋田大)	岡本 舜三 (埼玉大)
	手塚卯津美 (九州大事務局長)	稲野 信力 (筑波大事務局長)
専門委員の委嘱		
第6常置委員会	大川 政三 (一橋大学教授)	
教員養成制度	真下 健 (群馬大学教授)	
	山田 昇 (和歌山大学助教授)	
臨時委員の解嘱		
教員養成制度	末吉 悌次	

□ 寄贈図書

- 厚生補導 1月号~2月号
- 教育と情報 2月号~4月号
- 学校基本調査速報 卒業後の状況調査 (文部省)
- 高等教育の計画的整備について (文部省)
- 学術月報 1月号~4月号 (日本学術振興会)
- 国際交流 冬季号 (国際交流基金)
- 産業と教育 4月号 (産業教育振興中央会)
- 欧米諸国における図書館学教育課程の現状 (図書館短期大学)
- 大学時報 127号 (日本私立大学連盟)
- 大学研究ノート 第20号 大学の大量化をめぐる
(広島大学大学教育研究センター)
- 総合教育研究室 年報 第3号 1975 (関西学院大学)
- 研究紀要 第21集 (新潟大学教育学部長岡分校)
- 明治学院百年史資料集 第3集 (明治学院百年史委員会)
- 学位論文審査要旨 第15号 (岡山大学)
- 教育学部紀要 第21集 (九州大学教育学部)
- 入学者選抜方法研究委員会報告書 (京都工芸繊維大学)
- 紀 要 第8号 (聖徳学園短期大学)